

会 議 録

令 和 8 年 第 1 回 定 例 会

会期：令和8年3月 4日
令和8年3月18日
(15日間)

小 海 町 議 会

第 1 回定例会会議録目次

議事日程等	2
第 1 日 (招集、上程、説明、報告、一部採決)	
開会	5
招集あいさつ・施政方針・報告	7
諮問第 1 号～2 号 (人権擁護委員候補者の推薦)	14
同意第 1 号～2 号 (固定資産評価審査委員会委員の選任同意)	15
議案第 2 号 (事件)	16
議案第 3 号～8 号 (条例)	21
議案第 9 号～16 号 (予算・補正予算)	23
第 2 日 (議案質疑・委員会付託)	
議案第 3 号～8 号 (条例)	26
議案第 9 号～16 号 (予算・補正予算)	34
第 6 日 (一般質問)	
第 1 番 黒澤 敦史 議員	80
第 2 番 小池 喜昭 議員	91
第 3 番 菊池 一巳 議員	105
第 6 番 的埜美香子 議員	107
第 12 番 渡辺 均 議員	123
第 5 番 渡邊 晃子 議員	140
第 15 日 (委員長報告、討論、採決、追加議案)	
開会・報告	157
議員派遣の件	159
議案第 3 号～8 号 (条例)	159
議案第 9 号～16 号 (予算・補正予算)	163
議案第 17 号～18 号 (事件)	171
同意第 3 号 (副町長の選任同意)	179
議案第 19 号 (補正予算)	180
署名	183

令和 8 年 第 1 回

小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	令和 8 年 3 月 4 日 午前 10 時 00 分	
閉会年月日時	令和 8 年 3 月 18 日 午後 4 時 02 分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第 9 番議員、第 11 番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和 7 年 3 月 5 日 至 令和 7 年 3 月 19 日 15 日間	
	町長招集あいさつ・施政方針	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案賛成で 答申
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	原案同意
同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	〃
議案第 2 号	防災行政無線施設改修工事請負契約の変更について	原案可決
議案第 3 号	小海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	〃
議案第 4 号	小海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	〃
議案第 5 号	小海町生涯学習センター「北牧楽集館」条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 6 号	小海町図書館条例の一部を改正する条例について	〃

議案第 7 号	小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 8 号	小海町介護保険条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 9 号	令和 8 年度小海町一般会計予算について	〃
議案第 10 号	令和 8 年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について	〃
議案第 11 号	令和 8 年度小海町介護保険事業特別会計予算について	〃
議案第 12 号	令和 8 年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について	〃
議案第 13 号	令和 8 年度小海町簡易水道事業会計予算について	〃
議案第 14 号	令和 7 年度小海町一般会計補正予算（第 9 号）について	〃
議案第 15 号	令和 7 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	〃
議案第 16 号	令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について	〃

《追加議案》

議案第 17 号	小海町過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決
議案第 18 号	建設工事請負契約の変更について	〃
同意第 3 号	副町長の選任同意について	原案同意
議案第 19 号	令和 8 年度小海町一般会計補正予算（第 1 号）について	原案可決

会議の顛末	令和8年3月4日 午前10時00分に始め
	令和8年3月18日 午後4時02分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘	こども課長 小池 司
	教 育 長 黒澤五雄	やすらぎ園所長 井出重信
	総務課長 吉澤君雄	代表監査委員 小平宗之
	町民課長 井出知之	
	産業建設課長 宮澤賢司	
	生涯学習課長 小平文仁	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 小平弘恵	
	書 記 中嶋晴基	

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	3/4	3/5	3/9	3/12	3/13		3/18
					予決	民文	予決	
第1番	中村 佳太	○	○	○	○	○	○	○
第2番	小池 喜昭	○	○	○	○	○	○	○
第3番	菊池 一巳	○	○	○	○	○	○	○
第4番	小池今朝之	○	○	○	○	—	○	○
第5番	渡邊 晃子	○	○	○	○	○	○	○
第6番	的埜美香子	○	○	○	○	—	○	○
第7番	黒澤 敦史	○	○	○	○	—	○	○
第8番	鷹野 文則	○	○	○	○	○	○	○
第9番	篠原 哲雄	○	○	○	○	○	○	○
第10番	古谷 恒晴	○	○	○	○	○	○	○
第11番	井出 和人	○	○	○	○	—	○	○
第12番	渡辺 均	○	○	○	○	—	○	○
計		12	12	12	12	7	12	12

令 和 8 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
*	開会年月日時 令和8年3月4日 午前10時00分
*	閉会年月日時 令和8年3月4日 午後3時40分
*	開会の場所 小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。第1回定例会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>3月に入り春めいてまいりましたが、今日は一転して雪になり、また、警報級の大雪の予報ではありましたが、降雪はわずかでありまして、一安心というところでございます。</p> <p>去る2月24日に小海町長選挙が告示され、黒澤弘町長が無投票で3選を果たしました。議会を代表してお祝い申し上げます。信毎新首長に聞くに掲載されておりましたが、3期目に力を入れる政策は、コンパクトなまち作りを目指し、小海駅近くに障害者高齢者等の住まいを建設する。小海駅周辺の活性化。憩うまちこうみ事業については、協定企業との連携をさらに深め、中身の充実に努める。特にレモングラスは町の補助も考え、栽培の問題解決を一緒にしていきたいとあります。少子高齢化が急速に進み、人口も4000人を下回るのも時間の問題に思われます。町内をどう活性化させ、人口をどう維持していくかが大きな課題であります。3期目の町長の公約のジャンプ、地域再生の見本になるまち作り、元気なまち作り、町民が全国に誇れるまち作りにしっかり着地点を見いだしていただきたいものであります。議会としてもしっかり見極めていかなければいけないと思っております。</p> <p>また、3月1日にはアメリカ、イスラエルがイランを攻撃し、中東情勢が緊迫化し、原油価格の高騰が非常に懸念され、十分な供給がされるのか懸念されるところであります。さらに、物価高騰に繋がり、国民の生活に影響を及ぼすことが懸念されております。</p>

	<p>ただいまの出席議員数は、全員であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回小海町議会定例会を開会いたします。</p> <p>なお、議会のICT化推進の目的から、議場へのタブレットの持ち込みを許可します。これから本日の会議を開きます。</p>
<p><u>日程第1 会議録署名議員の指名</u></p>	
議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第2番小池喜昭君及び第3番菊池一巳君を指名いたします。</p>
<p><u>日程第2 会期の決定</u></p>	
議 長	<p>日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきまして、去る2月16日に議会運営委員会を開催し、協議しておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長 的埜美香子 君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。</p> <p>本日招集の、令和8年第1回小海町議会定例会の運営につきましては、去る2月16日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。</p> <p>本定例会に付議される案件は諮問2件、人事案2件、事件議決案1件、条例案2件、条例改正案4件、当初予算案5件、補正予算案3件の合計19件であり、会期は本日より3月18日までの15日間とする案を作成いたしました。</p> <p>会期中の日程につきましては、11日午前10時から合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。</p> <p>なお、本日の昼休み12時30分から、議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から3月18日までの15日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なしの声)</p>	

議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>したがって本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程は掲載したとおりであります。</p>
<p><u>日程第3 町長招集あいさつ・施政方針</u></p>	
議 長	<p>日程第3、町長より招集のあいさつ及び施政方針をお願いいたします。</p> <p>黒澤町長。</p>
町 長	<p>本日ここに令和8年第1回小海町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変ご多忙中の中、全員のご参会をいただき、開会できますことを心から厚く御礼申し上げます。</p> <p>令和8年度の町政を執行するに当たり、所信の一端を申し上げまして、議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様方のご理解をいただくとともに、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、本予算は町長の任期の関係から骨格予算とさせていただきますので、新規事業につきましては、一部を除き計上してございません。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず、私事で大変恐縮ではございますが、昨年9月の定例会におきまして、出馬表明をし、この度、無投票ではありましたが、町政3期目を担わせていただくこととなりました。</p> <p>町民の皆様の声に耳を傾け、公約であります元気なまちづくりのため、公平、公正、そして誠実に力強く行政を進めていく所存でございますので、議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、ミラノ・コルティナオリンピックがイタリアにおいて開催され、スピードスケートやスキーを始め、各種目に長野県から出場した12名の選手も大活躍を収め、2月22日に閉幕いたしました。3月6日からはパラリンピックが開催されます。各種目において日本人選手の活躍が期待されます。</p> <p>国では2月18日に召集されました特別国会におきまして、第2次高市早苗内閣が発足し、2026年度予算成立に向け始動しております。今後、食料品の消費税減税や給付付き税額控除など重要法案が審議され、人口減少により厳しさを増す地方行政におきまして、追い風となるような施策が期待されます。</p> <p>長引く物価高騰に関しましては、国県において令和7年度補正予算である物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金事業により、こどもにも1人2</p>

万円の子育て応援手当の他、低所得者世帯へエアコン設置補助、ガソリンや電気料の補助が始まっております。町としましても、2月中旬から1人2万円のP-ねっと商品券を配布したところがございます。

このような中、保育園につきましては、令和8年度から全国的に開始となるこども誰でも通園制度に対応し、職員配置を整えてまいります。児童館につきましては、本体工事にあわせて、外構工事を含め、早期にオープンできるよう進めてまいります。また、小中学校におきまして、近年の教員不足に対し、町費あるいは組合費の講師を積極的に採用し、こどもたち1人1人に合った学びの場を提供するとともに、大学と連携した支援事業として、学校心理コーディネーターの配置を行います。本年4月にはこども家庭センターを開設し、教育・福祉・保健分野の連携をさらに強化し、積極的な相談体制と、母子手帳交付から成人までの包括的な支援を充実してまいります。

福祉関係につきましては、障がい者・高齢者等の住まいをさらに進め、公園整備事業につきましては、近隣公園、八峰公園の再整備を行ってまいります。国の地域未来推進交付金を利用し、関東地方整備局や内閣府、財務省など、国の各機関に積極的に陳情・要望をし、計画に沿った事業実施となるよう、財源確保を努めてまいります。

憩うまちこうみ事業につきましては、協定企業との連携をより深めた活動を行っていくこと、また、駅アルル等コミュニティ施設につきましては、人が集う賑わいの創出を目指して取り組んでまいります。

本年度は、町政施行70周年の節目であり、記念事業を実施してまいります。第6期長期振興計画後期計画の各事業に取り組み、町民の皆様が住んでよかった、暮らせてよかったと思える町となりますよう、挑戦・新鮮・実行を礎に、元気なまちづくりを進めてまいります。

こうした中、編成した令和8年度の予算規模は、一般会計43億8000万円、国民健康保険事業特別会計5億528万4000円、介護保険事業特別会計7億3761万9000円、後期高齢者医療特別会計1億129万1000円、簡易水道事業会計9882万円で、総額58億2391万4000円、前年度比マイナス5億3151万円、8.4%の減額となりました。

次に、各会計ごとに概要を申し上げます。

一般会計でございますが、歳入につきましては、町税は、前年の実績を考慮し、前年度比1011万5000円増の6億26万4000円を計上しました。

地方譲与税は前年度比650万円減の8050万円を、地方特別交付金は前年度比1450万円増の1650万円、地方交付税につきましては、前年度比350万円減の20億1200万円を計上しました。これらは、前年度実績等をもと

に計上したものでございます。

国庫支出金は、前年度比1億8106万6000円減の2億2513万9000円を見込みました。減額の内容は、自治体システムの標準化が終了したことによる減額、デジタル田園都市国家構想交付金事業などが終了したことによります。

総務費補助金では、ワインプロジェクト実施による第2世代交付金、教育費補助金では、新たに給食費負担軽減交付金を計上しました。

県支出金は、前年度比7313万8000円減の1億4935万2000円を見込んでおります。主な内容は、民生費負担金の障がい者の自立支援給付が前年々々増加し、6658万1000円を計上した他、教育費補助金では、給食費負担軽減交付金を計上しました。

繰入金は前年度比1576万4000円減の3億8381万7000円を計上しました。財政調整基金から2億2710万円、減債基金から1億3749万2000円の繰入をしております。

町債は前年度比2億8640万円減の2億5900万円を計上しました。過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業費においては、骨格予算であるため、計上金額が少額であること、また、緊急防災減災事業債につきましては、防災無線の更新工事が終了し、計上が無くなったことによります。

歳出につきましては、1款議会費の総額は7538万3000円を計上し、前年度比3.1%の増となりました。議員の皆様への報酬、事務局人件費、議会だよりなど議会活動に要する経費の他、議場の映像配信設備、会議システム関連費用計上費用を計上してございます。

2款総務費の総額は7億1674万2000円を計上し、前年度比25.2%の減となりました。一般管理費では、基幹系システム標準化が終了し、大幅に減少となっておりますが、企画費に計上していた職員用のパソコンおよびネットワーク関係費用を総務管理費に移行したため、3440万円が減額となっております。企画費では、地域活性化企業人関連運営費用として843万9000円を計上し、昨年7月から移住定住、空き家対策を担当しており、令和8年度も充実してさせてまいります。

民生費の総額は11億1796万2000円を計上し、前年度比14.8%減となりました。児童館完成後の運営費用を含め、6673万8000円を計上し、安心安全な居場所を提供してまいります。また、こども家庭センター費として、3699万1000円を計上し、相談業務の強化を図ってまいります。

4款衛生費の総額は、3億9875万2000円を計上し、前年度比4.9%増で前年並みとなりました。予防費では、こども家庭センター設置に伴う業務分担見直しで、妊産婦への支援給付事業が児童福祉費から移行となり、920

万円の増額。し尿処理費では、佐久環境衛生組合下水道負担金が交付税措置の減額により、1032万5000円増額となりました。また、住宅管理費では、今年度、公営住宅の長寿命化計画の策定に当たり415万8000円を計上しました。

5款農林水産費の総額は2億1012万5000円を計上し、前年度比5.9%の増となりました。農業振興費では、ワイン用ブドウ産地形成事業費として3067万7000円を計上しました。国の第2世代交付金を活用し、生産されたワインの販路調査や小海ブランドの確立など、事業展開のための計画作りを行う他、生産者の拡大も図ってまいります。また、県営事業で行っております小海原の畑かん整備事業につきましては、令和元年度から順次進めておりますが、箕輪から小海原集落間の管路の更新事業等の負担金を計上しております。

商工費の総額は4億5454万4000円を計上し、前年度比4.4%増となりました。商品券の発行につきましては、20%のプレミアム付きP-ねっと券1億5000万円の販売に対する補助を充実してまいります。事業費を合わせ、3180万円計上しました。松原湖観光交流センター運営費の八峰の湯であります。本年度、セルフオーダーシステムおよび自動精算機を導入し、混雑の緩和業務の効率化を実現することができました。町民の皆様の健康増進施設、松原湖高原の観光拠点の施設として多くの皆様に利用される施設作りを目指してまいります。

土木費の総額は2億6997万2000円を計上し、前年度比26.4%減となりました。継続事業であります橋梁の長寿命化修繕工事を実施するとともに、舗装工事を含め、町道の維持管理を進めてまいります。

8款消防費の総額は1億7888万1000円を計上し、前年度比14%の減となりました。消防団活動等非常備消防費に3351万8000円、南部消防署他常備消防費に負担金1億4536万3000円を計上しました。

9款教育費の総額は5億926万4000円を計上し、前年度比0.7%の減となりました。小学校関係では、学校心理コーディネーターを配置し、児童の支援体制を強化するため、316万8000円を計上し、社会教育費において、宿渡地区、馬流地区公民館の改修費補助金540万円を計上しました。

10款災害復旧費の総額は前年度比、前年度と同額の900万円を計上しました。台風や豪雨災害による土砂の片づけなど緊急工事に対応してまいります。

11款公債費の総額は4億3437万5000円を計上し、前年度比5.4%の減となりました。

国民健康保険事業特別会計でございます。国民健康保険事業特別会計の総

額は5億528万4000円を計上し、前年度に比べ2.8%の減で、ほぼ前年度並みとなりました。国民健康保険事業の運営につきましては、より一層の財政の健全化を図りながら、制度の安定的、持続的な経営と被保険者の負担の公平性確保に努めてまいります。

介護保険事業特別会計でございます。介護保険事業特別会計の総額は7億3761万9000円を計上し、前年度に比べ1.4%の増となりました。第9期介護保険事業計画3年目となります。介護給付費の増額に対応し、安定した歳入の確保に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計でございます。後期高齢者特別会計予算の総額は、1億219万1000円を計上し、前年度に比べて8.5%の増となりました。令和8年度から始まる子供子育て支援納付金に対応し、保険料が増加します。広域連合と連携を図り、安定した歳入確保に努めてまいります。

簡易水道事業会計でございますが、簡易水道事業会計予算の収益的収入総額は9882万円を計上し、前年度に比べ3.4%の増となりました。補助金、企業債の借り入れなど財源を確保しながら、資本的収入および支出の建設改良費において、配水管布設替え工事を比較的大規模に実施し、長期計画に沿った整備を進めてまいります。

以上、私の所信の一端と、各会計の予算について概要を申し上げました。町民の皆様が何を求めておられるのかを的確に判断し、スピード感を持って様々な施策を講じてまいりたいと考えております。元気な小海町をつくるため、引き続き積極的に行政を推進してまいります。議員の皆様を初め、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、施政方針といたします。

それでは続きまして、当初予算以外の議案につきまして、議事日程順に総合的な説明を申し上げます。諮問第1号、2号人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、令和8年度6月30日の任期で、法務大臣から2名が委嘱されておりますが、新任として本間の嶋田琴二氏を、再任として馬流の堀込久美子氏を候補者として推薦するにあたり、議会の意見を求めるものでございます。

同意第1号、2号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、令和8年3月で任期満了となります。評価委員2名について、芦谷の黒澤喜久雄氏を再任、松原の鷹野憲一郎氏を新任として選任することについての同意をお願いするものでございます。

議案第2号、防災行政無線施設改修工事請負契約の変更につきましては、令和7年度第2回臨時会において契約議決をいただいております。今回、工事の精算を行うにあたり、工事内容の変更契約

が必要となりましたので、議会の議決をお願いするものでございます。以上5件につきましては、本日審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議案第3号、4号、小海町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例と小海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、令和8年4月から開始となりますことも誰でも通園制度に対応するため、新たに制定するものでございます。

議案第5号、6号、小海町生涯学習センター北牧楽集館条例の一部改正する条例と小海町図書館条例の一部を改正する条例につきましては、北牧楽集館長および図書館長を会計年度任用職員とすると規定されておりますが、会計年度任用職員とすることができると改め、柔軟性を持った改正とするものです。

議案第7号、小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年4月1日からこども子育て支援納付金を課税することに伴う改正です。

議案第8号、小海町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第9期介護保険事業計画による事業運営が令和7年度税制改正の影響を受けないよう、所要の改正を行うものです。

議案第14号、令和7年度小海町一般会計補正予算第9号につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4403万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億2158万5000円とするものです。主な補正内容は、工事完了による精算見込みに伴うもので、剰余金は予備費に計上しました。

議案第15号、令和7年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ850万8000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億800万8000円とするものです。主な内容は精算見込みによる減額です。

議案第16号、令和7年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第5号につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3017万2000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億2206万2000円とするものです。主な内容は、歳入では、国庫金、県費、支払い基金交付金の精算見込みによるもので、歳出は、介護給付費の精算見込みによる減額です。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。詳細につきましては、担当各課長から説明いたします。よろしくご審議の上、全ての議案につきまして、同意可決決定賜りますようお願い

	<p>い申し上げます、議案の総括説明とさせていただきます。</p> <p>なお、令和7年度の予算につきましては、最終的な調整が必要となるため、補正予算として専決処分し、6月の第2回定例会において報告させていただき、ご承認を賜りたいと存じておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。</p>
<p><u>日程第4 諸般の報告</u></p>	
議 長	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。</p> <p>その他、報告事項のある方はお願いします。7番、黒澤敦史君。</p>
<p>(総務産業常任委員会の報告)</p>	
議 長	<p>他に。5番、渡邊晃子君。</p>
<p>(民生文教常任委員会の報告)</p>	
議 長	<p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第5 行政報告</u></p>	
議 長	<p>日程第5、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>2点についてご報告申し上げます。</p> <p>1点目は、2月12日に開催されました中部横断自動車道の環境影響評価準備説明会でございます。夜7時から総合センターにおいて行われ、町内外の方約70名が参加されました。環境影響評価の結果を詳細に説明していただきました。騒音、振動、水質、日照、動植物、景観など16項目にわたる調査と評価、そして環境を保全するための措置の方法などの資料をもとに解説されました。今後は3月16日まで意見書の提出ができ、その後、評価書が作成され、県の都市計画審議会において審議される予定です。</p> <p>2点目は、2月18日に親沢で発生した火災です。夕方5時半過ぎに親沢集落において、竹藪数十平方メートルを焼く火災がありました。南部消防署の他、第6分団、地元住民が出動し、30分程度で鎮火となりました。原因は竹やぶの伐採作業で枝類を焼却していた火が周囲に燃え移って広がったものです。なお、けが人はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。</p> <p>他に、行政報告がありましたらお願いいたします。</p>

総務課長	【長期振興計画審議会の報告】
	【空家等対策協議会の報告】
町民課長	【佐久環境衛生組合議会第1回定例会の報告】
	【小海町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】
	【介護保険懇話会の報告】
	【交通政策審議会の報告】
	【障害者福祉施設等検討委員会の報告】
産業建設課長	【簡易水道運営審議会の報告】
	【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】
こども課長	【子育て支援推進委員会の報告】
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・教育長・代表監査委員・各課長・所長であります。</p> <p>ここで11時5分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに10時53分)</p>
議 長	<p style="text-align: right;">(ときに11時05分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	<p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、諮問第1号から議案第2号は上程から採決まで、議案第3号から議案第16号は上程から説明までといたします。</p> <p>それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<u>日程第6 諮問第1号</u>	
議 長	<p>日程第6、諮問第1号、「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町長。</p> <p style="text-align: center;">(町長説明)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p>

	質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。お諮りいたします。本案を原案のとおり賛成として答申したいと思っております。これにご意義ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。したがって諮問第1号は原案のとおり賛成として答申することに決定しました。
<u>日程第7 諮問第2号</u>	
議 長	日程第7、諮問第2号、「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町長。
	(町長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。お諮りいたします。本案を原案のとおり賛成として答申したいと思っております。これにご意義ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。したがって諮問第2号は原案のとおり賛成として答申することに決定しました。
<u>日程第8 同意第1号</u>	

議 長	日程第8、同意第1号、「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町長。
(町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから同意第1号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
<u>日程第9 同意第2号</u>	
議 長	日程第9、同意第2号、「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町長。
(町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから同意第2号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
<u>日程第10 議案第2号</u>	
議 長	日程第10、議案第2号、「防災行政無線施設改修工事請負契約の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。6番的埜美香子君。
6番議員	はい、6番的埜です。7年度の契約を見ると、契約の方法のところが随意契約となっていて、それが全くなっているというのは、今の説明と関係があるのでしょうか。お願いします。
総務課長	はい、お答えいたします。契約の方法を記載を当初と同じように記載することです。記載すればよかったですけれども、入札でなく以前のもの更新しておりますので、特別今回精算するにあたって関係はないわけですが、契約は前回のものがこの会社だったということで、有利なということで契約してきた。6年度の契約もしてきた。7年度もそうしたという経緯でございます。表示については、記載をしませんでしたが、同様の内容です。
6番議員	はい。今の説明なんですけど、それであればここに記載する必要はないということでしょうか。元々あったその2の契約の方法、随意契約という欄はいらないのかどうか。
総務課長	当初と同じものでございますのでそれを記載すればよかったですということだと思います。ただその辺について変更があったということではないことは添えたいと思います。
6番議員	そうであればもう一度きちんとこの契約書、先ほどの説明された目3の広報費も含めて、これちょっと違うものになってしまうと思うので、きちんと作り直して、修正して出すべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。

総務課長	はい確かに既に提案はされている段階ですけれども、そうすれば訂正ということでさせていただきたいと思います。
議長	的埜議員、訂正を求めますか。
6番議員	はい。
議長	ちょっと議案の訂正になっちゃうんで、ちょっと差し替えという部分ができないという形になっちゃうかなと思うんですけどいいですか。ちょっとこれ休憩暫時休憩取りまして、ちょっと審議します。 (ときに 11 時 35 分)
議長	(ときに 13 時 00 分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 議事に入ります前に、さきほど、議会運営委員会および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長 的埜美香子 君。
議会運営委員長	はい、ご報告いたします。議会運営委員および各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程等が決定いたしましたのでご報告いたします。 3月12日木曜日午前11時から総務産業常任委員会視察なし。午後1時から予算決算常任委員会視察なし。3月13日金曜日午前10時から、民生文教常任委員会視察なし。午後1時から予算決算常任委員会視察なし。 なお、一般質問につきまして9日に6名が行い、10日は休会といたします。 また、午前中に11日の日程の方で合同現地視察およびと申し上げましたが、合同現地視察はなしで、全員協議会を11日水曜日午前10時から行う予定ですので、ご承知おきください。以上でございます。
<u>追加日程 議案第2号の訂正の件について</u>	
議長	本日、小海町長から提出された議案第2号について、訂正したいとの申し出があります。「議案第2号の訂正の件」を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)	
議長	「異議なし」と認めます。「議案第2号の訂正の件」についてを日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。追加日程、「議案第2号の訂正の件」を議題にします。 提出者から、「議案第2号の訂正」の理由の説明を求めます。吉澤総務課長。

(総務課長説明)	
議 長	お諮りします。ただ今議題となっています「議案第2号の訂正の件」を、許可することにご意義ありませんか。
(「異議なし」の声)	
議 長	「異議なし」と認めます。したがって、「議案第2号の訂正の件」を、許可することに決定しました。
日程第10 議案第2号	
議 長	日程第10、議案第2号、「防災行政無線施設改修工事請負契約の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。5番渡邊晃子君。
5番議員	はい。5番ですお願いします。ちょっと改めてになりますけれども、この議案第2号ですが、請負契約の変更についてと出されましたが、今先ほどもあった令和7年第2回臨時会、4月25日の資料を拝見していますが、全て一緒なわけでは変更ではない。内容が変更っていうご説明ありましたが、やはり契約の変更ではないと思うんですが、何と云えばいいのやら。これを上程されて、改修工事請負契約の変更について議決をお願いしますと言われても、それを認めていいのかちょっとやはり困るんですが。ちょっともう一度お願いします。
総務課長	はい、ご説明をいたします。4月の25日の日の臨時議会での議決、そこにも資料が提出されております。資料につきましては当初の設計内容のものということでございまして、この表のように内容的に細かくこの設計の部分をお示ししているものではありませんけれども、概要ということで資料説明をさせていただきました。これ軽微なものはこの議決要件に当たらないということも事実、表の中では解説の中ではうたわれております。ただ、議会とのその専決することに対して、やり取りが必要というような文言もございまして、内容についてこれをお示しをして、ご了解を得る。そういう手続きが丁寧だろうという判断のもとに提出させて

	<p>おりいただいておりますし、内容については、やはり変更があったということで、この金額で精算を行うということで、この変更内容、説明させていただきましたが、これで変更したいというものでございます。以上です。</p>
5 番議員	<p>はい、やり方として非常に丁寧で誠実というふうにも受け取れるんですが、だとしたら、これを認めると、私達が認めるのであれば、この先もこういう契約、工事請負契約の変更があった場合、変更の金額変わらなくても中身結構変わってるならお示しいただくことになりますけど、それでいいですか。そういう解釈でよろしいですか。</p>
総務課長	<p>はい、そういう例ということになりますので、今後につきまして、専決ということ、専決処分ができる内容というのをある程度決めさせていただければ非常にありがたいと思います。それを議会側と了解を前もっておいていただければ、ご了解をいただく範囲を決めて相談していただければ、そういう手続きのもとに進めていけるということがうたわれておりますので、そんなふうにお願ひできたらと思います。以上です。</p>
議 長	<p>6 番、的埜美香子君。</p>
6 番議員	<p>はい、6 番です。いうことであればこの変更内容についての質疑もあわせてできるのでしょうか？いいですか、お聞きしても。その資料の中身、先ほど説明あったんですけど、元々のこの数量変更ということで示されましたが、そのマイナスになった部分が今度追加でということなんですけど、逆に言えばこれが元の数字でいってればこの追加の内容はなかったのかどうか、そこをお願いします。</p>
総務課長	<p>はい、これについては実施して発生して来たものもあります。電波の受信状況を見て、基本的には新しいものの方が電波が強い。そういう種類のものになっているということで、こういうアンテナが新設され、前になかった人が新設される、そういうことは基本的にはないことなんですけれども、ただどういう具合かやっぱりうまく受信ができない。途切れるっていうようなことがありますして、そういうふうにも新規につけた方もおります。そういうこともありますして、後は場所を変更された、そういうこともありますして、新規発生する内容はあったということです。ですので、もしもこの台数が減っていなければ、その分は増ということになるかと思ひます。今回の補正ですね、補正の中でもある程度の減額をさせていただいておりますけれども、場合によってはそういうことも精算の段階であるのかどうかということがありましたので、ここまで補正は待っていたということでございます。精算という行為ということですので、当然に生じることであろうかと思ひますけれども、内容については以上です。</p>

議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 2 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 11 議案第 3 号</u>	
議 長	日程第 11、議案第 3 号、「小海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。小池こども課長。
(こども課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 12 議案第 4 号</u>	
議 長	日程第 12、議案第 4 号、「小海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。小池こども課長。
(こども課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 13 議案第 5 号</u>	
議 長	日程第 13、議案第 5 号、「小海町生涯学習センター「北牧楽集館」条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

	事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。小平生涯学習課長。
	(生涯学習課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 14 議案第 6 号</u>	
議 長	日程第 14、議案第 6 号、「小海町図書館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。小平生涯学習課長。
	(生涯学習課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 15 議案第 53 号</u>	
議 長	日程第 15、議案第 7 号、「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 16 議案第 8 号</u>	
議 長	日程第 16、議案第 8 号、「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 17 議案第 9 号</u>	
議 長	日程第 17、議案第 9 号、「令和 8 年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。
(総務課長説明、歳入まで)	
議 長	ここで 2 時 10 分まで休憩とします。 (ときに 13 時 49 分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。吉澤総務課長。 (ときに 14 時 10 分)
(歳出から総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 18 議案第 10 号</u>	
議 長	日程第 18、議案第 10 号、「令和 8 年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 19 議案第 11 号</u>	
議 長	日程第 19、議案第 11 号、「令和 8 年度小海町介護保険事業特別会計予算

	について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 20 議案第 12 号</u>	
議 長	日程第 20、議案第 12 号、「令和 8 年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 21 議案第 13 号</u>	
議 長	日程第 21、議案第 13 号、「令和 8 年度小海町簡易水道事業会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。宮澤産業建設課長。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 22 議案第 14 号</u>	
議 長	日程第 22、議案第 14 号、「令和 7 年度小海町一般会計補正予算（第 9 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 23 議案第 15 号</u>	
議 長	日程第 23、議案第 15 号、「令和 7 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 24 議案第 16 号</u>	
議 長	日程第 24、議案第 16 号、「令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。議案質疑は明日 5 日、木曜日、午前 10 時から行います。これにて本日は散会といたします。ご苦労様でした。 <div style="text-align: right;">(ときに 15 時 40 分)</div>

令和 8 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 2 日」	
* 開会年月日時	令和 8 年 3 月 5 日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和 8 年 3 月 5 日 午後 3 時27分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、議会のICT化推進の目的から議場へのタブレットの持ち込みを許可します。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、教育長、代表監査委員、各課長、所長であります。</p>
<u>日程第 1 「議案第 3 号」</u>	
議 長	<p>日程第 1、議案第 3 号、「小海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。6 番、的埜美香子君。</p>
6 番 議 員	<p>6 番的埜です。お願いします。まずですね、2 節 3 節の一般型乳児等通園支援と余裕型活用型乳児等というところが、ちょっと違いというか、ちょっとわかりづらいんですけど、お答え願えますか。</p>
こども課長	<p>おはようございます。今回のこの条例につきましては、8 年の 4 月 1 日から全国で始まるということ。一般型それから 3 節の余裕型というところで</p>

	すけども、まず一般型の方になりますけども、県の関係で通常の何て言いますかね、普通の公立の保育園、小海町のような要は保育園。それからあと、余裕型という方がどちらかという公立以外の部分の幼稚園だとか、保育園という部分になってきております。
6 番 議 員	それでですね、場所なんですけど、それはどこで考えているのか。その辺をお願いします。
こども課長	場所につきましては保育園であったり、そういうところなんですけども、小海町につきましては児童館を予定しております。というのは、現状児童館の方が午前中、今、子育て支援という形で乳幼児、それからお母さん等が来ておまして、この事業自体の対象がそういうお子さんになってきますので、改めて保育園というよりは、普段来慣れた場所等で実施をしたいというふうに思っております。
6 番 議 員	児童館ということなんですけど、14ページの方で、いろいろ条件っていうか書いてあるんですけど、乳児室やほふく室、そういうところがなければいけないというようなそんな書き方なんですけど、その辺は満たされるかどうか。お願いします。
こども課長	そういった場所につきましては、改めて分けてここがそこですよという形ではなく、この空間の位置をそういう対象として利用しますと、使ってくださいという形で、県とかにもそういう部屋がなきゃ駄目かということで再三確認はしたんですけど、そういう場所を確保できればそれで良いという形で、児童館の方でやりたいという思いです。
議 長	他に質疑ありますか。12番、渡辺均君。
12 番 議 員	細かな条例の中身について、甚だの不勉強な状況で質問させていただきたいんですけども、この条例案は、多分国ないし県から降りてきてそれをベースにして立ち上げてると思うんですけど、この中で、実は小海というのは子育て支援に非常に先進的に取り組んでいるという評価を私は他の市町村から聞いておまして、これの問題について、小海で県ないし国から来たモデル案をさらに噛み砕いて、小海の个性的な何か1項目なり2項目なり、そういった取り組みがあればお聞かせください。
こども課長	今回、この条例国から示されているものにつきましては、元となる法律の方が今回この後の特定という方でも二つ出てきておまして、それぞれ昨年まではお試しの期間という形で実施している町村もありまして、そのときにはそのまち独自の、市とか、独自のものを加えても問題はなかったんですけども、今回この4月以降のこのものにつきましては、そういったも

	のは入れないで欲しいということで、その当時のものを確認だとかして、そういったものをつけ加えたもので一旦確認、県とかね、確認等はしたんですけど、この4月から始まるこの条例につきましては、そういった文言は全て削除して、国の方の今回お示しをしているもので、全国统一してくださいという指示がありましたので、今のところそういったことについてはこの中には入っておりません。
議長	他に質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第2 「議案第4号」</u>	
議長	日程第2、議案第4号、「小海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。12番、渡辺均君。
12番議員	この議案第4号についても、十分に私読み込ませていないんですけども、乳幼児を抱えた母子が通園するっていう手立てについて、例えば交通政策の方で、バスの利用とか、あるいはタクシー券の利用とか、そういったことの間口の広い支援というのは考慮されたのかどうかお聞かせください。
こども課長	今のご質問につきましては、特段バスであったりタクシーであったりというそういった議論のところまではいたっておりません。
12番議員	限られた資源を有効に使うっていう意味では、多面的な町内にある多様なサービスを複合的に組み合わせて、その母子の支援を充実させていくと。そういったようなことで経済的な効果もあるし、社会的効果もあるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。
こども課長	そういうバスだとかというものにつきましては今、保育園の方で通園バスという形で開始しまして、毎日園児の方が利用しているという部分では、今後も継続してそういった部分はやっていくんですけども、この事業に関しましては、そういった交通的なものというものは一切入っておりませんので、今のところはそういう予定はございません。
12番議員	乳幼児を抱えた方の通園というのは非常にハンデが大きいんで、もし可能だったらそんなことも検討していただけると、以上です。

議 長	6 番、的埜美香子君。
6 番 議 員	6 番ですお願いします。この特定乳幼児という特定っていうところがどういところなのかっていうとこなんですけど、最後の 30 ページの四角の中に保育所等に通っていないっていうふうな書き方なんですけど、その前のやつは等っていうのは入っていないんですけど、この等っていう意味も含めてちょっと説明をお願いします。
こども課長	この 3 号の方との違いの方なんですけれども、まずこの 3 号につきましては、その町村でこども誰でも通園制度を実施するにあたって、この条例を設置をして行ってくださいと。この特定の方につきましては、正直この南佐久の方では、あまりそぐわないものなんですけども、大体が公立の保育園しかこの辺にはありません。唯一佐久穂町にちいろぼということで認定があるんですけども、そういうところがもしこの誰でも通園制度をやりたいよと言った場合に、町がその許可を出すというのでこの条例も制定してくださいというので、例えば市だとか東京だとか大きいところにつきましては、公立、要はその町にある保育園以外でも、こういうことを希望した場合、要はこの要件にあったものについて町市が許可を出しますよという、その許可を出す段階のもので、この条例がないと駄目ですよということで、正直小海町でこの特定というものが即じゃあ何かに生きてくるかという部分につきましては、この小海に限らずこの南佐久についてはあまりこの辺の要綱自体が生きてくるということはないんですけども、今回のこの 2 本につきましては、全国で村につきましても全て整備してくださいという内容のものになりますので、今すぐこれが小海町でも何か対象になってくるかといえ、今のところは無いというものになります。
6 番 議 員	以前の説明のときに、誰でも通園制度の対象が 49 名ほどいるっていうようなそういう説明があったと思うんですけど、その中には含まれないということよろしいでしょうか。対象者、対象者が 49 ほどいるっていうようなそういう話だと思うんですけど、いかがでしょうか。
こども課長	49 名、総人数で約 80 人おりまして、それで保育園に通っている方が 30、残りが 49 という形で、実際にこの誰でも通園制度の対象になってくる方はいるんですけども、それは先ほどの 3 号の方で、実際に小海町でやりますよと言ったときの対象が 49 ですので、その子たちはそこへ入ります。
議 長	5 番、渡邊晃子君。
5 番 議 員	5 番です。おはようございます。お願いします。すいません間違えだったら申し訳ないんですけども、今の特定乳幼児の件ですが、ちょっとこども

	家庭庁のサイトで見ると、特定乳幼児等通園支援事業は特定の支援が必要な乳児に対して適切な育成環境を提供することを目的とした制度とあるんですけども、つまり対象者が発達に特別な配慮が必要な乳児が含まれるとあるんですけども、ちょっと今のご説明だと全然違うなというところで、どうでしょうか。
こども課長	特定、今小海保育園でもあるんですけど、加配が必要だよというような子供も当然こども誰でも通園制度の中には全て対象になってきております。ですので、その特定というのはその支援が必要だよという方については、当然対象の中には入ってくると。逆にこの4号の特定乳児等というところにつきましては、先ほども申したような、なんて言えばいいですかね、公立の保育園以外のところが申し出てきた場合に、やっってくださいと、許可を出してくださいというものになってきております。
議長	他に質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第3 「議案第5号」</u>	
議長	日程第3、議案第5号、「小海町生涯学習センター「北牧楽集館」条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。12番、渡辺均君。
12番議員	最後の黒ゴシックで書かれた文章で、今までは会計年度任用職員とすると、要は会計年度職員以外にはできないという解釈であったんですけども、この改正によって、特に会計年度任用職員でなくてもいいということで、誰でもできるということに改正するという意図でしょうか。
生涯学習課長	おはようございます。その通りでございまして、一応想定としておりますのが、各町村でも行っておりますように生涯学習課長的な方の兼務、そういったことを想定はしております。
12番議員	柔軟に解釈するっていうのは、逆に言えば採用にあたってフリーハンドを与えるという意味で、会計年度職員というのはそれなりに雇用条件が一定程度守られるという条件のもとで就労するわけですね。だけでもそれを外すとですね、いつでもどこでも逆に言えば、ひどい言葉で言えば首切ることができる、悪く言えばですよ。自由裁量というのはそういう危険性を

	はらんでいるわけで、果たして誰でもできるということで館長を選んでいいのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。
生涯学習課長	誰でもできるという考え方ではなく、そういったことに精通してるというか、職務としているいわゆる生涯学習課長ですとか、そういったものを当てるといところで、現在実際困っているわけではないんですけども、この条文からいきますと、先ほど申されたように会計年度職員でしかかなり得ないといところで、そういった方向性としてあるのではないかといことで、今回の改正になった次第でございます
12番議員	私が質問した意図にちょっと答えていただけてないように気がするんですけども、要は雇用条件を一定程度担保していた条項を削るわけですね。それは今、非常に労働条件を良くしようという流れに、ちょっと善意で解釈すれば今の課長のような解釈もできるでしょうけど、しかしながら自由裁量を与えるっていうことは、やっぱり労働環境を圧迫させる要素、可能性を僕はこの改正によって生み出されるんじゃないかというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。
教育長	お疲れ様でございます。ただいまの会計年度任用職員、これにつきましては、令和2年の地方公務員法の改正によりまして、今まで従前は臨時職員というような方が会計年度任用職員となっております。そして公民館長だとかここで申し上げております楽集館の館長、そういう立ち位置の方、そういう皆さんも会計年度任用職員という形で全ての皆さんが位置づけられております。したがって、この条例を令和2年第1回定例会だと思えますけど、施行される前に改正をしまして、そのときは職員でない方が館長やられてましたから、会計年度任用職員とするという言い切った条例でございました。そして今回は常勤職員もその役目を果たすという意味から、会計年度職員に特定せず、他の職員もすることができる、当たることができるという改正でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。
議長	他に質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
日程第4 「議案第6号」	
議長	日程第4、議案第6号、「小海町図書館条例の一部を改正する条例について

	て」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。12番、渡辺均君。
12番議員	先の問題と全く同じ構図でございまして、今教育長は常勤職員もできるようにするんだと言うのであれば、そういう名目を書き加えればいいわけで、文章として実に不十分な文章なんですよね、条例として。そこについてはどう考えでしょうか。
生涯学習課長	不十分というか、特定をしないということで、会計年度職員でも今まで通りできるし、常勤が兼務することもできるよということで、間口を広くするという意味で、今回することができるという表現にさせていただいております。
12番議員	ですから、この文章ではそういう解釈が生まれませんと申し上げてるんです。ですから、会計年度任用職員あるいは常勤職員とするというふうに書けば済む問題じゃないですか。
教育長	ただいま議案綴では改正文を載せてございますが、資料綴の1ページですか、2ページを御覧いただきたいと思います。これに現行と改正後の新旧が掲載してございます。そして図書館については2ページであります。4条の2項におきまして、現行、左側であります。中段からであります。第22条第2項、第22条の2第1項第1号に掲げる職員とし、という文言になっております。この地方公務員法22条の2第1項というのが会計年度任用職員のフルタイムでない職員のことを指してございます。そして従前はその者としという言い切りの表記でございましたが、改正後につきましては、同じところであります22条の2第1項第1号に掲げる職員とすることができるということで、柔軟性を持たせたいという内容でございまして
12番議員	ですから柔軟性という言葉の問題ですよ。要は雇用条件をきちんと担保してあげると、誰でもできるっていうふうな解釈されるような文言はよくないと申し上げておるんで、これで3回目ですので終わりにします。
議長	要望でいいですか。他に質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第5 「議案第7号」</u>	

議長	<p>日程第5、議案第7号、「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。
日程第6 「議案第8号」	
議長	<p>日程第6、議案第8号、「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。5番、渡邊晃子君。</p>
5番議員	5番です。お願いします。すいません昨日ご説明いただいたんですけども、もう一度お願いできますか。もう少しわかりやすく、もう一度お願いします。
町民課長	<p>昨日の説明文と同じでございます。お疲れ様でございます。令和7年度の税制改正というものがございまして、税の方で要するに住民税の給与控除額というのが55万円から65万円に控除が上がるということでありまして。それに伴いまして介護保険料の算定にもその影響が出てくるということでありまして。しかし、介護保険制度というもののの中では、介護保険計画というのは3年間を計画するということでありまして、その中で要するに保険料の収入等を鑑みながら計画を立てております。ですので、今回その最終年度におきましてこの税制改正が行われるということで、そうしますと保険料がこの計画通りの収入とならないという、減少するということが考えられるということでありまして。ですので、今回の税制改正に伴ってこの介護保険条例につきましましては、この保険料の算定についてこの税制改正の65万円ということで計算するのではなく、55万円という今年度までの控除額で計算して保険料を徴収し、8年度はそれを事業に充てるということでありまして、8年度だけの限定ということでありまして。9年度以降についてはこの税制改正に伴った保険料の徴収というような形で行っていくということで、国の方からの指示に基づきまして改正をするということでございます。</p>
5番議員	すみませんでした。ありがとうございます。それで影響を受けないようにってことなんですけれども、その対象者というか、影響を受けないように

	するのはもちろん理解したんですけど、そのどれぐらいの方が実際、お手元にありますか。
町民課長	現状ですとどれだけの対象者というか、令和8年度にならないと対象者その他のリストもある程度出てきませんので、ちょっと今そういう試算をしようかと思ったんですが、それがちょっとなかなかできない状況ではあるという部分ではあります。段階的に言いますと、この所得段階の中で第5段階と第6段階がちょうど非課税と課税の境になりますが、この6段階におられる方が、もしかすると対象に含まれて5段階またはその下の段階に落ちていくということになりますと、やはり保険料的には減収になるということで、そこを考慮して今回このような特例措置をとるということになります。
議長	他に質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第7 「議案第9号」</u>	
議長	日程第7、議案第9号「令和8年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料でページごとに行います。質疑のある方は、挙手を願います。 職員調書、1ページ。2ページ。3ページ、職員在籍数調べ。一般会計概要、4ページ。5ページ。6ページ。町税予算内訳書、7ページ。8ページ。9ページ。歳入、10ページ。11ページ。6番、的埜美香子君。
6番議員	6番です。お願いします。11ページ、入湯税の関係ですけど、入湯税、6年度決算や7年度の予算、9月補正後の見込みの数からいって、この程度の伸びで良いのかどうかというか、そういう予想なのかどうか、お願いします。
総務課長	お答えいたします。金額的に前年度並みということで、伸びということを考えるともう少し頑張ってもいいかということもあるんですが、前年並みに計算しましたのは、例えば八峰の湯、説明欄にございますけれども、13万5000人の入れ込みと。ただ、来客とお風呂に入る、利用者とお風呂も利用するかどうかというのはイコールではございませんので、その辺の不確定なところがあるということで、前年度、ほぼ前年度並みに見込んでお

	ります。以上です。
6 番 議 員	来客と利用者はイコールではないということなんですけど、八峰の湯の入湯料の方はこの後出てきますけど、9%の伸びだと思んですけど、入湯税の方がこの数を見ると3%の伸びというふうに見えるんですけど、その辺りはどうでしょうか。もっと見込めるんじゃないかなと思んですけど。
総務課長	また当初につきましてはこういった形でお願いします。また利用状況、増えるということが確実になれば、収入の関係ですから支出も大きいところですので、計上してまいりたいと思います。以上です
議 長	12ページ。13ページ。14ページ。15ページ。6番、的埜美香子君。
6 番 議 員	15ページ、地方交付税の関係ですけど、特別交付税の差額が1300万と減少するように見込んであるんですけど、この理由は何でしょうか。
総務課長	お答えいたします。特別交付税の対象となるものを、そうですね、この内容につきましては、個々にちょっとすみません、該当になるものが項目が多くあるわけですけれども、7年と8年の差1300万の内容につきましては、確認して委員会の中でご説明させていただきたいと思います。
議 長	16ページ。17ページ。5番、渡邊晃子君。
5 番 議 員	5番です。お願いします。教育費負担金なんですけれども、ちょっと昨年度までも一緒だったんですが、改めてちょっとお聞きしたいんですが、その職員分の給食料×0.9っていうものが何だったか。ちょっともう一度というかお願いします。
教 育 長	職員分1食330円の200日の給食日数で、29人の0.9ということでございます。 先生方年次休暇もございますし、出張もございます。したがって200日勤める方は稀でありますので、1割ほど減額をさせていただいているという内容でございます。以上です。
5 番 議 員	わかりました。それから原材料費は後で出てくる380円に上げると思んですけど、先生たちからの分はこれは330円ということで、確か去年もそういう感じだったと思んですけど、その確認です。
教 育 長	実費負担ということが原則でございます。実費負担という言葉から言いますと380円ではないかという議論にもなるわけですが、実際佐久圏域内の学校を見ましても、そんなに上がってはいない。物価が上がり材料費が上がる分、そっくり負担金まで跳ね返らせて予算措置をしているかと申し上げますと、大体この程度に抑えている。そういう現状がございます。それともう一つは小海の学校へ赴任したら給食費が高くなっちゃった。と

	いうことを、これは赴任される先生方の弊害にもなりますので、なるべく据え置きでまいりたいという内容でございます
5 番 議 員	それからもう 1 点です。これも以前までもそうだったんですが、改めて保育園の方保育所の職員分は雑入で計上されて、学校の方は教育費負担金という。ちょっとその考え方が、その説明をお願いします。
教 育 長	私も同じことを疑問に思ってます。正直申し上げまして、この負担金等については条例規則等で謳われているものについてこの科目へ。そしてそうでないものについては、その他の雑入というような定義があるのではないかと私は感じておりますが、従前からこの科目へ計上されているということで、その当時何かの理由があったという理解をしているということでございます。以上です。
議 長	18ページ。4 番、小池今朝之君。
4 番 議 員	4 番小池でございます。おはようございます。よろしく申し上げます。生活環境費の関係ですけれども、住宅使用料ということで町営住宅その他、特賃も含めまして156戸ほど町にはあるわけなんですけれども、この関係で現状入居関係、各種別ごとにどのくらい入っていただけるか。説明をお願いします。
町 民 課 長	詳細の資料については今手元にはございませんので、また資料というか数字を掴めた中でまた説明したいと思えます。よろしいでしょうか。
4 番 議 員	4 番でございます。はいそれじゃ委員会の部分でもありますので、そちらの方での報告ということでお願いをしたいと思います。続きまして農林業の関係の使用料の関係、牧場使用料ということでございますけれども、千代里牧場、当町にはございますけれども、過日、どこの市町村か忘れちゃったけれども、牧場の運営が非常に大変であるというような話もございました。そのような中で放牧料につきましては町内町外、それから子牛というようなジャンル、そして件数等については延べ件数ということであるんですが、現状実態は各種目ごとにどのくらい頭数で入っているのか。お知らせいただければと思います。よろしく申し上げます。
産 業 建 設 課 長	ご苦労さまでございます。頭数と詳しいことについては、私すみませんが把握しておりませんので後ほどなんですけれども、今千代里牧場に入牧される方、畜産農家さん以前よりも少なくなってきました、議員さんおっしゃる通りの懸念はございますので、そういうところを踏まえて数字についてはちょっと後ほどさせていただきます。
議 長	頭数に関しては後で提示ということで、産業建設課長、頭数をそれぞれの

	ところで提示してください。19ページ。6番、的埜美香子君。
6番議員	はい6番です。18ページすみません戻っていただいて、商工費使用料で入湯料というのがあるんですけど、これも6年度決算や7年度の9月補正の数字から見ると、減ってるという、減少の見込みなのかどうか、お願いします。
産業建設課長	先の温泉運営委員会でもお示した通り、収入に関してはかなり頑張って収益を上げている予定なんですけども、あの、例えば昔営業やって右肩上がりやってきたところ、東日本大震災が起こってガタッと入場者が減ったりとか、この先物価高騰、それから都会からいらっしゃる方の情勢ですとか、そういうのを見た中では、前年並みのっていう予算を上げていくことっていうのはちょっとはばかるというか、そういう中で安全パイで予算を上げさせていただきました。ただ、今の八峰の入場者数は、18万人を超すという中で入湯税も増えてくるという考えではいるんですが、この先、お先闇の中でよくわからないということで、ご理解していただければと思います。
議長	20ページ。21ページ。22ページ。23ページ。24ページ。25ページ。5番、渡邊晃子君。
5番議員	はい5番です。お願いします。教育費補助金です。先ほど国の方も同じなんですけども、今回新しくこの給食費負担軽減交付金というのが。国県2分の1ずつ来るといことですのでけれども。実際原材料費から見ると、それを全部は賄えないと思うんですが。どれぐらいが不足するか。ちょっとその辺りお願いします。
教育長	現在というか国の交付の基準額がここに示した通りでありまして、月5200円でございます。これを単純に1ヶ月20日だと仮定しますと、1食当たり200いくらになると思うんですが、5200円で20食だとしますと、260円ですか。そうしまして先ほど議員さんからもございましたが、一食当たり380円で歳出予算を計上しているということは、その差額が不足という言葉が適切かどうかわからないんですけど、国の示している基準単価と小海町が提供している給食費の単価の差がそれだけあるということで、それは従前通り一般財源を財源にしまして、歳出予算を計上させていただいているという内容でございます。
議長	26ページ。27ページ。28ページ。5番、渡邊晃子君。
5番議員	5番です。お願いします。基金繰入金ですけれども、充当先、毎年度お願いしてるかと思うんですけども、これだけの基礎繰入財政調整基金です

	が、これだけあるということで中身が全くわからないので、またこれ資料をお願いしたいと思いますが。
総務課長	各事業に割り振って算定はしておりますので、委員会のときにご提供したいと思います。
議長	29ページ。30ページ。31ページ。32ページ。 ここで、11時05分まで休憩とします。 (ときに10時49分)
議長	(ときに11時05分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 暑いようでしたら、上着を脱いでもらって結構であります。 宮澤産業建設課長から答弁を求められております。宮澤産業建設課長。
産業建設課長	それで先ほどの小池議員からの質問でございます。聞いてまいりました。まず畜産農家、町内2件入牧しております。それから町外については川上村でございますが1件。そして、牛の頭数でございますが、町内41頭、そして町外18頭でございます。乳牛については小海町2件ほどあるんですけども、北海道の方に放牧しているということで教えていただきました。以上です
議長	歳出、33ページ。34ページ。6番、的埜美香子君。
6番議員	6番です。34ページの職員等活動費で、地域イントラと次のページの電算処理の関係は下の説明書きにありまして、それも説明いただいたんですけど、34ページの方で委託料の関係で、新規事業が財務会計更新、公金収納対応、アナログ規制点検支援があると思うんですけど、その説明をお願いします。
総務課長	お答えいたします。職員等活動費の中のまず新規ということで、財務会計の更改、下から3行目でございます。704万円ということで現システムが、保守が終了するというので、今度新しいものを導入しなければならないということで、導入でございます。それから公金の収納につきましても同様ということで、金額が大きくなっております。またアナログ規制、この点検というものは何かということですけども、条例や規則等ですけども、今は例えば申請関係も全て紙ではなくて電子申請も行える。そういう方向にしていかなければならない。そのために条文の中に、押印して提出するというような表現は、またはこういう方法を電子申請であればそういう方法でというような、そういった部分を改めなければいけない。それを全ての条例に対して行わなければいけないということでして、令和7年度に手

	をつけているということなんですけれども、それと途中、7年度については補正対応で90万円ほど計上させてもらっていますけれども、これにつきましてはその本体、令和8年度継続として実施していく費用ということでの計上です。以上です。
6 番 議 員	新規事業ということなので、他の新しいものと合わせて、きちんと丁寧な説明を記入すべきだと思います。お願いします。
議 長	35ページ。6番、的埜美香子君。
6 番 議 員	6番です。35ページの団体補助金等のところで、佐久広域連合の負担金が前年比から1029万2000円ほど上がってるんですけど、これの説明をお願いします。
総務課長	お答えいたします。佐久広域につきましては主に議会、それから総務費の関係で、ここ的一般管理費に計上するわけですけども、広域連合からの指示によりということでした、内容につきましては確認をして、また報告をさせていただきたいと思います。以上です。
議 長	36ページ。37ページ。38ページ。6番、的埜美香子君。
6 番 議 員	6番です。昨日も防災行政無線の関係でありましたが、これ防災無線の保守管理は不要なのか。お聞きしたいと思います。
総務課長	新規ということでした、機械が新しくなったということですので、保守、何か問題があったらその都度対応をお願いするということで、新しい期間については計上してございません。以上です。
議 長	39ページ。12番、渡辺均君。
12 番 議 員	地域おこし協力隊の総額が非常に増えておりまして、その右側の活動費委細が出ておりますけども、前年度どういう活動をして、今年度はどういう期待をされるのか、概略説明をお願いいたします。
総務課長	お答えいたします。39ページのこの表の中、地域おこし協力隊活動費ということで、例えば報酬のところに括弧多文化、括弧空き家、括弧駅というふうに記載がされております。それぞれの担当ということで3名を見込んでおるものです。多分化または空き家につきまして、2年度目ということでございます。昨年度と同様のこと、活動になるんですけども、多文化共生というのは主に小海町も農業従事者として外国の方が全部で160から80ぐらいの人数ですけども、町内に働いているということでございます。広く南佐久になれば、もっとずっと大きい数字になるわけですけども、畑それからシャトレーゼもそうですし、建設業でもそうですけれども、なかなか事業者としては、職場では交流はあるんでしょうけれども、地域と

	<p>しての活動、その方々が快適に過ごせるための地元との交流、そういったことを実施していくのが多文化共生。最近では県でも旗を振って進めている分野でございます。今年度もそのような目的達成のために活動してまいります。空き家対策につきましては、今、エディブルフラワー、食用花について駅前で活動しておりますけれども、その関係の協力隊でございます。今、試験ということで1年度終わるわけですけれども、やはり実施するといろんな課題は出てくるわけですけれども、生産量、もっともっと増やして実施ベース、職業として成り立つようなところまでいけるかどうか、ということをもた本年度も検証していきたいということです。ただ、収入のところにもありますけれども、一定の収入は、販売はできている。売り先があるということですので確立はしているわけですけれども、もう少し湿度管理等でちょっと打開できない部分もある。そんなことですが、いずれそれを進めていく。それから駅につきましては、駅およびアルルの関係ですが、ここに途中で7年度は終わってしまった協力隊いるんですけれども、また新たにということで、駅の運営を含めて駅前の活性化のために取り組んでいきたいということで、1名配置したいという予定です。以上です。</p>
12番議員	<p>わかりました。事業の概要はわかります。主はわかりましたんですけども、その事業成果がどういうふうに求められるのか、その辺のことを計画等で文書で示していただければありがたいんですけど、いかがでしょうか。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。昨年度空き家対策については、現地も御視察していただいたこともございますけれども、そういう実績なり、課題なり、そういったところを議会の中でも見ていただいたり、参加していただいたりというようなことをしていきますので、特別資料を作ってというより、その都度活動の様子を見ていただく。そんな方法で進めたいと思います。以上です。</p>
5番議員	<p>5番です。お願いします。ちょっと今、地域おこしの方と関連するんですけども、下の地域活性化起業人活動費、昨年度の途中からいらっしゃってということでそれは理解してはいるんですが、今の12番議員さんもおっしゃったような関連するんですが、地域おこし協力隊が増えていてこれだけの方が何年目で何をしているとか、地域活性化起業人の方も含めて、一覧みたいなものを資料で委員会でみんながわかりやすいように出していただけたらと思うんですが、この後、農政の方でも協力隊いらっしゃいますけど、それはそこでまたお願いしようと思いますが、そういうのを出していただ</p>

	いた方がわかりやすいと思いますが、いかがでしょうか。
総務課長	そうしますれば、5款の方も含めまして協力隊および関連活性化起業者、町の関係する部分、それを一覧にしてご提示したいと思います。
5番議員	お願いします。あとはですね、地域おこし協力隊関係費の活動費の中なんですけど、12委託料、協力隊日々のサポート200万円。それから負補交、協力隊研修費50万というのは、今までになかったかと思うんですけども、このご説明をお願いします。
総務課長	こちらは昨年度はなかったものでございます。日々のサポートということで、200万円ですけれども、協力隊のOB OGが、現在協力隊をやっている方々をサポートするというので、この制度の目的は地域にずっと住み続けられて、かつ活動していけるというような目的があります。それを定着率、定住率というようなことでも話がされる場所ですけれども、それが低い。長野県低いというところがあるようでして、いずれこういったことを利用してサポートをする人をつけることで相談役になる。そんなようなことを制度の中で実施していきたいということです。特別交付税の対象となります。それから研修費につきましては、やはり研修のそれぞれの、例えば空き家であれば移住定住の関係の研修、多文化共生についても県が実施するなどの研修がありますので、そこへの研修費用ということでございます。以上です。
5番議員	日々のサポートの方なんですけど、OB OGの方が相談役としてということでは理解しましたが、何名、町内に残っている方何名分なのか。ちょっともう少し詳細をお願いします。
総務課長	これにつきましては、今現在この金額計上してはありますけど、その期間、期間いつからというのが年度途中で協力隊が切れる、そういう方もおいでになります。候補としては、今のところはその方がいいかという話はしているところなんですけれども、期間何月から何月までというのはこれから決定していきたいということです。1名ということなんですけれども、この期間によっては減額となる場合があります。以上です
議 長	12番、渡辺均君。
12番議員	先ほど多文化、駅アルルから空き家の3案件については概要をお聞きしましたけど、12番の委託料で憩うまち事業に520万掛ける2と、それから募集費350万っていう予定されていますが、この中身を少し説明してください。
総務課長	委託料につきましては、これも協力隊憩うまちに関わる関係、協力隊の関係、それを委託という形式で令和7年度もそうなんですけれども、2名分、

	2というのは2名分ということでございます。今現在もMIYAM、松原のMIYAMに委託をして、そこで憩うまちの活動をしているということでございます。協力隊の募集の委託につきましては、この名の通り募集に関してということですが、関係のそういう機関に募集の委託をする、目的に沿った協力隊が見つかるよう、マッチングを含めたそういった募集の委託ということでございまして、その費用でございます。以上です。
12番議員	今MIYAMに委託されるということですが、どういう作業というか業務を委託されるのか教えてください。
総務課長	もうこれまで実施している憩うまちの小海の事業ということでございます。イメージはできると思うんですけど、たぬきやさんのところ拠点として、そこで事務を行い、協力企業の方からの依頼があったときにその対応をする。何泊でどのくらいの人数の宿泊を確保してという、そういったことを行うということで、方法とすれば町としてこの他の多文化、空き家、駅のように、町に籍を置いてもらってそれで対応する方法もありますけれども、主に憩うまち事業、松原の方で活動することが多いということもありますので委託をする。そうするとこういった各節の報酬だとか、家賃などいろいろ関係するものを委託費ということで全部含めて出すというようなことで、わかりやすく、会計的にはわかりやすくなります。
議長	40ページ。41ページ。6番、的埜美香子君。
6番議員	6番です。すいません、41ページに戻っていただいて、あれ高齢者だよ。すいません。その他事業で地域おこし、間違えた。すみません。間違えました。すみません。
議長	12番、渡辺均君。
12番議員	41ページで、今の的埜議員少し間違えられてるんですけど、地域おこし協力隊企業支援補助金300万。これは私が知ってる範囲でその100万掛ける3人っていうふうに理解してるんですけど、それでよろしいでしょうか。
総務課長	そうです。内訳は100万円掛ける3人分ということでして、3年目、この対象者は協力隊を終わる人ということです。1年前からか可能ということなので、3年目の協力隊とそれから終わってる方が対象ということになります。以上です。
12番議員	わかりました。それで確かこれは起業支援ということですから、3年経って小海ではこういう生業をやれば生計が維持できると。あるいはこういう活動をしたいという計画に対して出すように理解しておるんですけども、

	過去の人たちがどういう生業の設計を示されたのか、差し障りない範囲でこんなことで100万が用意されたというような、その参考事例があれば開示していただきたいんですけど、いかがでしょうか。
総務課長	お答えいたします。全ては把握はできておりませんが、いずれわかりやすいということであれば、いずれ起業をするということですので、ある程度の事務室がいる。そこの事務所の使用料ですとか、関係の備品ですとか、そういったものには全て使えるということで、割と広いようなんですけどもただ要綱があるので、その範囲内でしか使えないということは決まっているようです。場合によっては何か財産、事務所のデスクのようなものですよね。通常だと使用料、事務所の使用料なんでしょうけれども、そういった場所の取得費にも使える場合もあるというようなことのございます。以上です。
12番議員	積算の細かなところは私あんまり必要じゃないと思ってましてね、どういう目論見で生業をこれから小海で立ち上げようとしているのか。そこをちょっとわかればいいなと思ってるので、その点にちょっと配慮いただければと思っておりますが、いかがですか。
総務課長	これまでの方々の対象の方についてということでもいいですかね。そうしますと、またちょっと過去にさかのぼって調べてもらうようにしてお答えをしたいと思います。委員会の際にお願いします。
議長	5番、渡邊晃子君。
5番議員	すみません5番です。41ページのままですすみません。お願いします。記載がないんですが、逆に障害者高齢者等の住まい関連事業、今回一緒に補正の方で9号でしっかりと出てますが、本予算骨格だからなのかという理解でいいのか、出さないのか、ちょっと説明をお願いします。
総務課長	議員さん、今おっしゃられたように骨格だからということでございます。補助の関係の申請もしている最中でございますので、いずれ補正予算のところで詳しく説明させていただきたいと思います。
議長	42ページ。6番、的埜美香子君。
6番議員	すみません。42ページ集落支援事業のチャレンジ支援金ですが、チャレンジ支援金、年々減ってきて、対象事業はもう本当に少なくなってきたと思うんですが、今後の考えというか必要性みたいなことをお願いしたいと思います。
総務課長	本年度はまだ1件というような状況でございます。広報もきちっとする必要もあるし、その状況をこういうふうにご利用されたっていう実績の広報、

	<p>そういったものも必要なのかなと思います。ただ結構使いやすい、何かしたいという考えの方には利用しやすいものだなと思いますので、広報の方をまたしっかりやっていきたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>43ページ。44ページ。6番、的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>6番です。44ページ駅周辺運営費に関してですが、需用費の中の施設修繕というものがまた出てきているわけですが、これはどこを修繕するんでしょうか。お願いします。</p>
総務課長	<p>昨日の説明でも触れさせてはいただいたんですけども、アルルの駐車場の舗装を主に実施したいということでございます。ラインも含めて概ね200万円ほどの計上で、またもう一つについてはトイレでございます。アルル女子の方のトイレ、ちょっと故障してるのがありますので、そしてまたアルルとの境のシャッター、こういったものを主に修繕してまいりたいという予定です。以上です。</p>
6番議員	<p>6番です。昨日の説明もありましたが、女子トイレの故障という話もあるわけなんですけど、トイレそのものの改修というか、トイレの課題がずっとあると思うんですけど、今回のちょっと予算とは離れちゃうんですけど、その辺はどのように考えているかお願いします。</p>
総務課長	<p>今現在はあるものを修繕して使用していきたいという考えでの保守、修繕費の計上でございます。確かに言われる通り過去にまた別のところにね、もう少し広いスペースでっていうような計画もあったところなんですけれども、なかなか土地の問題、それから現在のところっていうことになりました。やはりスペースの問題になりまして、今の造りのものをもっと広くするということが、なかなかやっぱり躯体に関わることで困難があると。そんなことにより、そんな方向で進めていきたい。当面はそんな予定でございまして。</p>
6番議員	<p>今あるものを修繕しながらということなんですけど、この修繕、年々増えてきてると思うんですけど、やはり町施設として全体の大規模修繕というか、そういうのが計画が必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺のお考えはどうでしょうか。</p>
総務課長	<p>長期振興計画の策定の際にそんな話題が、話題というより議論をあったものと思います。まだ長期振興計画にも載せてはございませんけれども、次回の際にはこの全体の建物としての取り扱い、そういったものにも触れていかざるを得ないのかなという考えでございまして。以上です。</p>
議 長	<p>5番、渡邊晃子君。</p>

5 番 議 員	5 番です。お願いします。今の需用費の中、駅アルル施設整備の方はどうでしょうか。説明をお願いします。
総務課長	お答えいたします。110万円の内訳ということだと思います。今の先ほどの修繕と整備、これを合わせたものが670万ほどになるわけですがけれども、先ほど説明した中に、この整備も含めてということでございます。整備の費用も含めてということでございます。
5 番 議 員	ちょっと別々書いてあるのでどうかと思いますが、また違う質問ですね、補正で出ましたカフェもできてますが、あれはどうなるのか。どこが担当なのか改めてお願いします。
総務課長	今現在産業建設課も一緒にということに関わっております。いずれ今後できたということでもありますので、前回2月ですか。利用はさせていただきましたけれども、いろんなイベントごとであるとか、または障がい者等の働ける場所、そういうことで考えていければより効果的だなということで、これから考えていきたいと思っております。以上です。
5 番 議 員	これから考えるということで、はてと思っておりますが、今のお考えで言うところか、2月使われた、行かせていただきましたが貸し出しもありついでということで、それも含め今後検討ですか。もう一度お願いします。
総務課長	コミュニティ施設ということで行っておりますので、今まで大体のところは町主導で行っている、町の行事として行っているわけですがけれども、別の団体が使用したいということもあれば、そういった貸し出しをできるようにはなっておりますので、そのように対応はしたいと思っております。
議 長	45ページ。46ページ。47ページ。48ページ。49ページ。50ページ。51ページ。52ページ。12番、渡辺均君。
12 番 議 員	その他福祉費のところ、重層的支援体制整備事業、これ1000万出ておりますけど、この中身を教えてください。
町民課長	重層的支援事業ということでございます。こちらにつきましては社会福祉協議会の方へ委託する事業ということでございます。重層的ということでもありますので、いろいろな問題、課題を抱えている方、その方の解決をしていくという中で社協の方で窓口となっていただきまして、その解決に向けてその方の困難なもの、そういうものに対してどのように支援していくか。それを要するに社協の方で各部署ということになりますけれども、福祉の関係でしたら町の福祉、母子の関係でしたら町の母子というような形で、そこら辺と協力しながらその方の課題を解決していくということになります。貧困ですとかまたいろんなことありますので、そこら辺の解決に向け

	<p>た中の事業という一環でございまして、これを社会福祉協議会の方へ委託して今年度また行っていくと。令和6年度までこのような事業を実施しているんですが、こども家庭センターとの絡みもありまして、今年度は休止していたというような状況であります。今後8年度からはこれに向けましてまた事業を行っていきたいというふうに思っております。</p>
12番議員	<p>複合的な課題いっぱいあるんで、重層的にやることはいいんですけど、この予算の主たる目的というのは制度設計のことにあるんですか。それともとりあえず重層的にサービスをする方への手当としてあるのか。どちらでしょうか。</p>
町民課長	<p>今のところだと制度設計というよりは、その方々のケアのためということでもまず事業にしていくという方向であります。</p>
12番議員	<p>わかりました。また細かなのはまた質疑させてもらいますけれども、今質問したのは制度の組み立てなのか、当面の課題を現場の人件費のような形で充当するのか、どちらですかというふうにお聞きしたんです。そこはどうでしょうか。</p>
町民課長	<p>現場の対応を、要するに社協の方で行っていくということでございます。</p>
議長	<p>6番、的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>6番です。今の関係ですけど、再開するというところで受け止めてよいのか。本当に国の補助対象になるのかということも含めてお願いします。</p>
町民課長	<p>こちらにつきましては再開という形でございます。また今回県との協議をしておりますので、こども関係の支援も含めた中で実施していくということになりますので、それが今回補助対象の規定にも加わっているということでもあります。今までもそれがなかったんですが、そこら辺こども家庭センター絡みもありますので、どちらの補助というようなところもありましたので、今回7年度はその協議の期間として設けておりましたが、そういう部分も踏まえて申請という形になれば、国の補助対象というようになるということですので、こちらの方確認をして事業を実施しております。</p>
議長	<p>5番、渡邊晃子君。</p>
5番議員	<p>お願いします。同じ委託料の中の社会福祉協議会、地域おこし協力隊というのがあります。このご説明をお願いします。</p>
町民課長	<p>こちらにつきましては、社会福祉協議会の方にて地域の障がい者ということで、1名の方を社協の方で雇用するという形になってございます。こちらにつきましては、放課後デイサービスの方の対応というような形を考えてございます。ここで事業等に携わりながら町の障がい者、その他のこと</p>

	について実施していくという形で、今回予算化してございます。
5 番 議 員	本当に人手がないってところではあるんですが、地域おこし協力隊の制度としてそれがいいのかどうか、ちょっと本当に疑問なんですけど、協力隊ということは、いずれは町でその自活をしていくってということと思ってるんですが、いいのかどうか。ちょっともう1回お願いします。
総務課長	確認をしております。いずれ社協というところで福祉を担当する協力隊ということで、様々な協力隊はあるわけですけども、そういったことで可能だということでございます。
議 長	53ページ。54ページ。55ページ。56ページ。5番、渡邊晃子君。
5 番 議 員	お願いします。昨日の説明で、ご説明ありましたけれども、職員不足により派遣会社へ依頼ということで、群馬県まで行かないとこれが不可能だったのか。ちょっとその辺改めて。それからあゆみ園で可能ならば保育所の方もずっと職員不足ってこと言われてますけども、これあの利用することが可能なのか。お願いします。
町民課長	あゆみ園につきましては、やはり職員不足というところでございます。やはり職員、言い方悪いですけど高齢化になってございまして、20代30代新たな職員が募集しても来ないという状況でございます。こちらにつきましては郡内の共同でやってるところでございますので、各町村にも呼びかけておりますが、やはりなかなかそういう人員が集まってこないというようなことございました。その中で佐久穂町の課長さんの方にこのような話を伺った中では、佐久穂さんの方ではこの業者によって、保育士を人材派遣でお願いしているよというような形でございます。その中で私の方もあゆみ園の方でもどうかというような形で接触というかコンタクトとりまして、派遣という形はできますよということでございます。群馬県というふうに本社がございまして、が結局のところこの人材派遣会社に要するに佐久地域で登録されている方がございまして、その中でこの募集項目を、この人材派遣会社が上げまして、ここに募集する方はいませんかというような形をとっております。その中で手を挙げた方につきましては、町の方でこちらのあゆみ園について体験してもらおうとか見てもらって、ご本人ができるかどうかということも確認しながら、今回人材派遣を活用していくという形でございます。
5 番 議 員	もう一点保育所の方も、この人材派遣会社を利用できるのか。どうでしょうか。
こども課長	この制度というかアスカさんとは、私も以前お話したことございまして、

	不足してるよというところでその人材派遣の関係も協議はしたんですけども、ちょっとそのときに関しましてはかなりの委託料というか、派遣の方の金額が高い提示がありまして、そのときにはそういう経過は流れましたけれども、保育園の方でも可能は可能です。そのときに即こちらへ来るよという人の提案ありませんでしたので、可能です。
議 長	57ページ。58ページ。59ページ。60ページ。61ページ。6番、的埜美香子君。
6番議員	6番です。61ページの結婚推進費の委託料なのですが、すいません下の説明書きのところに推進事業を社会福祉協議会へ移管というふうな説明書きがあるんですけど、この理由をお願いしたいと思います。
こども課長	結婚推進に関しましては、今度のこども家庭センターができることによって、事業の内容、実施の内容につきまして協議をしていた中の一つとして、結婚推進に関しましては、町単独でやるのかそれとも白樺結婚相談という形で合同の実施の事業もございまして、そういった中でこども課で動くよりは実際にこの白樺に関しましては、佐久穂町と来年度以降、小海町と2町でやっていくよというような内容で、佐久穂町さんの方はそもそも事務局が社協でやってるということで、そういうところの中で社協さんとも協議をし、事業自体をそちらに移動していくと。ただ実施につきましては、詳細中身については社協さんの方でやっていただくんですけども、小海が、小海というか児童館の方でそういう事業を一切磯結婚に関しましてやらないよということではなく、事業自体は移管していくんですけども、そういう相談というような方につきましては、助言等は今後もしていくよという形で、社協さんの方へ事業を移したというものになります。
6番議員	お願いします。そうしますと、これまでは結婚が成り立てば報奨金というか、そういうものもあったわけですけど、そういったものもまた継続であるのかどうかというのは、減額になっているのでその辺がどうなるのか、お願いします。
こども課長	そういう今までの内容については全て変更なく、継続をしていくというところで、委託料等の中に全てそういうものも含まれて、事務系のものが入っていくということで、内容の変更等はありません。
6番議員	そうすると、委託にしたら30万の減ということの意味は何でしょうか。
こども課長	単純にこの委託というのは社協さんの方の委託料という形で、結婚決まったよというときには、改めてそういうものを支給していくというもので、その金額自体をなくしたよというものはございません。

議 長	5番、渡邊晃子君。
5番議員	申し訳ありません、60ページに戻っていただけでしょうか。委託料、工事請負費ですが、児童館の外構工事についてがでてます。町長の施政方針の中で、本体工事とあわせて外構工事を進め早期にオープンをとということをおっしゃられましたけれども、実際どうなるのか。ちょっと見通しを改めてお願いしたいと思います。
こども課長	外構工事についてですけれども、現在建物の方やっております、工期の方が来年7月末という形をお願いをしていたところですが、外構工事につきましては、今回当初の方でできるだけ早く契約にできる形で、今回の骨格という形ですけれども計上させていただいて、できるだけ早い段階で始めたいというところで、できるだけ今7月末に終わる予定という形で、まだすみません契約の方は行ってないんですけれども、早い段階から手をつけたいという状態のものであります。
議 長	62ページ。63ページ、負担金等交付団体の概要。ここで1時まで休憩いたします。 (ときに11時58分)
議 長	(ときに13時00分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 64ページ。6番、的埜美香子君。
6番議員	6番的埜です。64ページの団体補助金の関係ですけど、公的病院の特別交付税の補助のことで、説明では南部の、協議中という説明があったんですけど、率直に聞きます。増額する方向での協議なのか。お願いします。
町民課長	こちらにつきましては、協議しまして増額の方というところで、今検討している途中でございます。
議 長	65ページ。66ページ。3番、菊池一巳君。
3番議員	3番菊池です。それでは予防接種関係費で、12の委託料の中の带状疱疹予防接種451万9000円となっております。7年度は当初、新たな制度設計ということで320万円計上され、今回451万9000円となっております。12月の定例会において10月までの接種者の人数等を知らせていただきました。その時点では25%、約100の方が接種済みというようなお話でした。3月になりまして、ほぼ1年の人数が把握できた中での予算措置だと思われまので、その辺の実績の人数をわかる範囲で教えていただきたいのと、18節負補交の中の带状疱疹予防接種償還払いですか。いわゆるこれ任意接種で、単純計算しますと1人最高1万円の補助×30人、昨年も同額の金額です。

	これにつきましても3月ながら実績が見えてると思いますので、根拠となる人数把握をしてあると思いますので、その辺の人数を教えてくださいと思いますが。
町民課長	ちょっと今の2点の実績につきましては、ちょっと今こちらの資料ございませんので、また年度末までの推定もしくは2月末の現在の数値ということで、作成した中でまた委員会の方でお示ししたいというふうに思っております。この带状疱疹の委託料の方の数値、予算額というふうになりますけれども、こちらにつきましては65歳以上で5歳刻みで人数を出しております。ですので、今年度65歳から5歳刻みの方々につきましては人数を把握しまして、その中で予診票ということで通知をお出ししているような状況でございます。それが今年度につきましてはこの人数分の予算というような形で計上しております。また負補交につきましては議員さんのおっしゃられた通り、1万円の30人分というような形で予算計上をしているところでございます。
3番議員	3番菊池です。今の答弁の中のを含めてちょっと質問させていただきますが、带状疱疹予防接種、償還払い、いわゆる任意接種ですよね。これ12月の議会の席上、私が世間の状況を鑑みて、30代以上で希望者には設置、この任意接種を町で独自にやったらどうかというような問いかけをしたと思います。そのときの答弁は、国県の情報収集して検討してまいりたいというような答弁だったと思います。ということでそれらに問い合わせをするなりして情報収集をされたのか。それともう1点質問させてもらったのが、任意接種において定期接種と同じような補助金の手当をできないかというような質問したところ、現状維持というようなお話だったと思いますが、それについても予算化にあたって検討はされたのか、その2点伺いしたいと思います。
町民課長	定期接種につきましては、あと年齢につきましてはということでございます。やはり今回確認した中では、やはり国県の方ではこの定期接種を行うという中で、想定されるというかちょうど良い年齢ということは県、国の方で検討した中で、65歳からというような形をとっておりますので、やはりそれについてはその基準が一番効果的な予防接種ができるということでの判断の年齢であるというところですので、今のところこの基準に沿った中でやっていきたいというふうに思っております。また任意接種と定期接種ですが、定期接種の場合ですと、いわゆる副反応、その他等あった場合の補償ですね。そういうものは国が持ってもらえるという部分はあるん

	<p>ですが、任意接種は個人の意志ですので、もしそのようなことがあった場合の補償というものがなかなか見込めない部分があるもので、やはり安易に年齢を下げて、任意接種をした場合の副反応という部分も考慮した中では、その補償というところもありますので、今のところはこの現状の年齢でやっていきたいというふうに思っております。また任意接種の方につきましても、値段的にはやはりこの金額でしばらくやっていきたいというふうに考えてございます。</p>
議 長	<p>67ページ。68ページ。69ページ。70ページ。71ページ。72ページ。5番、渡邊晃子君。</p>
5 番 議 員	<p>5番です。お願いします。町営バス運行管理費ということで職員人件費ですが、職員2名分、昨年度と変わらないですがこれでよろしいんですか。</p>
町 民 課 長	<p>現状といたしましては、令和7年度の人員配置の中で予算計上しておりますので、その中では2名というふうになってございます。それで今現状は予算化をしております。</p>
議 長	<p>6番、的埜美香子君。</p>
6 番 議 員	<p>申し訳ないです、71ページに戻っていただいて、住宅管理費の関係で長寿命化計画策定ということで、説明の中で新しい建設の、これが基になっていくってというような、そういう説明を受けたんですけど、12月議会の町長の答弁の中で、馬流の旧農協の倉庫のところですね。のところが町営住宅に活用していきたいという考えがあるというような、そういう答弁があったと思うんですけど、この長寿命化に限らず、その馬流のことも何というか、町営住宅っていうところで検討しているのかどうか、お願いします。</p>
町 民 課 長	<p>現状の中では馬流の今の現在の町営住宅は、かなり老朽化しているという部分もございますので、その候補の一つとしては町の所有している土地でございますので、そちらへの移転ということも検討の中に含まれておりますので、これも含めた中でこの長寿命化計画というものを作成したいというふうに思っております</p>
議 長	<p>73ページ。74ページ。75ページ。5番、渡邊晃子君。</p>
5 番 議 員	<p>5番です。お願いします。地域おこし協力隊関係費ですけれども、資料は先ほど総務課長、こちらもおわせておっしゃってくれたんですけど、ちょっと改めてここでお2人どういうことをされているのか、ご説明をお願いします。されるのか。</p>
産 業 建 設 課 長	<p>農業振興費の地域おこし協力隊関係の予算でございますが、2名の方を想定しておりまして、今のワインブドウのプロジェクト。そちらの方の関係</p>

	で考えております。以上です。
議 長	2人でいいのか、2人の2名ということなただけ、それは。
産業建設 課 長	そうです。
5 番 議 員	1人途中で、昨年度途中からだったと思うんですけど、ワインブドウとワインブドウの方を1人いたと。もう1人もワイン、もう1人新たにワインでいらっしゃるってことですか。もういらっしゃってるのか。
産業建設 課 長	昨年途中で補正させていただいた地域おこし協力隊に予算につきましては、本年度で終わりということで、それちょっと私との関係でうまくいなくてという形で。2名についてはワインブドウの方のお願いしたいと考えています。
議 長	76ページ。6番、的埜美香子君。
6 番 議 員	6番です。76ページ今のワインの関係じゃないですけど、ワイン用ブドウの産地形成事業ということで、これかなり高額になってきてるんですけど、既に品種選定とかがもう決定されているのか。その辺も含めて、調査報告みたいなことは予定されていないのか。お願いします。
産業建設 課 長	ワインブドウの産地化形成事業でございますが、長年地域おこし協力隊の皆さんに、ノーマンズの皆さんとかに担っていただきまして、卒業された長谷川さん以下、この地域で、千曲川のこの最上流のこの高冷地で最適なブドウを作るということで、銘柄については一番良い銘柄で決定して、昨年150本ほど生産ができたということで、これからそれをどういうふうに産地化して、それで販売への活路を見いだしていくかということで、この事業につきましては3年計画で、地方創生、今でいう第2世代交付金を活用してプロジェクトを組んでおります。その中で、その場合に第2世代交付金をご存知の通り、国から2分の1の支援をいただきまして、ここに書いてある通り圃場の調査ですとか、営業戦略の設計販路拡大っていうことを手がけてきた皆さんにお願いして、そしてこの行き着くところは、やはり地元小海町でワインブドウを醸造できるものを作っていくという過程の8年度予算でございます。ということで、今は委託して東御市の方の醸造所をお願いしているんですが、この3年間のこのプロジェクトを2年目になるわけですが、ここに書いてある予算を実現化していくということで、その報告については地方創生の中で年度ごとに報告書が上がるというふうになっております。
6 番 議 員	プロジェクトに関しては、3年計画で継続中っていうことはわかるんです

	けど、この中で例えば新規生産者の誘致だとか、就農相談、そういったことも含まれているわけで、栽培技術の方はだいぶ確立されてきたんじゃないのかなって思うんですけど、その辺の我々に対してですよ、報告というのがないのかどうかということです。
産業建設課長	あのいずれにしろ、年度末を迎えますと、いろいろなこの事業の国に対する、内閣に対する報告書が上がるということで、これを議員の皆さん、町内の皆さんに報告するという過程を踏んでもいいのかなというふうに考えてますので、ちょっと相談してみます。以上です。
6番議員	今どの段階にあるのか、品種のことも含めてですね。それをぜひ委員会の方で出していただきたいなと思います。
産業建設課長	承知いたしました。
議長	12番、渡辺均君。
12番議員	75ページからの繋がりワインの件についてお尋ねしますが、私が承知してた事業としては、農業振興で遊休農地の活用という費目建てで、昨年度までは語られていたと思うんですけど、その視点は今回の事業ではどのようになっているのでしょうか。
産業建設課長	もちろん町の施策とすれば遊休農地、荒廃農地の復活っていうものを視野に入れて、そこに一番重要なのは何を作って何をこさえて何を生産していくかということでございます。そういうこともこのワインプロジェクト、それから小海は他にも鞍掛豆やソバだいろいろなことが形になってきますということで、そういうことを総合的に踏まえて遊休農地対策として、ブドウを植えるのか、粗放的なソバですとかそういうものを植えるのかっていうことを総合的に考えながら、これから農業政策を進めていきたいというふうに考えております。
12番議員	農業振興という形で、逆に76ページのワインを通じた産地等形成事業っていうのは、それはそれで進めていただければいいと思うんですけど、やっぱり農地の有効活用、遊休農地の有効活用というのは予算項目としてしっかり据えて、ワインに限らずその他の事業もあると思うんですね。その辺が今回ワインだけに絞り込まれているという点は問題じゃないかと思っておりますけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。
産業建設課長	なぜか今年度は骨格予算で国県の補助金をいただきながらやっていく事業なもので、補正で上げていくという形で考えております。
12番議員	これで終わりにしますけれども、遊休農地、いかに対処するかっていうの

	は、過去何年間も継続してやってきた事業で、決して骨格だからって軽率に扱うべきじゃないと私は思ってますんで、ぜひきちんと取り上げていただきたいと思います。
産業建設課長	承知いたしました。
議長	77ページ。78ページ。6番、的埜美香子君。
6番議員	6番です。78ページの山村振興事業費、加工直売所の関係ですけど、指定管理料が988万ということで、規定のところやってきてるんでしょうが、後ほど出てくるその補正のところでも、当初と比べてかなり上がってきてるということで、最初からこの金額でいいのかどうかというところを、まずお伺いしたいと思います。
産業建設課長	まず、道の駅で働いている皆さん、率直に言いますと、給料も安いそして売り上げに左右され、その運営、年間の運営も左右されるという中で、大変だなということは承知してます。ただ、今一社組みまして法人としてスタートしております。そういう中で町ができることは、本当に頑張って販売していただいて、そして売り上げを上げると。そしてそれを職員の皆さんにも還元してもらおうという形の中で、できる限りの支援はします。ってということで、今回後から出てくる補正もそうなんですけども、過去のそういうところを鑑みて補正を挙げさせていただいたんですが、我々としてはあそこにあって、やっぱり必要なものだというふうに考えてますので、できる限り支援をしていきたいというふうに考えております。
6番議員	当初の目的からすれば、やっぱりその目的達成するために、今健全経営のね、関係とかもありますけど、そういうところも支援すべきじゃないかなと。補正補正でやるんじゃないかと、やっぱり規定を変えて、当初からしっかりと支援していくっていう形がいいんじゃないかなと思うんです。それと同時に、機器の老朽化とかも出てきてると思うんですけど、そのあたりどのように考えているかお願いします。
産業建設課長	力強いお言葉ありがとうございます。本当に的埜議員おっしゃる通りで、当初から支援していくとお願いがあります。そういうことに関してに文句を言わないでもらいたっていうのはあるんですけども、いずれにしろ今年も冷凍庫の更新ですとか、ガス釜の更新ですとかそういうものは全部町の方でやっておりますので、要望があって向こうからの協議でこういうものが必要で、ああいうものっていう、一応20万円以上の備品等については町が支援するということになってますので、この指定管理料の他にそうい

	うもので協定はありますので、今後やるべきことは協定の中身のあれを変えさせていただいて、そして運営が本当にスムーズにいくように。今一番の課題はいっぱいいなもので、その当初から年度末に行くと運転資金はもうゼロになってしまうと。そういうところを解決してあげないとやっぱりいけないかなというふうには考えております。以上です。
議長	12番、渡辺均君。
12番議員	直売所の経営的な面での支援というのは、これはもう今日的にやむを得ない状況だと思うんですけども、だからと言って、その存在の社会的な意義、これがしっかり町民の方に開示できないと、資金提供することの大義が得られないと。そういった意味では直売所が存在することの付帯効果、例えば農業振興面でこういうことがある。あるいは加工でこういう付加価値をつけたと。そういった実態を社会的な地域社会の効果としてですね、示す必要があって、それがもとで1000万近くという管理料が、大義が得られるわけですから、その裏づけをしっかりと証明していただきたいというふうに思いますけど、いかがですか。
産業建設課長	これにつきましては毎年決算終わって議会の皆さんにも全員協議会等で状況等、それから運営の考察等示させていただいておりますので、そちらの方でよろしくお願いいたします。
議長	4番、小池今朝之君。
4番議員	4番小池です。78に戻らせていただきたいと思っておりますけれども、中段のその他農地費の関係で、佐久環境衛生組合の方への負担金ということで、起債償還でございます。八那池の関係だと思うんですけども、昨年からだいぶ減額でありまして、いよいよ終わりになるのかなとそんなふうにも考えているところですが、償還期限、最終はいつになってますか。お願いしたいと思っております。
産業建設課長	すみません。勉強不足でちょっと聞いてまた報告させていただきます。
議長	後ほどでいいですか。79ページ。3番、菊池一巳君。
3番議員	鳥獣害対策関係費全般でお尋ねしたいと思っておりますが、12月の定例会の席上、私と小池議員が猟友会の関係等も含めての質問をさせていただきまして、また12月当初に猟友会の皆さんとの懇談会を設けて、いろいろなお話をお伺いしたと聞いております。それを受けまして、猟友会の皆さんから猟友会の会員確保のために、ぜひ駆除に関わる経費だとか、報奨金は上げていただきたいだとか。その他諸経費への補助もお願いしたいというような要

	<p>望があったと聞いております。その中で一般質問をさせてもらった中でも、課長の方から検討をさせていただきますという答弁をいただきました。私個人としては前向きに検討しますというように受け取ったわけなんですけれども、それを受けて今回の予算を見ますと、一番上からあります自治体以下、最後の44万8000円まで昨年と同額であります。ただ一点、有害鳥獣駆除管理消耗品が5万円から10万円になっております。これは一つの進歩って言いますかね、効果だと思われまうけれども、猟友会の皆さんからの要望、一般質問を受けて検討しますという答弁の中で昨年と同額という金額。私正直言って期待をしておったでありますけれども、この金額、それに至った経緯等についてちょっとお聞かせいただければと思います。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>ご指摘の通り5万円増えているだけで、ここの鳥獣害対策につきましては、12月に菊池議員の方で言われた緊急銃猟の関係ですとか、そういうことをまず猟友会の皆さんと全体的な会議の場を持たさせていただきました。そのときに出た答えにつきましては、ハンターの確保ですとか、緊急銃猟のときの賃金を上げてくれとかっていう意見が出ました。そしてときが経って、先だって班長会議をやったという中で、これから来る一般質問の中でもちょっとお答えさせていただくんですけども、緊急銃猟については小海町は実施しないという話になりまして、そこに対する対策っていうのは我々が警察だとかそういったことをいろいろ考えて、そういうときがあったときに考えると、いうことの中なんですけども、その他の賃金について、ここに挙がっている増えた予算はクマの檻、こういうものを購入する費用とかで挙げさせていただきました。っていうのは、一応緊急銃猟はやりませんが、追い払い、それから山の方にも追い払う。それから捕獲して返すという、そういう手法を猟友会の方でとりたいということであったもので、そこら辺を順次協議しながらやっていく形で、今まだ経過でございますので、これからどうなるかわかりませんが、そういう暁には予算を計上していきたいというふうに考えております。</p>
<p>3番議員</p>	<p>今の緊急銃猟のやらないというのも、ちょっと私個人としてははっきり言ってショックといいますかね、どういうことなんだろうという気持ちがありますけれども、とにかく猟友会員の切実な話を聞きますと、本当に高齢化をし、その存続さえ難しいという中で、せめてものという発言の中で、ぜひ手当だとか、いろんな補助をしていただきたいというのが切実な願いであるような気がいたします。今、課長の最後の答弁にありましたその言葉に期待しまして、ぜひ何らかの形で補填し増額をしていただくような形</p>

	で進めてもらえればと思います。以上です。
議 長	6番、的埜美香子君。
6番議員	6番です。同じく79ページのその下の林業振興費の中ですね、委託料で緩衝帯景観整備事業というのと、その下に森林景観整備事業というものが並べて書いてあるんですけど、これどういった違いがあるのか、お願いします。
産業建設課 長	まずこの緩衝帯景観整備事業でございますが、今全国でクマの被害ですとか、そういうものの中でクマの性質として住民と山間地っていうかの間を綺麗に下刈りをすると、クマもそういうところに出てこないという国、誰が考えてるかわかんないんですけども、そういう政策をやってくださいということで、小海原始めクマが出そうなところっていうのを下刈りして、向こうが見通せるようにやってるのが緩衝帯整備でございます。それである景観整備事業につきましては、松原の上のガトーキングダムさんのホテルから上がっていったところの林、県道の両側の林を伐採していくことで、山の上、景観が良くなるということで、それも一つの、森林整備事業の一つの一環として、この二つをやっております。違いはそういうところですよ。
6番議員	違いはわかりました。その下の今の説明と同様だと思うんですけど、八ヶ岳、説明書きのところに、緩衝帯整備八ヶ岳観光森林整備事業を実施しますというふうに書かれているんですけど、今クマ被害に対しての小海原ということも出てきたんですけど、これ全体の計画っていうのはどういうふうになっているか、そういうのは何か示されるものはあるでしょうか。
産業建設課 長	県、これ県の補助事業なもので、クマの生息地っていうのがどうもこの東山に多い。それはどうしてかなっていうのは、日が当たって温かいんだろなっていうことも何かわからないんですけども、そういうふうこれから被害がでそうなるっていうところを、クマが潜んで隠れているような、そういうところを伐採していくということで、これ県と協議しながらやるもので、どこでもいいよっていうわけにはいかないものですから、県と相談しながらやっていきたいというふうに考えております。
議 長	12番、渡辺均君。
12番議員	ただいまの整備事業なんですけども、こういうものの委託先、それから委託先の選定基準のようなものがどのように設定されているか、聞かせてください。
産業建設課 長	なんつうんですかね。町内に中小の林業の営業者と森林組合とありまして、そういうところにまんべんなく出すつもりで、実施しております。

議 長	5番、渡邊晃子君。
5番議員	お願いします。これも委託料、林政アドバイザー、下に説明ありますが、要林産というのはどういう団体、個人なのか。選定理由も含めてお願いします。
産業建設課 長	このアドバイザーについては、この予算をいただくときにご説明しましたが、これ申し訳ありません、ここにこういうふうを書くべきではないかと思うんですけども、これ要林産さんといひまして、これもっと言うと杉山要さんっていう人が事業としてやっているということで、個人ではないんですけども要林産に委託してやってるとっていうことで、今まではなんだ、中部森林組合に委託してアドバイザーさんを出してくださいということで3年ぐらいやってきたんですけども、実際にそういう方が高齢とか辞めたりする中で、県の方にご紹介いただいたんですね。そしたらやっぱり林業に詳しい、この要林産さんはかなり詳しいもんで、こういう方を町も使ったらどうだっというので、個人ではなくお願いしたと。それで、これについては特別交付税の措置があるもので、これ企業さんでもいいと、個人経営の企業の会社なんですけども、こういうところでもいいということなもんで、委託させていただきました。
議 長	80ページ。81ページ。5番、渡邊晃子君。
5番議員	お願いします。すみませんちょっと待ってくださいね。すみません。失礼しました。まずといいますか、商工業振興費、説明欄なんですけど、※1雇用定住促進事業ですね、※2がP-ねっと協同組合補助金の説明のはずが抜けてるんですけども、ちょっとここ訂正すべきかなと。あの説明もお願いしますP-ねっとの。
産業建設課 長	おっしゃる通り2番の※印の説明がなくなってます。P-ねっと協同組合の補助金ということで、商工会の方に委託して、お願いしている事業でございます。※印の2はこの次世代経営者のためのリーダー育成研修事業という、これも商工会の方に託して、次世代の若者を商工業発展のために勉強会する、会の予算でございます。ここ、こういうふうになったら、ちょっと直していいのか、ちょっとすみません、訂正をお願いします。
5番議員	どうなんですかね、今の訂正ということで受けていいのか。ちょっとちゃんとした文言を、委員会にまた別紙で用意していただいていた方がいいかなと思います。
産業建設課 長	そのようにさせていただきます。すみません、よろしくをお願いします。

議 長	6番、的埜美香子君。
6番議員	6番です。今の商工振興関係の負補交の一番下の創業支援事業ですが、前年比から100万増ということで、倍増になると思うんですけど、これは見込みがあつてのものなのか。お願いします。
産業建設課 長	7年度の事業でもこれを活用していただく皆さんがいらっしゃるしまして、それに基づく、どっちにしろ増えたら補正予算になるんですけども、こういう予算で使われる方が出てくるということで、計上させていただきました。
議 長	82ページ。83ページ。5番、渡邊晃子君。
5番議員	お願いします。各種イベント関係なんですけど、前夜祭、すみません負補交、前夜祭っていうのが新しいと思うんですけど、ご説明をお願いします。
産業建設課 長	これにつきましてはふるさと祇園祭、7月の29、30で開催してるんですけど、29の方の今までの元気でナイト、ちょっと運営が大変だということで、一旦閉めさせていただくんですけども、それに代わる事業、前夜祭を考えているということで、50万計上させていただきました。
議 長	84ページ。85ページ。5番、渡邊晃子君。
5番議員	お願いします。温泉施設管理費です。修繕費、令和7年度も含めこれもまたさっきの駅もそうでしたけど修繕費、年々上がっていると、ちょっとこの辺りどう考えればいいのか、メンテナンス、大きい大改修をして、これからまたポンプだとかいろいろあるっていう話は前々から聞いてますけど、改めてちょっと今後の見通し含め、お考えをお願いします。
産業建設課 長	まず令和に入って改修した、施設本体の改修については、お越しいただくお客さん、本当に嬉しい言葉をいただきます。綺麗、本当に嬉しいという言葉がたくさんいただきます。ただ、元々の当初の予定はまず外観、それから内装を綺麗にして、それで設備に入っていくという計画であつたもので、この設備費については、やはり同額の全体を本当にやり直すということ、もう施設的には30年近く、18年、20年弱の期間が経つてますので、かなり老朽化してきているということで、全体を直すと1億超える事業費になるんですけど、それを職員等が委託に出している業者さん等でも修繕をやったりとか、手直しできるところは直したりということで努力をしているんですけど、もうその段階もちょっと通り過ぎてきたかなということで、今後設備のことに關しては、全面的に順番に財政事情もございまして、更新をしていかなければ駄目だというふうに考えておりますので、今後そのようなことで予算計上させていただきますが、よろしくお願ひいたしま

	す。
5 番 議 員	もう一点ごめんなさい。委託料、温泉施設管理費の委託料なんですが、ポンプのメンテナンス165万円ということで、昨年度ポンプの購入は137万5000円、メンテナンスがそれより高額っていうのがちょっとよくわからないといえますか、ご説明をお願いします。
産 業 建 設 課 長	このポンプメンテナンスにつきましては、まず源泉ポンプのことです。源泉ポンプにつきましては、過去からのデータを見ますと、2年に1回壊れているということで、そのたんびにお客様利用者の皆さんに迷惑をかけてるんですが、その原因が本当に小さいことから大きいことまでいろいろありまして、例えば巻き上げ、揚湯ポンプの巻き上げのところに、ちょっとした砂が入っただけでも、要は壊れてしまうような場合もあるし、そういうものを実を言いますと電波を使って見れるようにするというので、そのポンプの、普通ポンプっていうのは7年からの償却期間を経て、あれするんですけども、短期間で壊れてしまう。そういうことを防止するために、やっぱりこれからはそういうメンテを入れてった方がいいではないかということで、入れさせていただきました。
議 長	6番、的埜美香子君。
6 番 議 員	6番です。お願いします。今の設備の更新とかいろいろ出てくるという話なんですけど、一番下の備品購入の関係で、ろ過機のポンプ、これもポンプなんですけど購入。これが毎年購入という形になってきてるんですけど、そのあたりの考えというか、毎年購入なのか、ずっとそういうふうになってくるのか、必要があるのか、その辺お願いします。
産 業 建 設 課 長	これについても、ろ過機4基稼働しております。そして、当初からやってみるものとか、中のろ過するストレーナーっていうかろ過機、そういうものの1個1個が大金がかかるんですね。それを交換したりということで、このくらいの費用がかかるということで、これについては維持管理上の必要部品なのかっていうところの解釈で、ポンプと一体になって変えなければいけない中で、そういうものも含まれてこういう予算を計上させていただいていると。4基のろ過機については、当初以来1回も変えてないもので、本体自体を変えると、そういうことになると、この予算ではちょっと済まないかなというふうに考えております。以上です。
議 長	86ページ。5番、渡邊晃子君。
5 番 議 員	細かいことですが、一番上、温泉運営費一番上、熱波イベント謝礼ということで、運営委員会などでは詳しく説明あると思うんですけど、これ予算

	<p>としては新しいというか、あの当初としてはなので、改めてちょっと様子も含めて、これが集客に繋がっているのかも含めて、ご説明をお願いします。</p>
産業建設課長	<p>今、八峰にはサウナロウリュウ熱波の関係に力を入れております。ていうのはこの東信地区で、佐久平みはらしの湯と小海の八峰の湯がこういうことに力を入れてるんですが、このイベント、熱波に関してはファンっていうんですかね、例えばポスターとかで見るやぎさんですとか、いろいろな有名な方が世界で、世界の熱波大会でロウリュウとかやってるけど、1位を取ったという有名な方で、そういう方のファンがついてまして、そういう方が温泉に来てタオルをこういうふうには振ってくれれば、非常に皆さん集まるなということで、そういう普通のお風呂を使う方とサウナを使う方と、いろいろと意見はあるんですけども、これが一番の集客に繋がっていると。</p> <p>そうするとこれについて、サウナ飯ですとか、そういうサウナに関する商品、そういうものを購入していただいたりということで売り上げも増えていくということで、このイベントについてはそういう人たちの謝礼ということを考えているんですが、こういうことを後々は自分らの職員の方でできるようになればいいんですけども、だんだんだんだんそういうふうになっていくということで、今はそういう有名な方を使ってやってるということでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>87ページ。88ページ。89ページ。90ページ。91ページ。92ページ。93ページ。94ページ。95ページ。96ページ。6番、的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>6番です。96ページ、事務局費の負補交の関係ですけど、サテライト教室の設置費用というふうにあるんですけど、この内容の説明をお願いします。</p>
教育長	<p>サテライト教室につきましては、現在通級教室、学びの教室だとか言葉の教室、LD学習障害、そのような部分に該当する子供さんを、郡下で小学生は佐久穂小学校と南牧小学校に開設してございます。そして、中学につきましては佐久穂中学校と南牧中学校へ開設をする。南牧中学校へ開設をするが、令和8年からこの予算でございます。そして開設をするに当たりまして、いろいろな教材が必要でございます。その教材を整備をするために負担金という形で負担をするという内容でございます。負担割合につきましては、設置する学校がある町村、そこが50%負担しまして、佐久穂町は本来通級教室がございまして、その他の小海とう両相木と川上、この皆さんが4分の1ずつ、25%の分担割合で負担をしまして整備をする。そのサテ</p>

	ライトの開設費用でございます。
議 長	12番、渡辺均君。
12番議員	19の扶助費、この中身、対象になる児童生徒がどういう状態なのか、お聞かせいただけますか。
教 育 長	扶助費の関係です。就学援助費、また特別支援教育の奨励費でございます。まずこの説明欄、上から三つ目であります。就学援助には6名、そして特別支援の方には9名の生徒さんが、児童の皆さんが該当するという見込みでございます。そして就学援助につきましては、町県民税非課税のような低所得者世帯、このような皆様を対象に給付を行っております。そして所得状況でありますから前年度非課税で翌年度というか、次の年に課税になってしまう皆さんについては、激変緩和という観点から2分の1の金額を交付をする。そして就学奨励費の方につきましては、特別支援学級へ通級する子供さんに支給をするという内容でございます。ただ、特別支援学級の方については、ほぼ保護者のお考えもありまして、申請を促すんですがされない場合もあるので、特別支援学級の子供さんの数と、この数が必ずしも一致するという内容ではございません。以上でございます。
議 長	5番、渡邊晃子君。
5番議員	お願いします。事務局費委託料、発達検査委託料ですが、これも新しい、下に書いてありますけれども、もうちょっと詳細ご説明をお願いします。
教 育 長	一番下に記載の通りであります。発達検査によりまして、個別最適な学びの場を提供するという内容でございます。もっと具体的に申し上げますと、発達検査は当然保護者との同意、そういう中で検査に該当するというか検査を受けるわけではありますが、今まで若干そういう検査もしてきましたが、今度はしっかりとした位置づけの中で検査をし、そして言葉がちょっと、失礼にあたるは申し訳ないんですけど、手遅れというか、あまり遅くなってからそういう現象が把握できるようなことがないように、前もってそういうことを手がけていきたいと思いますという内容でございます。これにつきましては先ほど、保育園の関係予算書57ページでございますが、そこにも臨床心理士を12回、保育園へという予算立てになっております。これにつきましても、臨床心理士、専門的な見地から保育園のうちから特性がある子をしっかりと見ていきたいという方向で、こども課、それぞれが方向へ舵切りをしておるといった内容でございます。
議 長	97ページ。98ページ。5番、渡邊晃子君。
5番議員	これもですね、教育振興費の委託料、学校心理コーディネーター配置とい

	うことですが、これももうちょっと詳細をお願いします。
教 育 長	学校心理コーディネーターを配置をさせていただきたいというものであります。今、学校現場は非常に変換点にきております。県の教育長もウェルビーイング、そしてトコトン、一つのことをとことん頑張りましょうという内容であります。そして小海町においても中学校、小学校それぞれが子供たちが心ゆくまで納得いくまで学習ができる。そんな子供たち中心の学校運営を目指していきたいというコンセプトでございます。そういう中でありまして、大学と連携をしまして、大学の特任教授、この方に学校心理コーディネーターとしてお力をいただくという内容でございます。まず教員と連携をしまして、発生課題に介入をしていく。そして児童の行動、心理に対する支援の向上、そのようなことを行ってまいりたい。教員の支援の負担そのものを軽減することによりまして、学校の安定に繋がりたいということでもあります。そして何より子供たちの不安、そういうものを解消する、それには何が重要かと、親の安定家庭の安定が、安心が子供たちの安定に繋がる。これは言われればそれまでのことなんです、そういうことを目指していくにはどうしたらいいか、これは親の安定ということは家庭の安定でございます。家庭の安定、何か不安要素があれば、多分核家族で親子であまりいい雰囲気にはならない。そこで生きてくるのはこども家庭センターでございまして、こども家庭センターがしっかりと相談支援に乗り出す。そして自分の気持ちを吐くところを作る。そうしますと、安心に繋がってきます。そうすると子供の安定に繋がる。そうしますと不登校だとか、そういう部分が多少でも薄れていく。不登校の子供を学校へ戻す、そういうことは非常に難しいわけである。ただ、不登校にならないように予防する努力を我々はしてまいりたいという内容で、コーディネーターを配置をお願いしたいということでございます。
5 番 議 員	わかりました。常駐というわけではないですね。どういうイメージでしょうか。
教 育 長	概ね週に1回、48回程度を予定をしております。
議 長	6番、的埜美香子君。
6 番 議 員	的埜です。すみません。今の続きじゃないですけど、今教育長の方から親の安定、家庭の安定というようなことがありました。やはり親の、親へのケアというものがすごく大切になってくるのかなと思うんですけど、そのあたりに踏み込んだ支援ということで、受け止めていいんでしょうか。
教 育 長	最終的な目的はそのように持っております。親への支援、そしてこの今予

	定している大学の特任教授でございますが、長野市で同じようなことを手がけております。そして相談支援にはどんな話題でもいいから出かけてください。保護者の方に出かけてください。そんなこともやられてまして、知らない人の方が話しやすい。そういう話題もありまして、結構どうでもいいような相談まで来る。そういうイメージだそうです。そういうものを活かしまして、そして先ほど48回という回数であります、この効果が見えてくるそういう段階においては、今度は保育園、児童館、そういうところで相談だとか、何かのイベントごとに力をお借りする。そして学校の先生の支援に当たるということですから、保育所の保育士のキャリアアップ、そういうことにも繋げていければ、本当にありがたいかなということを感じております。以上です。
議長	99ページ。100ページ。101ページ。102ページ。103ページ。104ページ。105ページ。106ページ。107ページ。108ページ。予算書に移ります。8ページ、第2表地方債。給与費明細書、91ページ。92ページ。93ページ。94ページ。95ページ。96ページ、地方債に関する調書。公債費元利償還明細書、97ページ。98ページ。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。12番、渡辺均君。
12番議員	支出のところ、100ページに公民館の補修が入っておりまして、宿渡と馬流の公民館補修がありますけども、これは地元から何かこういったことで、要望が何かあって予算に組み込んだのか。その背景をちょっと聞かせていただければと思います。
生涯学習課長	おっしゃる通りでございます、地元の区長さんの方から要望事項ということで公民館の改修につきまして、要望が上がってきてございます。それに対しまして、地元で見積もりを取っていただいて、予算化、0.9補助という形で予算化させてもらったものでございます。
12番議員	2ヶ所の内訳というのはわかるんでしょう。
生涯学習課長	宿渡の方が、屋根ですとかそういったものの改修で、200万円の事業費に対しまして180万円。馬流の公民館、外壁の補修ということで400万の要望に対しまして9割の360万ということで、合計540万円という形でございます。
議長	6番、的埜美香子君。
6番議員	6番です。すみません、聞き逃しちゃって。55ページに戻っていただいて、あれ、55ページでいいの。やすらぎ園の運営費ということで、あれどこ行った。ちょっと待ってください。すみません、委員会でいいです。
議長	他にありませんか。これで質疑を終わります。

	<p>ここで2時20分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時07分)</p>
議 長	<p style="text-align: right;">(ときに14時40分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>宮澤産業建設課長より発言を求められております。宮澤産業建設課長</p>
産業建設課 長	<p>先ほどの一般会計予算説明資料の78ページ、佐久環境衛生組合下水道負担金、元金、利子分の償還費でございます。こちらにつきましては、令和13年度終了ということで、令和8年度から6年間であるということでございます。続きまして81ページ、商工振興関係の予算でございます。大変に申し訳ございません。ここを訂正させていただきたいんですが、欄外の※印の1, 2はこのままでございます。そして先ほどご指摘のありましたP-ねっと協同組合補助金の※印2を取っていただきたくお願いいたします。このP-ねっと協同組合補助金については、毎年プレミアム商品券をやるんですが、その予算として計上させていただいているものでございます。※印を入れて説明するのはもういいかなということでございます。そして、その右側に行って一番下の段、次世代リーダー育成研修事業、この※印3を※印2していただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p><u>日程第8 「議案第10号」</u></p>	
議 長	<p>日程第8、議案第10号、「令和8年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>歳入、1ページ。2ページ。3ページ。4ページ。歳出、5ページ。6ページ。7ページ。8ページ。9ページ。10ページ。11ページ。</p> <p>その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第9 「議案第11号」</u></p>	
議 長	<p>日程第9、議案第11号、「令和8年度小海町介護保険事業特別会計予算に</p>

	<p>ついて」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>歳入、1ページ。2ページ。3ページ。4ページ。5ページ。6ページ。歳出、7ページ。8ページ。9ページ。10ページ。11ページ。12ページ。13ページ。14ページ。予算書に移ります。給与費明細書、32ページ。33ページ。34ページ。35ページ。36ページ。</p> <p>その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第10 「議案第12号」</u>	
議長	<p>日程第10、議案第12号、「令和8年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>歳入、1ページ。2ページ。歳出、3ページ。</p> <p>その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第11 「議案第13号」</u>	
議長	<p>日程第11、議案第13号、「令和8年度小海町簡易水道事業会計予算について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。予算書で、ページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>収益的収入及び支出、3ページ。4ページ。5ページ。6ページ。7ページ。8ページ、資本的収入及び支出。9ページ、キャッシュ・フロー計算書。給与費明細書、10ページ。11ページ。12ページ。13ページ。14ページ、令和7年度貸借対照表見込。12番、渡辺均君。</p>
12番議員	未収金というのが、結構な額に上ってるんですけども、状況、未収の原因等について説明をいただけますか。

産業建設課長	未収金でございますが、水道の料金を検針員さんが検針します。そうするとそれから調定始まりまして、請求行為を起こすということで、当月の水道料金2ヶ月に1回でございますが、2ヶ月遅れになるということで、年度末の3月の未収金につきましては、公営企業会計複式制度を使っていますんで、次年度に請求行為が行われているということで、ここで3月31日時点で未収金計上する。これが1500万ぐらいあるわけでございますが、その他にも滞納未収金等等、それからその他の事業でやって負担していただくべき回収される未収金が、回収されればなくなる。未収金とそれで3500万ほどあります。以上でございます。
12番議員	3500万あるのはわかってるんだよ。その原因ですね。どういう理由で未収になっているのか。今複式って言いましたけど、複式であれば前々年度から繰り越してくるわけで、同じように評価できるわけです。そこをちょっと説明していただけませんか。
産業建設課長	今説明した通りでございます。未収金はどうしても3月31日を超えると一般会計と違いまして次年度の請求になりますんで、未収金は3月の25日頃から計算した2月、3月分の水道料金の請求が、要は4月以降になるからということで。それは滞納未収金のことを答えればいいということですか。だからそういうふうに言っていただかないと、未収金っていうのが一番大きいというのは、2月3月の未収金でございますんで、私のすみません正確な1円まではわかりませんが、600万ほどだと思いますが、これは過去からの積み重ねでございます。そして小海町の水道、佐久水道さんに比べても、長野県下でも安い方から数えて、という順番でございますので、払えない理由等については、私はちょっとわかりません。
議長	15ページ、令和7年度損益計算書見込。16ページ、令和8年度貸借対照表予定。17ページ、令和8年度損益計算書予定。18ページ、企業債償還計画。19ページ、企業債年次償還表。20ページ、簡易水道給水調査表。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
(質疑なし)	
議長	宮澤産業建設課長。
産業建設課長	先ほど議事の方で説明し忘れましたが、未収金、2月3月の未収金が1500万。それから国庫補助金、工事やってその国庫補助の関係、それから起債の関係、そういうものが入ってこない3月31日までに入っていない場合には、ここに計上させていただきますのでよろしくお願いします。
議長	これで質疑を終わります。

日程第12 「議案第14号」

議 長	日程第 12、議案第 14 号、「令和 7 年度小海町一般会計補正予算（第 9 号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。6 ページ、第 2 表繰越明許費。6 番、的埜美香子君。
6 番 議員	6 番です。繰越明許の関係ですけど、3 款の民生費の児童館増築事業の繰越明許費が 1 億 9569 万ということで、総額の、全額の 3 億 1000 万ちょいの額ではないんですけど、この内容を教えていただきたいです。
こども課長	繰越明許費の部分ですけども、内訳としましては、児童館の設計委託料というところで、495 万円。それから工事の請負費のところ、1 億 9000 飛んで 74 万円。合わせまして 1 億 9569 万になります。
議 長	7 ページ、第 3 表地方債補正。歳入、10 ページ。11 ページ。12 ページ。13 ページ。14 ページ。15 ページ。5 番、渡邊晃子君。
5 番 議員	5 番です。お願いします。繰入金、基金繰入金ですが、財政、またこれも財政調整基金のお話ですが、これだけの額減額。ご説明で、各事業の精算見込みの合計っておっしゃったんですが、各事業が全くわからないので、これも資料をお願いしたいと思うんですが。
総務課長	一番大きいところは 1 億 1600 万円の財政調整交付金のうち、今回の補正の内訳、大きいところは集落支援、それから P-ねっとの関係補助金、あと子育て等あります。いずれ 18 項目程度の内訳がありますので、いずれお示しをさせていただきます。ただ、こういったものも一般財源化として扱っていますので、詳細にそれをね、お示しはできますけれども、そこでどう、どれがどう、お金がね、割り振りするところが変わった、または減額になった、そういうことの内容ですので、お示したところで、また説明させていただきますと思います。
議 長	6 番、的埜美香子君。
6 番 議員	6 番です。すみません。14 ページに戻っていただいて、14 ページの農林水産費補助金の中の農業振興費の補助ということで、最適土地利用の総合事業なんですけど、説明の中であつたんですけど、精力的に進めてきた結果という話なんですけど、なかなか見えなかったんですけど、内容どうやって進めてきたかも含めて、どうして 0 になっちゃったのか、その辺をお願い

	<p>します。</p>
産業建設課長	<p>最適土地利用総合事業ということで、10/10の補助金を農林水産省からいただいてやる事業でございます。いわゆる開墾ドリームという事業でございますが、あのずっと補正をいただいて親沢、川平地区をやる、実施する予定だったんですが、途中での的埜議員の方から笠原、宿渡。そっちの方、お手伝いというか、そういうところを進めてってということで、ちょっとそれから県、国の方に協議して、ちょっと場所を変えられないかということで協議をしてきたんですが、県を通して国をいく中で、だんだん期日が迫ってきてしまいまして、半年ぐらいになっちゃったと。この事業を当初から、新しい期間が長ければ長いほど補助事業ということで、言うんですけども、10月以降こうやってくると、もうその年度半分ぐらいしか使えなくなっちゃうよということで、これは毎年あることなもので、ちょっともったいないから来年度に回しましょうということで、今回当初予算にも載せてないんですが、これはその度その度採択いただくということで、次期、あの補正でまた申請していく予定で、年度を使ってフルに活用していきたいということで、1回取り下げさせていただきました。制度の仕組みとえばコーディネーターのね、活躍が一番大事なんですけども、それはやっぱりやる気ある、そういうコーディネーターさんを私達が探せられなかった。的埜議員の方でお手伝いしてもいいよっていうお話をいただいたんで、これはいいかなというふうに思ったんで、今度は時期が半年ぐらいになってしまって、そこら辺がもったいないよということで1回取り下げさせていただきます。仕切り直して来年度からまたやるということでございます。</p>
6番議員	<p>また仕切り直してということなんですけど、この補助対象が場所を変えられるっていうことの認識でいいんでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>実はこれ採択基準は一つの団地でいいもんで、もっと言うと川平地区だけでもいいんですね。ただやっぱりこういう中山間地の狭い町なもんで、ひと区切りに行くと親沢川平、宿渡笠原、そしてこちらの川東に来たりすると、五箇杉尾とか、そういうふうに組み合わせしてやって、簡単に言うと33地区でもよろしいんですけども、現実的にはそんなことないもんで、地区を区切ってやると、その地区ごとに補助金が同じようにやられるということで、その地区の選定をしっかりとやっていくということと、それからコーディネーターにつきましては、しっかりとまとめて行っていく方を探すということで、お願いしたいと思います。</p>
議長	<p>5番、渡邊晃子君。</p>

5 番 議 員	すみません、5番です。私もすみません14ページで、やはり県補助金の総務費の補助金、U I J ターンの皆減になってしまっていると。これについてはご説明なかったかと思うんですが、皆減ということで、今後の見通しを考えも含めお願いします。
総務課長	お答えいたします。制度を利用する方がいれば、ということで予算化をしております。令和8年度の予算にも計上はされているわけですがけれども、そういうことで実質なかった、対象がいなかった。事業をして、事業誘導してってということではないんですけれども、そういう対象者が現れたらということのための補助ということですので、結果的になかったということでございます。
議 長	16ページ。17ページ。6番、的埜美香子君。
6 番 議 員	6番です。総務管理費の一般管理費、備品購入ということで公用車の購入の関係、電気自動車の購入を考えていたがという説明あったんですけど、何と言うか、これまた電気自動車を購入の予定があるのかどうか。お願いします。
総務課長	お答えいたします。電気自動車、これはゼロカーボンと町も進める、町として進める上で電気自動車を増やす。そういう方向で計上したものでありますけれども、スタンドの関係、これはやっぱりなければなかなか車せっかく買っても利用が進まないということですので、スタンドを整備することを先に考えなければいけない。ということでこれ、これも並行して考えてたわけですがけれども、その場所、庁舎に近いところを検討をしてたわけですがけれども、なかなかやっぱり費用の問題もありまして、その工事が実施できなかったということでございます。また挑戦というか、8年度で別の方法でスタンドなんか建設できればいいなということで、模索はしておりますので、そうした暁に計上をさせていただきたいということでございます。以上です。
議 長	18ページ。6番、的埜美香子君。
6 番 議 員	18ページ行く前に、17ページ、ここに計上されていないんですけど、広報費の関係で予算のところでもやったんですけど、防災無線のシステム保守委託。それは皆減がなくてもよいのか。先ほど8年度の予算の中で問題があればその都度っていうふうな説明があったんですけど、補正の関係ではどうなるのか、お願いします。
総務課長	広報費で保守委託、ここが185万9000円のところを0、当初予算として計上しました。更新工事の最中ということで、本来ですと古いものについては

	<p>必要だったと思うんですけども、6年度、7年度で両方の古いものと新しいものの機械を設置して、両方の電波が流れてたということなんですけれども、その古い方に対しても、いいよという話になりましたので、皆減させていただいたということでございます。先ほどは8年度の話だったわけなんですけれども、これは更新して新しく、ただ、先々ないというわけにはいかないものとは感じておりますので、何か故障等出るような場合ありましたら、また計上させていただきたいと思っております。以上です。</p>
6 番 議 員	<p>質問の仕方がちょっとおかしかったんですけど、その8年度のところで問題があればその都度っていう説明があったので、やっぱ、やっぱりここももしかしたら最初から当初予算から要らなかったんじゃないかと、そういうことすみません</p>
総務課長	<p>予算計上の段階では、その業者さんとのお話で、見積もりをいただいて計上したものですので、それはそのときには必要だという判断だったわけなんですけれども、結果的に不要となったというものです。</p>
議 長	<p>11番、井出和人君。</p>
11 番 議 員	<p>11番です。予算書の中で、町政70周年記念が410万円ありまして、ここでまた補正で出てきて減額になってると。予算はまだまだわからないと思っておりますけれども、大まかな事業の内容をどう考えているのか。それから開催する時期についてはどの程度案にあるのか。お願いします。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。職員の中で、この実行委員会ということを立て上げてまして話している最中でございます。その中で、式典が一番メインになるところなんですけれども、時期的には10月の第1週目の日曜日が第1候補。9月の末の日曜日が第2候補ということで、今も申し合わせはしてございます。事業の内容についてですけれども、今、7年度におきましては、令和7年度で映像関係、季節的に映像を撮る、季節ごとの映像を撮るにあたって、早め早めにとっておかないと完成に支障が出るということで、計上させていただいた部分もでございます。そして、令和8年度の予算でも計上をさせていただいております。その映像も一部7年度でできないもの、これ18ページの一番下、△で187万円でございます。これ、町紹介ビデオの中のおおむね半年分を減にさせていただきましたわけなんですけれども、その分を新年度のところで計上させてもらってます。340万の、8年度はね、418万計上させていただいておりますけれども、そのうちの映像に関しては約200万円ぐらい。その紹介ビデオ、町の紹介ビデオやる他、町民の70周年の記念のロゴを募集しましょうということで、町民の皆さんとのやり取りをしながら、ロゴ作</p>

	<p>っていこう。そしてあと記念品として、何かそれぞれ配布できるもの、何か集会または会議等で配布できるもの、そういったものを作っていく。そういうものは時間もかかるということで当初予算に計上させていただきました。あとどなたか有名人という、体操のお兄さんとか歌のお兄さんもそうなんですけれども、子供たちも楽しめるようなそういう方も招聘できたらということなんですけれども、それについては、他のものについては、まだ今回は骨格予算ということですので、補正等でまた計上をさせていただけたらという予定であります。以上です。</p>
議長	<p>6番、的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>6番です。18ページの今の委託料の関係ですけど、今の上ですけど、障害者高齢者等の住まい整備開発行為許可申請等というふうにあるんですけど、この等の意味というか、等とは何でしょうか。お願いいたします。</p>
総務課長	<p>障害者高齢者等の住まい整備についてお答えいたします。大変金額が大きいですね、開発行為ということで、結果的に開発行為関係には当たらないような県の判断をいただいたんですけども、いずれ測量をすると、外周測量から始まって地形測量から、土を動かす盛り土切土、そういう測量業務でして、どちらにしても費用はかかると、あと申請するっていう業務もありますけども、その業務については、減となっておりますけれども、あと不動産鑑定が若干、あと物件調査。そういうものも含まれてございます。その中で大きいところでプラス106万3000円ということでございます。以上です。</p>
6番議員	<p>今、等の説明がいろいろあったんですけど、やはり今いろいろ出たからには明細をやっぱり明らかにしていただきたいなと思います。委員会をお願いいたします。それと、8年度の予算のどこだったかな、まだ申請中だというような話があったと思うんですけど、許可はされたのか、お願いいたします。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。今も言った通り開発行為の申請に当たる、当たらないの話でございますけれども、県の振興局ですけども打ち合わせをして、結局、申請行為というもの、書類を作成して申請する、そういう行為がなくて済むというような判断をされました。ただこの費用、開発行為の申請ということなんですけど、ほとんどが先ほど言ったような測量業務ということですので、その申請に係るものはマイナスになっておりますので、そこも含めて明細を作成させていただきます。以上です。</p>
議長	<p>12番、渡辺均君。</p>
12番議員	<p>同じく18ページなんですけども、ここで企画費の中で、総額が800万ぐらい</p>

	減っております。その内訳はですね、地域おこし協力隊の減額とか、手当とか、それから憩うまちこうみ事業が100万から40万ぐらいで60万減少とか。こういう補正という緊急性の高い事業に本来用意すべき予算が、結果的に満たされない形で残っていくということの是非を一つ問いたいのと、それからもう一点、先ほど8年度の一般予算で、地域づくり協力隊等に農業振興という面で、各種の予算がかなりの額用意されておりますけれども、令和7年度の実績を踏まえていったときに、令和8年度でそこまでの期待をしていいものなのか。そこ2点聞かせてください。
総務課長	お答えいたします。一応地域おこし協力隊の関係も8年度の予算説明資料にございましたように、節が報償費から始まりまして、報酬から始まりまして、手当、共済、旅費、需用費、多岐にわたります。例えば研修だとか出張の関係で旅費など、どこかへ出かけるということですが、やはり年度末ですので、その精算行為をします。実際に予算はこれだけです。でも使った分はこれだけ、という精算行為が今の時期でございまして、それぞれ増えたり減ったりということは、やっぱりどうしても現状に合わせてしなければならないし、またあるものだと思います。目的が、今度協力隊の目的が達成できているかどうかという、その検証も確かでございます。7年度に検証して、8年度に繋げるということの意図だと思われましても、継続を同時に今提出しているようなこととございまして、いずれその判断は今年度、7年度で実施しているもの。やはり、継続してやっていくという、それはもう評価と判断をもとに、8年度の協力隊の予算の計上をさせてもらっています。以上です。
12番議員	継続してやるのはいいんですけども、令和7年度に未達成の予算が、補正で計上されてるわけですね。そのことがどういうふうに令和8年度の予算に繋がってくるか。同じなのか、費目が違うかよくわかんないんですけど、少なからず農業振興策の方で上げてるものと、この企画費で上げているものがどのように整合性がとれるのか。それから補正で上げたのがこれだけ余ってくるっていうものの、補正の建て方に問題はないのかをお聞きしているわけです。そこをちょっと説明してください。
産業建設課長	農業振興費の方の減額については、これから出てくるんですけども、施策として都会の人たち、都市部の限られる人の人たちを町に来ていただくという中では、私達も大歓迎。しかもこれが特別交付税措置されるということで、お金の問題じゃないんですけども、人が地方に集まっていただくという大変重要な施策なんですけれども、農業振興のこの施策については、

	<p>私が地域おこし協力隊の皆さんに、事業の内容とかやってほしいということ を正確に伝えられなかった。っていうことがありまして、大変に来てい ただいた方には迷惑をかけてしまったんですけども、ちょっと事業の内容 が私達が伝えるのができなかったということで、今年度限りですと。それ から開墾ドリームという先ほどの的埜議員がおっしゃったその事業も、地域 おこし協力隊というか会計年度職員充てていくということなんですけど も、結局コーディネーター、そういうものがやはり見つからないという のと、事業の場所を変えたりということで、ちょっと足踏みをしてしまっ たということで、こういうことを来年度にまた再チャレンジしていくとい うことで、ご理解いただければというふうに思います。</p>
12番議員	<p>3回目になるんですけども、答えがね、例えば補正予算で立てた予算が未 消化で終わったと。それは建設課長が担当者に正確に事業の趣旨が説明で きなかつたという今説明を受けましたけども、これってちょっと大変由々 しき問題ではないかなと思うんですよ。その一点、もう3回目なんでやめ ますけど、それをまた改めて委員会でしっかり討議させていただきますけ ども、しっかり回答いただきたいということを申し上げます。</p>
総務課長	<p>後段のご質問がありました。予算の見込みがね、甘いのではということで、 今ちょうど18ページですので、協力隊についてはこの報酬のマイナス320万 あります。これは駅の担当の協力隊が途中でリタイアとなってしまったと いうことによるもので、金額的には大きくなっております。それからそれ に関わる、その人に関わる手当が3節でございます。あと先ほどの旅費の 関係、やはり協力隊についてもそれは5回見積もったところが4回で良か ったとなれば、精算の行為は必要ですので、旅費についてはこういうふう にやっぱ実績ということで予算とは変わってきます。それから13節に使用 料等でございます。地域おこし協力隊で住宅関係の使用料ですけれども、そ ういうものがやはりいらなくなったということでマイナスとなる。という ようなことで、そう大きくは、いなくなった協力隊の分は大きいわけです けれども、それ以外についてはそれほど誤差は少ないんじゃないかと思う んですけれども、精算行為ということで、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>19ページ。6番、的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>6番です。18ページからの続きになりますけど委託料の関係で、一番上の 障がい者高齢者等の住まい整備の、既存建物の解体工事の調査設計監理委 託ということで、25万5000円増ということなんですけど、この下の工事請 負費の方、解体工事の方はマイナスの403万ということなんですけど、どう</p>

	して設計の方はプラスということになるのか。この増額理由をお願いします。
総務課長	取り壊しにあたりまして、説明でも申し上げました、住宅1棟、倉庫4棟でございます。12節の委託料については、取り壊すときにアスベスト調査、そういったものが必要となったということでして、その部分については増額となってしまったということでございます。工事については入札を行いましたので、それに合わせた減額ということでございます。以上です。
議長	20ページ。6番、的埜美香子君。
6番議員	19ページその下ですね、21節の移転物件移転補償、これはどういうことなのか。何のことなのかをお願いします。
総務課長	お答えいたします。これも予定の敷地にある車庫なんですけれども、利用をされるということで移転をする。取り壊すんでなくて移転をする。そういう部分について、シャッター付きの車庫ですけれども、移転のための補償をその所有者の方に支払いをして、やっていただくという内容のものでございます。
6番議員	この時期の新規事業ということなので、新規計画ということなのでお聞きしたんですけど、なぜ今頃の時期なのか。お願いします。
総務課長	当初は、その使える比較的新しいものだから使いたいという意思だったんですけども、それを取り壊して別のところへ持って行って建設をする。それが移転ということなんですけれども、実際にそういう方法だと手間がものすごくかかるということで、それよりも別のところに新規で作る。そういう方が比較的今安く上がるというようなこともありまして、所有者と相談の上、このようにさせていただきました。
議長	21ページ。5番、渡邊晃子君。
5番議員	お願いします。民生費、社会福祉費の社会福祉総務費、需用費。こども家庭センター8年度からということですが、今この消耗品、これだけ必要ということなんです、どういったものなのか。お願いします。
町民課長	こちらにつきましては、前回の全協の方でもご説明いたしましたけれども、この年度末におきまして、あそこ町民課のフロアの改修ということでセンターの係を作るためにもデスク等の配置なんかを行います。その中で主にインターネットの配線および電話回線、その他床下のものを全て、また整備して引っ張ったりというような工事が主でございます。あとは事務用品等の購入、あと携帯のタブレットですね。これを2基というか買って、これは相談に行くときに持ち歩くというような形で、いずれ紙ベースではな

	くて、それでもって情報共有できるような形をとりたいということですので、その旨の予算ということになります。
5 番 議 員	すいません。さっきちょっと8年度のところで聞きそびれてしまって恐縮なんですけども、子育ての推進委員会の方でもわかりやすいようにということで、場所と相談体制ということで、要望事項にもあるんですけども、ちょっとやはり委員会でも思ったんですけど全然わからないと。周知の仕方をどのように検討されているか、ちょっとそこをお聞かせいただけますでしょうか。
町 民 課 長	周知につきましては、やはり広報誌やホームページ、その他等放送、防災無線の放送というような形では、大きくやっていきたいというふうに考えております。
議 長	22ページ。23ページ。24ページ。25ページ。26ページ。27ページ。28ページ。29ページ。30ページ。31ページ。32ページ。33ページ。34ページ。35ページ。補正予算給与費明細書、36ページ。37ページ。38ページ。39ページ。40ページ。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。12番、渡辺均君。
12 番 議 員	27ページに戻っていただきたいんですけども、林業振興費。これが大幅に減額になっていると。先ほど環境整備と森林整備等で、地元の事業者さんたちの方に委託するんだということを知りましたが、この段階ではこういった方々と対応は、どんなふうにしてできなかったのか。説明をお願いします。
産 業 建 設 課 長	出来なかったのではなく、事業費が少なく済んだということでございます。
12 番 議 員	事業者が少なかった。少なく済んだということなんですね。はい、わかりました。
議 長	5番、渡邊晃子君。
5 番 議 員	予算に載ってないですが、駅の時計台がどうなっているか。あの補正で出てきたもの。お願いします。
総 務 課 長	駅のところにわかるんですけども、足場がやっとかかりました。大変遅くなってしまったわけですけども、今準備ができましたので、今後既製品ということになってますので、製造元から送られてきてこれから取り付けの作業に入る予定でございます。
議 長	6番、的埜美香子君。
6 番 議 員	6番です今の関係ですけど、着工はいつの予定でしたっけ。

総務課長	いつっていうようなお知らせは多分していない。私も発表もいつかちょっとわからなくて協議ができなかったもんですから、わからなかったので、いつからということはお伝えしておりませんでした。
6番議員	年度内に仕上がると。そういう認識でいいですか。
総務課長	そう、そうです。
議長	12番、渡辺均君。
12番議員	ちょっと今思いついたんですけども、例えば事業が少なくなったという返事をいただけてますけど、森林活用環境保全業務委託料って120万がゼロになってるんすよ。これはどういうふうに説明されるんでしょうか。
産業建設課長	この事業につきましてはいわゆるJ-クレジットの事業でございます。南佐久、東信地区につきましては、伐期を迎えた主伐がメインの地域でございます。J-クレジット、これからの本当に財産区ですとか、いろいろな方々にメリットがあるようにということで検討してきた中なんですけども、このまま事業を続けるか、それかここで主伐主体の事業に重きを置いていかっていう中でいろいろな考察をすると、J-クレジットに対する売り上げというか還元されるメリットは少ないということで、ここで一旦事業を止めるということで減額させていただきました。
議長	他にございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第13 「議案第15号」</u>	
議長	日程第13、議案第15号、「令和7年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。 これから質疑を行います。補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。歳入、6ページ。歳出、7ページ。8ページ。9ページ。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第24 「議案第16号」</u>	
議長	日程第14、議案第16号、「令和7年度小海町介護保険事業特別会計補正予

	<p>算（第5号）について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。補正予算書で、ページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。歳入、5ページ。6ページ。歳出、7ページ。8ページ。9ページ。10ページ。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<p><u>○ 質疑終了</u></p>	
議 長	以上をもちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
<p><u>○ 常任委員会付託</u></p>	
議 長	本日議題としてまいりました議案第3号から議案第16号は、会議規則第39条の規定により、掲載した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、議案付託表のとおり付託しますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議 長	<p>以上で本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>一般質問は3月9日、月曜日、午前10時から行います。</p> <p>これにて本日は、散会といたします。ご苦勞様でした。</p>

(ときに15時27分)

令和 8 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 6 日」	
* 開会年月日時	令和 8 年 3 月 9 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 8 年 3 月 9 日 午後 4 時 31 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。本日は一般質問であります。6名が質問を行います。一般質問は、議員にとって最も華やかで意義のある発言の場です。住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の1つです。行政全般について質問、提言をしっかりと行っていただきたいと思えます。</p> <p>定刻になりました。ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>なお、議会のICT化推進の目的から、議場へのタブレットの持込みを許可します。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程は、掲載したとおりであります。</p> <p>本日答弁のため出席を求めた者は、町長、教育長、各課長、所長であります。</p>
<u>日程第1 「一般質問」</u>	
議 長	<p>本日は、第7番 黒澤敦史議員から第5番 渡邊晃子議員までの6名の一般質問を会議規則第61条の規定により行います。</p> <p>あらかじめ申し上げておきますが、同第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは順次質問を許します。</p>

第7番 黒澤 敦史 議員

議 長	初めに第7番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。
7番議員	<p>7番 黒澤敦史です。通告に従い、質問させていただきます。</p> <p>本題に入る前に、先般の町長選挙におきまして黒澤町長が無投票により3期目の再選を果たされましたことに対し、心よりお祝いを申し上げます。町政運営に対するこれまでの取組が町民から一定の信任を得た結果であると受け止めております。</p> <p>3期目はこれまで積み重ねてこられた施策をさらに進化させると同時に、人口減少や地域経済の課題に対し、より一層の戦略性と実行力が求められる任期になるものと考えます。町民の期待に応える町政運営が着実に進められることを心より期待申し上げ、激励の言葉とさせていただきます。</p> <p>それでは、質問に入らせていただきます。</p> <p>近年、全国的に選挙制度そのものに対する関心や不安の声がSNSや報道等を通じて聞かれるようになっております。その内容の真偽は様々ありますが、重要なのは制度が適正に運用されているだけでなく、住民が安心して投票できると感じられる環境を整えることであると考えます。</p> <p>選挙制度は一度、信頼が揺らげば、その回復には長い年月を要します。だからこそ地方自治体の現場から公正性と信頼性を高める努力を積み重ねていくことが大切であると考えます。</p> <p>そこで、私の今回の一般質問では、投票所における本人確認の在り方についてをテーマとさせていただきます。</p> <p>先月2月には衆議院議員総選挙がありましたし、先日は無投票となりましたが、黒澤町長が当選された小海町の町長選が行われました。この選挙によって国民、住民の代表者が決まり、選挙で選ばれた議員や首長が議会、行政の場において国であり、自治体がかじ取りを担っていくこととなります。</p> <p>まさに選挙というものは民主主義の根幹を支える最も重要な制度といえます。だからこそ、その公正性と信頼性を確保することは、住民自治の基盤を守る上で極めて重要であると考えます。</p> <p>以下、総務省発行の情報誌を引用します。選挙権は主権者である国民の基本的権利であり、選挙は民主政治の根幹を支えるものです。国民一人一人が責任と自覚を持って自由に政治に参加し、選挙権を確実に行使すること</p>

が日本の民主主義をさらに発展させる原動力となります。

私たちの選挙権は、長い歴史の中で多くの先人たちの努力によって手に入れてきたものだということを心にとどめ、改めて国民参政の意義や選挙の大切さを再確認していただければ幸いですと選挙権、選挙の大切さを述べています。

それを踏まえて、まずこの議論を進める前提となる選挙権の歴史について少しだけ説明させていただきます。

明治時代の1890年、帝国議会が開設された当初、選挙権を持つのは直接国税15円以上を納める満25歳以上の男子に限られ、人口の僅か約1%に過ぎませんでした。その後、納税額の引下げなどにより有権者は徐々に増加し、35年後、1925年には納税条件が撤廃され、満25歳以上の男子全てに選挙権が認められました。しかし、女性には依然として選挙権がありませんでした。

戦後、日本国憲法の制定とともに55年後の1945年の法改正により、満20歳以上の男女全てに選挙権が認められ、真の意味での普通選挙が実現しました。

帝国議会が開設された1890年から数えて126年後の2016年には、選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられ、より多くの国民が政治参加できるようになりました。

このように先ほど総務省の文章が述べていたように、選挙権は自然に与えられたものではなく、長い歴史の中で拡大されてきた国民が政治に関わるための極めて重要で、価値ある権利であります。

多くの先人の努力によって拡大されてきた選挙権だからこそ、その1票が確実に本人の意思として行使される環境を守ることは、現代に生きる私たちの責務であるとも考えます。選挙制度に対する信頼は、投票率の向上や政治参加意識にも直結する重要な要素であり、当町においても継続的に検証していく必要があると考えます。

現代社会において、マイナンバーカードの普及やデジタル行政の推進により、本人確認の在り方は大きく変化しているといえます。実際、私たちの生活に目を向けても、携帯電話の契約、金融機関での手続、行政サービスの利用など、様々な場面で本人確認の厳格化が進んでおります。

このような社会環境の変化の中で、民主主義の根幹を担う投票行為における本人確認の在り方についても改めて検討する意義があるのではないのでしょうか。

	<p>現在、当町の投票所における本人確認は選挙人名簿との照合を基本とし、氏名、住所、生年月日等の口頭確認によって行われていると思います。これは公職選挙法に基づく全国的な標準運用であり、制度上は適正な手続であると承知しております。しかしながら、社会全体では本人確認の厳格化が進み、先ほど述べたように金融機関や行政手続、各種契約においても顔写真つき身分証明書の提示が一般化しております。</p> <p>民主主義の根幹を担う投票において、本人確認の在り方について町としても検討を深める余地があるのではないのでしょうか。</p> <p>そこで、当町における現状と今後の対応についてお伺いいたします。</p> <p>まず、当町の投票所における本人確認はどのような手順で行われているのかお伺いいたします。特に投票所入場券を持参していない場合の対応、氏名、生年月日、住所の口頭確認の方法、本人確認書類の提示を求める場合があるのかについて、具体的にご説明をお願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>おはようございます。お疲れさまです。</p> <p>ただいまのご質問ですけれども、当町の投票所におきましては、受付におきまして選挙人から投票所の入場券の提示を受けまして、選挙人名簿との照合を行っております。</p> <p>入場券は円滑な受付のために送付しているものであり、これをお持ちでない場合であっても投票することは可能でございます。入場券をお持ちでない方につきましては、まず、運転免許証、それからマイナンバーカードなどの本人確認書類をお持ちであれば、その提示をお願いしております。そして、名簿との照合を行っております。</p> <p>本人確認書類をお持ちでない場合、その場合には氏名、生年月日、住所等を口頭で申告していただいて、その内容を照合するということで本人確認を行っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>1人1票という原則が私たち日本国民に与えられている真の意味で公平、公正な選挙の仕組みであります。1人が別人になりすまして数票分投票したり、または1人で何度も投票してしまつては民主主義の原則が崩れてしまいます。本人確認に関する課題は問題が発生してから対応するのではなく、未然に防止する観点、視点が重要であると考えます。</p> <p>その観点から当町の現在の対策状況についてお伺いいたします。</p> <p>なりすまし投票や二重投票を防止するため、当町ではどのような対策を講</p>

	<p>じているのか教えてください。また、過去に本人確認に関してトラブルや異議が生じた事例があるのかについても差し支えない範囲でお聞かせください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、期日前投票におきましては、選挙人名簿照合システムというものも用いて受付を行っております。既に投票済みの方につきましては受付ができない仕組みとなっております。手順に従って事務を行う限り、システム上、二重投票は防止される構造となっております。</p> <p>一方で、当日の投票所におきましては、外部ネットワークに接続しない運用となっているため、期日前投票のようリアルタイムのシステム照合はできません。</p> <p>その代わりに期日前投票を済まされた方を反映した選挙人名簿を事前に配布しておりますので、受付時に未投票であることを確認した上で、投票用紙を交付しております。</p> <p>次に、なりすましの投票についてということでございます。本人確認につきましては入場券の確認に加えまして、必要に応じて運転免許証等の本人確認書の提示を求めまして、選挙人名簿との対照を行っております。</p> <p>制度上、外見のみで完全に本人かどうか、そういうことを断定することは困難である側面はございますけれども、受付における名簿対照、書類確認、複数人での確認体制など、複層的な手続により公正を保てるように対応しております。</p> <p>また、小海町におきましては比較的小規模ということもありまして、各投票所において区長さん等の役員さん、実情に詳しい投票管理者、立会人の協力を得ております。顔見知りであることが多いという地域性、これが一定の抑止効果があるのではないかと認識をしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>期日前投票であり、当日の投票、しっかりと対応していただいているということだと思います。特に今おっしゃったように、当町のように小さい自治体であれば、別人の氏名、住所を言えば、それは当然違うじゃないかということが気づきやすい側面は確かにあると思いますね。ありがとうございました。</p> <p>投票所業務は、限られた時間の中で正確性と迅速性の両立が求められる大変責任の重い業務であると認識しております。そのため、現場職員の判断</p>

	<p>に過度な負担がかからない体制づくりも大変重要であると思います。</p> <p>そこで質問ですが、本人確認に関する研修、不審事例への対応マニュアル、現場判断の基準はどのように整備されているのかお聞かせください。</p>
総務課長	<p>まず、期日前投票に従事する職員、こちらは選挙管理委員会の事務局職員が中心となって対応しております。県の選挙管理委員会が実施する研修会等にも参加しておりまして、過去の事例や留意点について知識の共有を図っております。</p> <p>当日の投票所の事務従事者につきましては、職員が行うわけですがけれども、選挙前に事務従事者説明会、これを毎回、選挙のたびに開催しております。受付の手順、選挙人名簿との照合方法、本人確認の具体的な流れ等について周知を行っております。</p> <p>また、各投票所に投票開票事務ノートという教本というか、手引書ですがけれども、こういうものを配布しております。選挙人名簿との対照方法や投票用紙の交付方法、代表投票の方法、一通りの方法が分かりやすく解説されておりますので、そういったものを利用して研修を深めているということでございます。</p> <p>以上です。</p>
7番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>全国では、必要に応じて本人確認書類の提示を求めるなど、運用面で工夫をしている自治体もあることを承知しております。先ほどからおっしゃっているように、当日、身分証明書を持っていない場合は住所と氏名、生年月日の口頭確認のみで、それは別に小海町に限らず、どこの自治体も恐らくそういったことをやっているところが多いと思うんですけれども、極端な話というか、仮定の話、それを覚えてしまえば、別人が行ってなりすまして投票できるというのは、制度上、大いにあり得ることだと思います。</p> <p>そういったことに対する運用面で工夫している自治体もあるというふうに承知しておりますけれども、そこで質問ですが、当町において他の自治体の取組の情報収集であり、本人確認強化に関する検討をしているようなことがあればお聞かせいただけますでしょうか。お願いします。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>当町におきましては、県の選管が実施する研修会に参加する。その機会を通じて、選挙事務全般に関する留意事項、事例の把握に努め、それを各職員にお知らせする、事務従事者にお知らせするという方法を取っております。</p>

	<p>総務省や県から発出される通知などもございます。今回の衆議院選につきましても、1月頃ですけれども、内容につきましてこういうふうにして下さいというような通知が来ておりまして、そういうところでも、本人確認におきましてはマイナンバーカード、運転免許証等ということで、本人確認を徹底した上で投票用紙の交付を行うことというような文言になっております。</p> <p>ここの運用をどの程度しっかりできるかということを経験者さんおっしゃられておられると思うんですけれども、やはり限界というものはあると思います。本人を知っている人がいればまだいいわけですけれども、それは100%できるかという、そういうことができないという部分もありますので、現時点でできること、そういうものを厳格に行っていく、そういうことになろうかと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>7番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>投票制度の信頼性を高めるためには行政側の取組だけでなく、住民の理解と協力も不可欠であります。投票所入場券の持参が円滑な受付につながると思われまます。</p> <p>当町では、入場券持参の周知、投票所での本人確認の仕組みに関する住民への説明についてどのように取り組んでおられるかお聞かせください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>投票所の入場券の持参につきましては、防災行政無線による周知のほか、入場券の本体にも、これを持参してくださいというお願いを記載して、できるだけ円滑な受付への協力をお願いしているところでございます。</p> <p>入場券がなくても投票は可能ということなんですけれども、円滑な受付のために本人確認のできるものの持参に協力をいただくようお願いしております。</p> <p>前回の衆議院選挙につきましては、入場券の発行日程が例年と異なりまして、期日前投票前にお届けできない、そういう事態になりました。こういった際ですけれども、当町におきましては、入場券がなくても投票ができる旨、また、その際は免許証など、本人確認できるものをお持ちくださいと防災無線でお知らせをいたしました。</p> <p>こういったことで、なるべく円滑な受付、そしてなりすましにならない、二重投票にならない、そういった対策をしておるところです。</p> <p>以上です。</p>

<p>7 番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本人確認の強化については不正防止と同時に、有権者の投票機会を損なわない配慮も必要であり、制度設計には慎重な検討が求められます。</p> <p>現在、一般的に行われている本人確認の手続は、公職選挙法に基づく全国的な標準運用であり、制度上は適正な手続である点は十分理解しておりますが、それでもこれまで述べてきたように、その手続を見直す余地があるものと考えます。</p> <p>町レベルのものではなく、本人確認の在り方については投票の公正性確保と選挙権保障の両立という観点から、国、全国レベルでも議論されるべき課題であると考えます。</p> <p>そこで最後の質問ですが、当町として現行制度についてどのような課題認識を持っているのか、また、必要に応じて国へ意見を伝える考えがあるのかについてご見解をお聞かせください。お願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>現行の本人確認の手続ですけれども、公職選挙法に基づく全国的な標準運用であります。制度上は適正な手続であると認識はしております。当町におきましても入場券の確認、選挙人名簿との照合、必要に応じた本人確認書類の提示、複数による確認体制など、そういった複層的な手続により公正な投票の執行に努めておるところです。</p> <p>その一方で、今回のご質問にありますように、なりすまし対策、安全性の確保といった観点から、その本人確認については二重、三重の工夫が必要なのではないかと課題意識は持っております。</p> <p>この課題、町単独で制度を変更できる、そういうものではないということでもありますので、国において制度全体の在り方が検討される際に、その議論の動向を注視するとともに、引き続き投票の公正、そういったもの、それと選挙権保障の両立を最優先にして、現行制度の適正な運用と改善に努めていきたいということを考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>なかなか具体的にどうこうというのは難しいと思いますけれども、先ほど来申し上げているように、なりすましができるような仕組みがまだまだあるかと思っておりますので、それは行政だけでなく、我々住民、国民もそういったものに対する関心を持ちづけることが非常に大切じゃないかなというふうに私は考えます。ありがとうございました。</p> <p>次に、村上団地の位置づけと今後の展望について質問をさせていただきます。</p>

	<p>す。</p> <p>村上団地は人口、特に若年層人口の町外への流出の抑制、若者世代の定着促進、そして町内における宅地不足の緩和を目的として、造成された分譲地であると私は認識しています。</p> <p>人口減少が進行する当町において、住宅政策は単なる土地供給の問題だけでなく、将来の人口構造や地域経済、地域コミュニティーについても大きな影響を与える重要な政策分野であります。その意味において、村上団地の造成は町の将来を見据えた戦略的な取組であったと認識しています。</p> <p>造成が完了し、販売が開始されてから間もなく3年が経過しようとしています。その間、一定の販売実績はあるものの、売れ残りが目立つ、想定より売れていないのではないかとといった声が聞かれることもあります。</p> <p>そこで質問ですが、こうした声を踏まえ、町として現在の販売状況をどのように評価しているのか、まず基本的な認識をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>本分譲地、全37区画を造成しまして、これまでに7区画が契約済み、建築も進んだ状況となっております。造成から3年が経過している状況を踏まえますと、これは決して十分な販売状況とは言い難いものであると認識はしております。</p> <p>背景には人口減少の進行に加えて、近年の建築資材価格の高騰、住宅取得環境の変化、そういったものも影響しているものではないかと考えております。町として現状を真摯に受け止めまして、必要としている方、また検討している方、そういった方へ届くような適切な広報をしていく必要があると考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>私は今のこの状況を直ちに問題視すべきものとは考えてはおりません。なぜならば、土地というものは時間の経過によって腐ってしまうものでもありませんし、適切に管理されていれば、将来にわたって少しずつ発生する需要に備える資産でもあるからです。</p> <p>住宅取得を検討する若者世代や子育て世代は、毎年一定数存在するはずで、進学や就職で町を離れた若者が、今は佐久市などでアパート暮らしをしている若者が将来的にUターンを考える可能性もあります。そうした将来のニーズに応えられる土地が既に整備されていること自体が町にとっ</p>

	<p>て大きな強みであるというふうに思います。</p> <p>人口減少下にある当町のような自治体において、目先の販売実績だけで政策の成否を判断することは適切ではないと思います。3年程度の短期的な販売数というミクロの視点ではなく、10年、20年単位で住宅需要を捉えるマクロの視点も必要ではないでしょうか。</p> <p>村上団地は、今すぐ全区画が埋まることを目的とするものではなく、必要となときに複数の区画の中から選択できる宅地が存在する状態を維持することに意義があると考えます。一方で、町としても造成後3年を経過する中で、町営住宅や戸建て住宅についての議論がなされていますので、販売状況の分析や今後の見通しについても一定の検証を行っているものと思います。</p> <p>そこでお伺いしますが、現在の販売状況を踏まえ、町は村上団地をどのように位置づけているのか、今後販売や全ての空き区画を利用するといった短期的な施策を強化するお考えなのか、それとも長期的な視点での運用を基本とするのか、基本的な方針をお示しいただけますでしょうか。お願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>今後につきましては、現実的な需要を見極めながら丁寧に取り組んでいきたいと思います。子育て支援関係制度の周知、そして町の魅力の発信、広報を強化し、購入を検討される方に対し、情報提供を行っていきたく考えています。</p> <p>議員さんおっしゃられるように、短期的に売れるように努力をする、その必要も当然にあると思いますけれども、やはり長期的な視点も必要、確実に各世代にそういった世代はいるということですし、現状を見ましても村上団地の問合せなどはありますし、販売には至りませんが、それから実績を見ますと、この村上団地ではないですけれども、若者世代が町内に住宅を建築している、そういう数が今年度で10件近く存在するということから見ますと、やはり各年に需要はあるものと考えておりますので、そういった長期的な視点も含めて、これから販売方法の検討をして、対応していきたくと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>長期的な視点でより一層の広報と、そして販売方法の検討を進めていかれるということかと思えます。</p>

私が考えるに、さらに重要なのは今後の住宅政策全体との関係です。先ほど少し触れましたが、近年、町営住宅の整備や建て売り住宅の整備といった選択肢についても議論がなされています。

しかし、既に自由に住宅を建てられる宅地が一定数確保されている中で、新たに町が主体となって住宅を建設することが本当に必要なのかという視点は慎重に検討すべきであると考えます。

住宅政策には大きく分けて2つの方向性があると思います。1つは民間の自発的な住宅取得を支援する方向、もう一つは行政が主体となって住宅を供給する方向です。

そして、村上団地は前者、すなわち自ら住宅を建てたいという世帯に対して選択肢を提供する政策です。この政策がまだ十分に活用され得る状況にある中で、販売数のみを理由に、行政主導の住宅供給へとかじを切るとは政策の整合性を欠くおそれがあるように思います。

もちろん町営住宅や建て売り住宅が全く不要であるとは私も考えてはおりません。所得水準や家族構成、ライフステージによっては賃貸型や完成住宅型のニーズも存在します。

しかし、その件等に当たっては自由に住宅を建てられる土地は本当に不足しているのか、村上団地の残区画は将来的な需要に十分に対応し得るのかという観点も踏まえるべきであります。さらに申し上げますと、住宅政策は必ずしも大規模分譲地のみで構成されるべきものではないというふうに思います。

村上団地のようにまとまった団地は、利便性や整備水準の面で一定の魅力を持つ一方で、生まれ育った集落に住み続けたい、実家の近くに家を建てたい、地域のコミュニティーに根差して暮らしたいといったニーズも確実に存在するはずではないでしょうか。

そこで、あくまでも1つの提案ですが、希望する集落において1区画から3区画あるいは4区画程度の小規模なミニ分譲地を設置する仕組みを検討してみたいかがでしょうか。

具体的には各区に土地の選定や地権者との調整を担っていただき、町が制度設計や造成支援を行う形で、地域分散型の宅地供給を進めるという考え方になります。村上団地のような比較的大規模な団地へのニーズと集落内における小規模分譲へのニーズは必ずしも同一ではありません。両者は競合するものではなく、むしろ補完関係にあるとも考えます。

住宅取得を検討する若者世帯の中には、新しい団地を望む方もいれば、慣

	<p>れ親しんだ地域での生活を希望する方もいます。多様な選択肢を用意すること自体が人口定着を促進するための大きな資産になるのではないのでしょうか。</p> <p>また、各集落が主体的に関わることで、地域で若い世代を受け入れるという意識が醸成され、単なる宅地供給にとどまらないコミュニティーの再活性化にもつながる可能性があります。空き地や遊休地の活用という観点からも地域分散型の小規模分譲は検討に値する施策であると考えます。</p> <p>最後にここでお伺いしますが、村上団地という大規模分譲地を軸としつつ、各集落における小規模分譲地の設置について、町はどのように考えるのかお聞かせください。人口定着推進策の一環として検討する余地はあるのか、ご見解をお聞きしたいと思います。お願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>各集落への小規模分譲地の整備については、やはり地域コミュニティー維持の観点から一定の必要性があるものと認識しております。しかしながら、現在の分譲地の販売状況、それから需要動向を踏まえますと、現時点で具体的な整備計画、そういったものはございませんが、そういった内容、地域のコミュニティーをベースに考える住宅地の整備、そういったものを考えていくことは一定の成果につながると考えております。</p> <p>今現在ですけれども、空き家対策に力を入れております。空き家バンクなどで空き家の利活用、そういったもので可能であれば、そこも実施し、そしてまた、それが取壊し対象等で更地になった場合にはその土地を検討する、そういったものも有効にできるのではないかと思います。</p> <p>いずれ議員さんのおっしゃられるそういったコミュニティーをベースに考えていく方法、これは大変有効だなと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>村上団地の販売を進める中で、ぜひそういった、ただ行政が主導するのではなく、各区が積極的にそういったものに関わるような仕組みですね。また、各区長さんであったり、そういった方々とぜひコミュニケーションを取っていただいて、そういったものを区長さんからまとめて話をしてくれば、町はやるよというような、そんなこともぜひ考えていただければ、より地域、地区の活性化というか、維持にもつながるのではないかと思いますので、お願いいたします。</p> <p>人口減少下における当町において、住宅政策は単なる販売数の問題ではあ</p>

	りません。若者が将来、この町で家を建てられると思える環境を整えること自体が定住促進の重要なメッセージとなります。村上団地を含む住宅政策全体を短期的な視点ではなく、長期的な視点で位置づけ、戦略的に運用していくことを求めて、質問を終わります。ありがとうございました。
議長	以上で第7番 黒澤敦史議員の質問を終わります。
<u>第2番 小池 喜昭 議員</u>	
議長	次に第2番 小池喜昭議員の質問を許します。小池喜昭君。
2番議員	<p>第2番 小池喜昭です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず初めに、黒澤町長3期目の当選おめでとうございます。そしてお喜び申し上げます。</p> <p>挑戦、新鮮、実行を軸にホップ・ステップ・ジャンプの町政の意気込みを招集日に施政方針でお伺ひいたしました。1つだけ、後ほど小海の将来についてをお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>一般質問の前に、昨年5月18日日曜日に開催されました第31回星の里野辺山高原ウルトラマラソンで稲子湯エイドに私もボランティアと参加いたしました。さらに今年1月25日日曜日、第35回氷上トライアスロン小海大会、この大会のドリンクエイドにも参加しました。役場職員の大多数がイベントに携わっており、休日出勤をしておりました。</p> <p>こういった休日出勤を代休で消化してもし切れないというようなこともあったり、有給休暇が消化し切れぬ職員もいるように思われます。令和7年6月議会第2回定例会で一般質問をさせていただきました職員の勤務状況及び処遇に対する満足度の質問に対して、人事異動により仕事の全容把握まで時間がかかる場合があるなどということで、サービス残業になってしまうというケースもありますとのお返事でした。</p> <p>そこで、必要であれば会計年度任用職員の増員を提案しました。12月議会第4回定例会で、小海町職員の定数条例の一部改正の議案が提出され、町民のサービスの向上や職員の義務づけられている有給休暇の取得を取りやすくするというところで、定員を77名から83名に変更することを全員賛成で可決されました。</p> <p>また、9月議会第3回定例会では、非常勤、特別職の報酬の見直しについて提案をいたしました。これも12月の定例会で改正されました。また、職員の県内の1日出張が県外と同額に見直したり、さらに職員の夏季休暇が</p>

	<p>今まで3日間だったのを令和8年度から5日間に増やしたり、町として職員の処遇改善に努められたことに対して誠にありがとうございます。そして感謝申し上げます。</p> <p>それでは、通告に従いまして、初めに、小海町の安心・安全の対策に対する関係の令和7年議会第2回、第3回、第4回定例会で私が一般質問をさせていただきました件のその後の経過や結果について質問をさせていただきます。</p> <p>初めに、6月議会第2回定例会で一般質問をいたしました安心・安全面から犯罪予防や犯罪抑制に必要であり、万が一事故があった場合の検証に防犯カメラが必要である旨について資料請求をいたしましたら、現状の防犯カメラの設置経過は、平成30年に防犯カメラは児童の通学路を中心に道路等の公共の場所で16か所、20台が設置され、令和元年、2年に台風19号の千曲川の増水を機に河川監視カメラが3台設置され、さらに令和5年、国道141号線、本間及び八那池の町村境に監視カメラが3台設置され、そして令和6年に区の要請により親沢地区に1台、本間上地区に1台設置され、現在の監視カメラが合計28台設置されており、今年も2台の設置が予定ありますとのことでした。</p> <p>私からは、今後、各集落の入口とか設置はたくさん必要ではないでしょうかの質問に対し、令和7年度に2台の予定をしておりますと。その2台につきましては区長さんからの要請をもって決めていき、集落の入口とか松原の観光地などにも設置すれば安心度は高まりますとのご回答でした。</p> <p>そこで、令和7年度の防犯カメラの設置実績及び令和8年の設置計画をお伺いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>その前に、まず職員の待遇と変更、改正してきた経緯があるわけですが、そういったことに対して気を留めていただいておりますこと、ありがとうございます。</p> <p>職員につきましてもそういった待遇の改正、働き方改革であったり魅力ある職場ということで改定も進めないと、なかなか選ばれる職場にならないということもありまして、特に南部地区ではそういったことにも気を配っている状況であります。なるべく長くお勤めいただける、そんな職場ということで配慮はしていきたいと考えております。</p> <p>さて、今の防犯カメラにつきましてのご質問でございます。</p> <p>令和7年度におきましては区からの設置場所の相談がございましたが、今</p>

	<p>年度の設置には至らない、そういう状況でございました。予算の中で2地区分ということで確保はしておったわけですけれども、この役場庁舎の駐車場、広いわけですけれども、防犯対策として防犯カメラを設置したいという意向もございましたので、こちらで2台の設置をさせていただきました。</p> <p>役場の駐車場、役場へ来庁される方が利用するということが不特定多数の方が駐車する場所でございます。事故等が発生する可能性もございます。今回、役場の出入り口、駐車場にも防犯カメラを設置したことによりまして、役場へ来庁された町民の安心につながればと考えておるところです。次年度以降、来年度以降につきましても、町といたしましては区長会、それから地区の要望等あるわけですけれども、各行政区からの要望を踏まえながら、防犯対策の充実を図っていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>2番議員</p>	<p>役場に2台設置されるということは、非常に町の中心部を守るという意味ではよろしいと思います。そして、ぜひ来年度以降、集落の入口とか、私も前回、ご回答いただきました松原湖の観光地など、もう少し多く設置していただければよろしいかと思っておりますので、ぜひ今後とも進めてください。お願いいたします。</p> <p>次に、これも6月議会第2回定例会で一般質問いたしました町内の通学路で、街灯がなく、夜間は懐中電灯等の持参がなければ歩けない場所をなくすということも犯罪の抑制につながると思っておりますので、街灯の設置をお願いしたい質問に対して、集落支援事業の中で各区においてお願いしたいとの回答がありました。</p> <p>観光地や松原湖駅から国道141号までの通学路は、一定の統一感のあるものの設置が望ましく、集落支援事業では賄い切れないため、町の設置をお願いしたいとの問いに対して、その都度検討いたしますとのご回答でした。</p> <p>夜間、安心・安全のために松原湖駅上線の駅から国道141号までの歩道や松原湖駅入口の交差点付近の設置の検討をそのときお願いしましたが、その後、検討された結果をお伺いいたします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>ご苦労さまでございます。</p> <p>夜間の安全性のための街灯設置、町道等についてでございますが、ご指摘の松原湖駅から国道に上がるのところ、こちらのほうは集落支援でやるということではなく、町のほうでやらせていただくということでございます。</p>

	<p>その中で、今、デザイン的に、観光地に向かう通路ということで釣鐘型のデザイン的な街灯を考えておったんでございますが、そういうものは割高、高いということで、ご指摘されたときからLEDで通路を明るくするというで予定しております。</p> <p>最近になりまして、係の者が調べた結果、釣鐘型ではないんですけども、観光地にふさわしいデザイン的な街灯が1基10万円程度で入ることが分かりまして、これを駅から上っていくところについては設置していく予定で計画をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>2番議員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ぜひ設置をしていただいて、もう一つ、松原湖入口の交差点付近、あの辺りも真っ暗なので、ぜひ次に計画をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、9月議会第3回定例会で一般質問した道路の安全対策について、1つ目は、国道141号でナナズ様より南側にある黒澤組様の寮近くの歩道が上り線から下り線に移行するところで、横断歩道がなく、また、ナナズ様の前後で多くの商業施設ができており、国道を横断する方も多く見られます。事故の発生の危険性があるので、ぜひ横断歩道または信号機をつけていただきたいという質問に対して、地元警察とか公安委員会への要請を強くしていきますとのご回答でした。</p> <p>その後、どのような要望をされたかお伺いいたします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>まず、横断歩道の設置、それから信号機も同じでございますが、道路法の110条の2、それから2の1のと、そういうこともあるんですけども、そういうものを設置する場合には、公安委員会と必ず道路管理者が協議しろということで調整規定がございます。</p> <p>そして、今、ご指摘の福山の横断歩道、信号機につきましては国道141号線ということで、国道ということは県の建設事務所がその管理を担っているわけで、まず建設事務所、県と打合せをします。打合せをする中で、つけてくださいというふうにはただ要望するわけではなく、公園をつくるときもそうなんですけれども、警察署と事前協議等をやっています。</p> <p>そういう中で、この国道141号線、福山地籍につきましては、こういうものをつけたいということで設計、考察をするということで、国道については設計スピード、それから通行量、そういうものを加味して、こういうものが必要だということをまず建設事務所と相談をするというところに入ろうということで協議をしてまいります。</p>

	<p>そして、その協議が終わりますと、今度は建設事務所のほうで公安委員会のほうと協議していただくということで、ただお願いしますだけではなく、こういうことでここが必要だということを書面で示して協議をしていくという段階でございます。</p> <p>今後、そのような形で、福山地籍に横断歩道、信号機、私どもが考えるには横断歩道だけでは少し危ないかなというふうに、やっぱり一緒に横断歩道と信号機をつけて、歩行者を守るという、そういう施策をやっていかないと、あそこは危険じゃないかということで、そういう協議を建設事務所とまずしていきます。</p> <p>以上でございます。</p>
2番議員	<p>建設事務所と協議を行っていきますということなのですが、これはいつ頃予定しているか、もしお分かりになれば教えてください。</p>
産業建設課長	<p>今年度につきましては公園等、いろいろなことで協議を建設事務所、それから公安委員会とやってきたわけなのですが、今年度につきましては申し訳ございません、まだその書類等ができておりませんので、来年度、順次やっていきたいと思いますが、これには大変に時間がかかること、それからもしそういうことを要望しても、必ずこれが100%実現するかという保証はございませんので、そういう中で設置を強く望めるようにお互いに協議していくということで、建設事務所とのコミュニケーションを密にしまして、進めていきたいと思っております。</p>
2番議員	<p>ぜひ令和8年度に建設事務所等と協議をしていただいて、できるできないはその判断だと思いますけれども、まずは協議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>道路の安全対策の2つ目は、県道480号、松原湖高原入口の交差点付近の通学路であります。</p> <p>上り線のバス停付近の歩道がなく、冬期間は除雪により車道を歩かなければならないケースもあります。道路と歩行者の歩く境も白線1本で、白線とU字溝の間が65センチと狭く、反対車線の下り線は、車線から40センチ下がって20センチの縁石があり、その上、190センチの歩道があります。</p> <p>さらに上り下り線ともにU字溝の清掃作業もなく、加えて枠の老朽化があり、グレーチングに車が乗ると音もうるさく、U字溝の役割を果たしていません。さらに大変危険なため、埋め戻しが必要であるように思います。早急に通学路である上り線の歩道と縁石の設置工事の計画をお願いしたいとの質問に、来年度、県へ要望に載せまして改良していただきたいという</p>

	話を、係の者が県に行って要望しておりますとのご回答でしたが、その後、令和8年の計画に進展したかをお伺いいたします。
産業建設課長	<p>進展しておりません。</p> <p>建設事務所とはいろいろな道路に関しまして、要望、それから町長も含めまして懇談会、それから各問題点等を要望しておりますが、ここにつきましては私が係の者ともお話をした中で、中部横断道の交差点の予定地になっているということで、早急にその場所を云々というふうにする予定はないように見受けられます。</p> <p>ただ、通学路としては大変に危険な場所になっておりますので、また今年もぜひ何とかやっていただくように要望をしていきたいと思っております。令和8年度に事業をやるかというやりません。</p> <p>以上でございます。</p>
2番議員	<p>ぜひ今後も継続して要望していただいて、もしくは中部横断自動車道が早く工事が進むように、特に全線ができなくても引き込み線などが最初に工事ができるようにぜひ要望をしていただければと思います。</p> <p>道路の安全対策の3つ目は、町内の道路危険箇所の把握についての質問に対して、国道、県道は国・県へ要望していき、町道の不備の箇所は町で考えていく必要があるとのご回答でした。</p> <p>そこで、八那池区長さんからも要望しておりますが、集落内の町道日向本線や農道十二線の道路状況の把握及び今後の改善計画をお伺いいたします。</p>
産業建設課長	<p>この道路の修繕というものは八那池区だけでなく、全地区に問題がございますが、それを各地区から要望いただいて、対応しているところでございますが、全部できるというわけではなく、大変に申し訳なく思っています。</p> <p>今の道路の舗装の復旧の仕方でございますが、昔はオーバーレイ、表層だけはんでまたやり直すというやり方、これでよかったです。今は1年、2年もたたないうちにしみ上がってしまうということは、凍上抑制層をしっかりと整備しなくてはいけないということで、これは起債を使ってやっていくわけなんです。主に使うものが緊急自然災害防止対策事業債という充当率が70%の交付税率70%ということで、少し過疎債とはよくないんですが、こういうものを使いながら、各地区の要望をやっていくということで、八那池地区の凍上抑制層の舗装を視野に入れた舗装については財源確保、それからやっていくということで、本年度はできませんでしたが、順次順番を決めてやっていきたいというふうに考えております。</p>

2番議員	<p>順次考えていくということは、年度的には何年になるかまだ分からないということですね。</p>
産業建設課長	<p>なるべく早くやりたいんですが、表層、それから上層路盤、下層路盤という入替えをやっていくもので、距離にもよるんですが、入り口から奥のほうまでとかなり距離がありますので、1回でできるかどうかともまた加味しながら、それでもご要望いただいているものですから、早くやりたいというふうに考えております。</p>
2番議員	<p>八那池の区長さんからも要望が出ているということで、私も質問させていただきまして、できるだけ早くお願いいたします。</p> <p>次に、避難所開設訓練について、令和7年3月議会第1回定例会で、現在の篠原議長が一般質問で、避難所の開設訓練を総合センターで実際の災害を想定して町民参加で行ったらの質問に対して、防災マップがあと2件です。それができた中で、それを加味して全体的な訓練として計画していければと思っておりますとのお返事でした。</p> <p>そこで、私が12月議会第4回定例会で一般質問いたしました防災マップは全地区で完成されたのでしょうか、また、避難所開設訓練を総合センターで実際の災害時を想定して住民参加で実施する計画はどのようになっておりますかの質問に対して、防災マップは今年中に馬流地区と溝の原地区が完成予定です。来年以降、町民と町職員と一緒に実施するような訓練計画を進めていきたいと思っておりますとのお返事でした。</p> <p>そこで、令和8年に避難所開設訓練を総合センターで実際の災害を想定して町民参加の実施型の計画を今、考えておるかお伺いいたします。</p>
町民課長	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>今、もうされましたように避難所開設訓練ということでございます。住民主体の実施が重要であるということは考えてございます。</p> <p>避難所として役割を果たすために、まずはやはり総合センターという前に、各地区公民館が災害時には最初の避難場所になるということでありまして、その運営に係る住民の皆様の理解と協力は欠かせませんので、住民が避難所の開設方法を学び、訓練をすることは、実際の災害時に迅速で適切な対応をするということでは非常に有意義であるというふうに考えてございます。</p> <p>町としましては、先ほど議員さんが申されたとおり、防災マップ、また、地区の支え合いマップというものが今年度、馬流地区と溝の原区ということで作成をいたしまして、これで全町が整ってきたというところでござい</p>

	<p>ます。</p> <p>その中で令和8年度につきましては、そのマップを使った中で、全地区で公民館への避難訓練というようなことを今のところ、想定して考えてございます。</p> <p>町として、やはり総合センターにおける避難所開設訓練、また、それに町職員と町民で実施していくということは重要であるというふうには考えてございます。そのような中で、総合センターで段ボールベッドの組立てだとか、議員さん申されたトイレの設置というようなことについて訓練することということは、非常に重要であるというふうには考えてございますので、これを各地区の公民館、避難所としたときに避難所設営に役立つということも考えております。</p> <p>特に災害時の避難所の円滑な運営をするためには、住民と町職員が一体となって協力した体制を取るところでは、今後、一緒になって避難所開設訓練というものを計画していきたいというふうには考えてございますので、現状としましては令和8年度の訓練、その後につきましてはやはり総合センターでそういうもの、備品等の組立て、そういうことを重視した訓練は職員、地区住民が必要であるというふうには考えてございますので、またそれを計画していくというふうには考えている方向でございます。</p>
<p>2番議員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>令和8年度で考えておりますということですので、ぜひ計画をしていただいて、町民参加の全町での避難訓練等の実施をよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、12月議会第4回定例会で一般質問いたしました小海町の指定緊急避難所、指定避難所の場所と数の収容人数はどのくらいですかの質問に対して、緊急避難所、町の施設及び関係地区、公民館、プラスしてその施設等、庭やグラウンドを含めて22か所ですと。それで指定避難所もほぼ同数です。収容人数は指定避難所で約8,100名ぐらいとの回答をいただき、私から指定緊急避難所は緊急的に、一時的に避難する場所で、グラウンドでも可能ですが、自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する指定避難場所の違いに及び、人数をホームページで分かるように変更をお願いしましたら、2月27日に改正していただき、ありがとうございました。</p> <p>指定避難所、人数が8,241人とありますが、指定避難場所と緊急指定避難場所の違いの説明をお願いいたします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>指定緊急避難場所22か所につきましては、緊急時、地震その他があった後</p>

	<p>の緊急的な避難場所ということでございますので、町民の皆様方がそちらへ緊急的に避難するということでありますので、施設プラス大きい小・中学校のグラウンドというようなところも緊急の避難場所ということになってございます。</p> <p>また、指定の避難場所ということになりますと、そちらのところで長期的なもの指定避難ということになりますので、やはり屋外ではなく、各施設というような形になりますので、公民館ですとか小学校の体育館というような形の指定をしております。</p> <p>また、福祉避難所としてはやすらぎ園というところを指定してございますので、そのようなところで避難をしていただくということで指定避難場所に指定してございます。</p>
2番議員	<p>ホームページの中で、想定避難場所と書かれているんですけども、これは指定避難、人数の間違いでしょうか。</p>
町民課長	<p>それは間違いかと思っておりますので、確認をさせていただきたいと思っております。</p>
2番議員	<p>今の緊急避難場所、それと特定緊急避難場所というふうに2つのことがあるんですけども、この部分については指定避難場所ということであれば、例えば小海中学校の体育館が1,970人となっておりますけれども、この1,970人は緊急避難場所であって、指定避難場所、特にもし万が一、自宅へ戻れない方が生活する場合には1,000人は入らないと思っておりますけれども、実際に生活をしていかなければならない避難所というものの考え方と人数を今度はしっかりとホームページに出されたらいかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>確かに避難場所として体育館等で1,000人という部分では、やはり長期的な避難には難しい部分もあるかというふうに思います。やはりそこら辺、大きい災害が起きて、長期的な滞在ということになった場合の指定人数というようなもの、やはりある程度、区画をもって、その中で生活をしていくというふうになりますので、そこら辺はまた精査をし、確認して表示等をしていきたいというふうに思います。</p>
2番議員	<p>ぜひ町民がホームページを見たときに分かりやすいような表示にしていただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、これも12月議会第4回定例会で一般質問しました鳥獣害対策について、昨年9月1日に施行された緊急銃猟で、熊などが人の生活範囲に現れ、危険を及ぼす可能性がある場合は銃による捕獲が可能になりました。</p> <p>町としては、熊の駆除について猟友会とどのようになっていますかの質問に対し、綿密に連携を取り、対処していく確認ができましたとの回答を</p>

	<p>いただき、私のほうから国・県でも熊対策の補正予算を検討中ですので、我が町でもぜひ必要な補正予算を組んで、町民の安心・安全の確保に全力で取り組んでいただきたいと提案をしました。</p> <p>先日の議案質疑で、菊池議員が令和8年の予算に熊対策の費用が盛り込まれていないと指摘がありました。熊の通りの作成費用は盛り込んだが、緊急銃猟は行わない。一方、緩衝帯整備費用を計上したとの回答がありました。緩衝帯を整備することで、動物が夜間活動し、人間が昼間活動する場所を多く整備することは大切なことであり、私も大賛成です。しかし、おりで確保した熊は後日、山へ返されるとの回答でした。</p> <p>しかし、熊の学習能力は高く、おりで捕獲されても山へ返されるという学習をすると、また人里に出てきてしまうので、ぜひ殺処分をお願いしたいと思います。今後、狩猟の資格取得やさらに更新手数料及び講習会の補助として補正予算を組んで、猟友会などと相談の上、緊急銃猟ができるような町の仕組みをつくっていただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>12月の議会でご指摘をいただきまして、まず、報告させていただいたのが猟友会の役員の方々と緊急会議、そこで町の意向として、緊急銃猟をお願いしたいということで、家屋の損傷ですとか緊急時の、これについて町が責任を持って対処しますということでお願いをして、持ち帰っていただいたという形でございます。</p> <p>その後、猟友会の会員の皆様、班長会議のほうをやらせていただきまして、その中で出た言葉をお借りしますと、まず、熊を鉄砲で撃ったことがない、それから住宅地で撃つには物損の心配があると、これについては建物ですとかに被害があった場合には町が全面的に修復するという形でございます。</p> <p>それから報奨金が8,000円では安い。北海道の事例もあり、銃刀法違反になったら嫌だよということ、それからマニュアルどおりに実際に緊急銃猟を実行しても時間がかかるということで、実際にどうなのかという話合いの中、まず、緊急銃猟の実施を選択として、町としては検討しておりましたが、現状では町内において安全に発砲対応できる方がいない状況ということの意見をお聞きしまして、当面は銃猟ではなく、緊急捕獲と。おりや麻醉銃などの対応で基本方針という結果になったということで、町のほうの方針とはちょっと違うんですけれども、そういう形で様子を見ながらいくということで、町とすれば警察、それから関係方面の方と相談しながら、緊急的に町民の皆さんが危険な状態になった場合にはどうかするとい</p>

	<p>うことを考えていくということでございます。</p> <p>それから熊対策予算についてでございますが、実際にその後、町が持っている、私的にも捕獲おりを持っているかなというふうに思って、たかね保育園のところにも行って見たんですが、なかったということで、新たに熊用の捕獲機を1基購入予定ということで、5万円の計上をさせていただきます。</p> <p>そして、現在、熊用のおりについては猟友会の2名の方が5基、それから熊用のドラム式箱わなを1基、個人で所有していると。しかし、緊急のときには確実な対応体制が整えられるかということになってもいけませんので、町としても保有するという計上させていただくと。</p> <p>それから出動のときの報奨費につきましては、先だっの県会でも8,000円というのを県も見直すという中で、私たちもその動向を見ながら見直していくと。</p> <p>それから、そのほかの登録費用ですとかそういうものについては、今後考えさせていただきたいということでお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>2番議員</p>	<p>ぜひその補助等については考えていただいて、補填をしていただければと思います。</p> <p>それと今、捕獲したものは結局、おりだけで捕獲するということですので、これはぜひ緊急銃猟がなくても、警察等と相談して殺処分にしていただきたいというのは、やはり熊は山へ返されるとまた里へ出てきてしまうという習性がありますので、ぜひ殺処分をお願いしたいと思いますので、その辺の検討もお願いいたします。</p> <p>次に、小海町のホームページのメンテナンスについて質問させていただきます。</p> <p>初めに、町のホームページの町からのお知らせの欄で、1週間の予定が本来ならば月曜日の午後か火曜日の午前中に変更されるのが普通だと思いますが、特に1月27日火曜日から2月2日の1週間は全く掲載されなく、水曜日や木曜日に掲載される場合もあります。責任者は変更日にはチェックをして、担当者に指示を出していただきたいと思います。</p> <p>また、1週間の予定の中で重要なことが掲載されないケースもあります。2月20日、小海町簡易水道審議会などが掲載されておりませんでした。これについて今後の検討、対策をお伺いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p>

	<p>町のホームページにつきましては、議員さんおっしゃられたようにトップのページに町からのお知らせとして、防災無線の放送原稿ですとか新着情報、お誕生日、1週間の予定、告别式のお知らせなどが見られるように掲載されております。</p> <p>それぞれ毎日あるいは1週間ごとあるいは随時更新ということが基本なんですけれども、議員さんおっしゃられるように、これまで更新がされない、古い情報が載っていること、また、掲載されなかったことがあると思います。</p> <p>実際の業務としましては、他の仕事の関係で、決まったときに更新できないこともあったということなんですけれども、町民の皆さんへの大切な情報であるということですので、業務の中の優先順位を上げて、丁寧に行っていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>2番議員</p>	<p>仕事の優先順位、全てが1位だともありますけれども、こういったものについても、日々変わるものは特に目を光らせていただいて、変更していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、町のホームページ、小海町の欄の中に掲載されております人口と世帯数ですが、今年の1月31日の信濃毎日新聞によれば、県内の人口は3年連続減少幅最大で2026年1月1日現在、196万9,278人とあり、小海町の人口はこの新聞によれば3,945人となっておりますが、小海町のホームページによれば、今年2月28日現在の人口は4,116人と171人の差があります。2か月でここまで増えるとは思いませんが、どうしてこのような差異が生じてしまったのかお伺いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>窓口の業務としまして、前月末時点の人口及び世帯数の集計を行い、そして、町内各集落ごとの男女別人口及び世帯数を集計して、ホームページに掲載しております。毎月月初の業務として行っておりますので、休日などの関係で二、三日遅れることもあるかもしれませんが、毎月更新はしております。</p> <p>そして1月31日の信濃毎日新聞の記事との相違ということなんですけれども、これにつきまして問合せをしてみました。</p> <p>この記事に載っているのが3,945人ということで、まだ小海町の月別の報告の中で3,000人台の報告をしてはございませんで、この1月現在の人口というのは合計では4,128人ということでございました。</p>

	<p>この関係を信濃毎日新聞や県にも問い合わせてみましたが、どうもこの記事からはなかなか読み取りづらいんですけれども、1月1日現在のそのときの人口を掲載したわけではないよということでした。</p> <p>これについてはどうも県のほうで毎月、人口異動調査に基づく2025年中の長野県内の年間の人口の増減数ということで、ある時点の人口を表現したわけではなくて、早くいうと推計値のようなもの、そういったものを発表したものを毎年載せているんだというような回答でした、どうもこの記事からはっきりそういう部分が読み取れないということがあるわけなんですけれども、今度、そんな内容の分かるような方法、もっと分かりやすい方法でというようなことを記者のほうも回答でいただいております。</p> <p>以上です。</p>
<p>2番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>こういった記事については、新聞社がどこで仕入れたか分かりませんが、推定ですということの中で人口が減少したということが新聞発表で大々的に出ているということは、全県民がそれを思っているわけなので、その辺の発表自体を新聞社とか県にまたさらに要請して、実際には各市町村から集計していただきたいと。</p> <p>実際に私が見てみましたら、佐久穂町も500人程度減っている形で載っていましたので、その辺が新聞社との違いだと思いますので、ぜひ今後、新聞社とか県のほうに要請することがありましたら、ぜひ正しい数字を取り扱っていただきたいという旨をお願いしていきたいと思っておりますし、また、町でもお願いしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>最後に、黒澤町長に3期目のまちづくりについてお伺いいたします。</p> <p>今までに子育て施策として保育園児通園バスの導入、在宅育児世帯応援制度の新設、出産祝い金の増額、子育て世代住宅取得の援助、保育料無償化の拡充、そして教育施策として、小海小学校、小海中学校の給食保護者負担の無償化など、たくさんの実績を残していただきました。</p> <p>議会の初日に招集挨拶及び令和8年施政方針で詳細にお聞きしましたが、町長の3期目のまちづくりについて、1つだけお伺いいたします。</p> <p>今後、20年後、50年後、100年後に元気な町にするためのポイントをお願いいたします。</p>
<p>町長</p>	<p>小池議員はじめ、議会議員の皆様、そして町民の皆様には日頃より町政運営に対しまして、格段のご理解とご協力をいただいていることにまずもっ</p>

	<p>て感謝を申し上げます。</p> <p>昨年9月の定例会のときに小池今朝之議員の一般質問で、3期目の姿勢を問われました。その時点で私は出馬するという方向をお示しいたしました。この時点での私の姿勢というものは、8年経験させていただきました地方行政は、一番問われているのは継続でございます。</p> <p>何としてもこの継続というものは、途切れてしまうとその施策は終わってしまうという傾向にあります。私がある時点で3期目にやらなきゃならないもの、多数でございます。そうしたものを踏まえた中で出馬を宣言させていただきました。</p> <p>数々の施策はございます。今、小池議員がおっしゃった部分プラスかなりあるわけですが、それにつきましては広報等を出してありますので、それから施政方針で述べさせてもらいましたので、ここでは割愛させていただきますが、まず、何といたっても大切なこと、これは計画をよく立てて、そして財源の確保であります。</p> <p>この財源の確保、とにかくどこへ何をどうすればいいかということが少々分かってきたのはというのが私の今のところの実情でございます。これは8年やらせていただいた中での実感でございますが、その財源確保に向けて、職員共々計画をしっかりと立て、そしてこういうものが町には必要だということで、国・県にお願いするわけなんです、その核となるものが町長の仕事であるというふうに踏んでおります。</p> <p>20年、50年、100年と申しましたが、こうした経過をやっていくには、まず財源を私が見つけてくるというものも大切でございますが、教育が整っていないければ、これは何もできないというふうに思います。</p> <p>そうした観点で施策の一つ一つをこなしていくとか、やっていくには、小海町には小・中・高の学校がございます。そうしたところの充実、連携、それからそういったものの積極的な運用というものを連絡を密、そして、私は常々申しておりますけれども、風通しのいい中というものを言っておりますけれども、そういったものを構築するために私の存在があるというふうに思います。</p> <p>様々、20点ぐらいいろいろ上げさせていただいておりますけれども、そういったものについては広報等での発表ということで割愛させていただきます。</p> <p>最後にもう一つ、財源確保でございます。</p>
2番議員	ありがとうございました。

	<p>ぜひ計画実行させていただいて、財源の確保をよろしくお願いいたします。そして、次の世代に豊かな小海町を残すために、黒澤町長はじめ、職員の皆様、町民の皆様、議員の皆様、全ての小海町民で挑戦を続けて、町民が全国に誇れる町にするよう皆さんで努力してまいりましょう。</p> <p>以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第2番 小池喜昭議員の質問を終わります。</p> <p>ここで1時まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時37分)</p>
<h3><u>第3番 菊池 一巳 議員</u></h3>	
議 長	<p style="text-align: right;">(ときに13時00分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>次に、第3番 菊池一巳議員の質問を許します。菊池一巳君。</p>
3番議員	<p>3番議員 菊池一巳です。初めに、黒澤町長、3選おめでとうございます。公約に掲げました地域再生のまちづくりのために、さらなるジャンプアップを期待したいと思います。</p> <p>それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。</p> <p>最近、高齢者の終活の在り方に関するマスコミ報道が、特番の形で報じられるようになりました。実は、私が民生委員在職中にも、高齢の独居者や老々世帯から終活の在り方の相談を受けることがありました。高齢者の皆さんが、老後の身の処し方に不安を抱えている実態をかいま見る思いでした。そこで、高齢者の皆さんが、住み慣れた小海町で、人生の最後まで安心して生活ができる終身サポート事業が展開できないかと全国の自治体での先行事例を検索いたしました。中には、個人の死に対する尊厳を重視した終活登録制度による支援事業化をしている横須賀市ほか全国の17の自治体の存在を確認させていただきました。さらには、全国の社会福祉協議会が事業化をしている事例として、これもマスコミで紹介された東京足立区の高齢者安心生活支援事業について、事業内容は、支援できる親族がいないなどの高齢者を対象に、安心計画に基づき、入院、入所などの保証人に準じた支援や、亡くなった後のことについて支援する事業とありました。内容を精査しますと、預託金がかかなり高額なのがネックであると感じました。長野県内での社会福祉協議会が行っている終身サポート事業を検索しましたところ、東御市、伊那市、そして小諸市が事業化をしていると</p>

	<p> いう事例を確認させていただきました。中でも、小諸市社会福祉協議会が行っている高齢者終身サポート事業は、秀逸だと実感いたしました。この事業の定義づけは、入院、入所の際に保証人がいない、自分に何かあったとき誰が片づけてくれるのか、皆さんが住み慣れた小諸市で人生の最後まで安心して生活ができるようお手伝いしますというものであります。事業内容について補足説明をいたしますと、対象者は65歳以上の高齢者、利用料も、入会金3万円、年会費1万円2,000円などとなっております。付加サービスには利用料、預託金も必要ですが、利用しやすい金額設定がなされています。サポートの事業内容及び付加サービスについては、今回の私の一般質問の要旨であり、事業化に向けての提言事項でもあります。その内容では、月1回程度の安否確認、付加サービスとして、1、日常生活のサポート、2、日常的な金銭管理、貴重品の預かり、契約行為時の相談支援、3、社協金庫にて書類を預かる。4、生涯にわたる入院・入所時の身元保証及び連帯保証、5、入退院、入所時の事務手続支援、6、成年後見申立手続に係る支援、7、死亡届提出、葬儀などの業者への連絡、葬儀の立会いや喪主代行、指定先への納骨、相続人への引渡し、遺品整理等の立会いが主な事業内容となっております。町では、子育て支援、定住促進、地域活性化などに力を入れておりますが、長年町のために尽力され老後を迎えた高齢者に、住み慣れた小海町で人生の最後まで安心して生活ができ、小海町に住んでよかったと実感できる終身サポート事業をぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、町の所見をお伺いいたします。 </p>
<p>町民課長</p>	<p> お疲れさまでございます。 ただいま、議員さん申されましたように、小海町でも、やはり、身寄りが近くにおらず、生活支援を必要とする高齢者の方々がおられます。現状はある程度把握している状況でございます。町でも、そのような中で支援を行っていくものであるという現状であります。現状は、そのような方の支援を行っていくために、議員が申された小諸市の社会福祉協議会のほうで行っている支援等があります。小海町でも、このようなところまではいってはおりませんが、令和8年度につきまして、当初予算では計上しておりませんが、6月の補正予算として、小海町の社会福祉協議会を通じまして、高齢者の終活支援事業というものを開始していこうという予定であります。これは、やはり、身寄りが近くにおらず、生活支援を必要とする高齢者の方々を対象とした支援を行うものというものでございます。これが、事業的には、今後第1歩というような形で考えてございます。今後、小海 </p>

	<p>町でも、小諸市のような他市町村の事例を研究し、小海町に沿った、よりよいサービスを構築したいというふうに考えております。より多くの高齢者の方々が安心して生活できるような支援を強化していきたいというふうに考えてございます。</p> <p>また、今、申されました高齢者サポート事業におきましては、利用者に対しても入会金や年会費といったような一定の利用料も発生するということでもあります。その中で、特に経済的に困窮な状態にある高齢者の方々については、やはり、その負担の軽減ということも町として考えていかなければいけないというふうに思っております。サポート支援が必要な方々が、安心してサービスが受けられるよう、柔軟に検討していくというようなものが現状の方向でございます。</p>
3番議員	<p>私、提案しました内容につきまして、町で前向きに検討されているようであります。再度お願いしたいのは、小諸市の終身サポート事業、大変秀逸だと感じております。私に身近で相談された方の要望に応えられるだけの内容であると思っております。ぜひ、町でも、小諸市、先進先行の事例を参考にさせていただいて、よりよい事業化ができますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で、第3番 菊池一巳議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第6番 的埜 美香子 議員</u></p>	
議長	<p>次に第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>第6番、的埜美香子です。通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。</p> <p>まず、町長、3期目のご当選おめでとうございます。町長、3期目に当たり、これからの挑戦、新鮮、実行、そしてジャンプと、どのようなまちづくりを行っていくのか、全町民、期待と注目ですので、今後のまちづくりについて議論をさせていただきたいと思います。</p> <p>選挙が無投票となり、公約になる広報が出されなかったのは残念でございますが、町長、3期目に当たり、2度の講演会ニュース、春第1弾と第2弾が配布され、新たな挑戦が発表されました。こちらを参考に、黒澤町政3期目、どういったまちづくりを目指していくのか質問していきたいと思っております。</p>

	<p>いよいよ、第3ステージはジャンプということで、地域再生の見本となる町をつくる、町民が全国に誇れる町に、4点ほどの推進項目が挙げられています。その1番に、小海駅周辺の再開発拠点整備が挙げられており、町の将来像を明確にし、100年後を見据えたまちづくりを進めますというふうにあります。町長は、明確な町の将来像をどのように描かれているのか、お聞かせください。</p>
町長	<p>様々な方面からの応援をいただきまして、無投票ではございますが、3選させていただきましてことに感謝申し上げます。</p> <p>小海町の将来像を一言で言えば、小さくても誰もが安心して暮らせる医療・福祉・教育が充実したコンパクトシティでございます。人口減少は避けられない現実ではあります。しかし、人口が減っても明日への希望が持てる新たな社会の仕組みづくりが、私の使命でございます。駅を中心に生活機能が集約され、高齢者も若者も移住者も暮らしやすい町、医療・福祉・教育の雇用があり、働く場所がある町、豊かな自然環境の中で、子育てしやすく安心して老後を迎えられる町、小海高校を核とした若者の活力あふれる町、商店街に新たな創業の芽が育ち、にぎわいが生まれる町、このような町の姿勢を町民の皆様、移住の皆様、そして議会の皆様とともに一步一步実現してまいりたいと考えております。50年後の日本のモデルとして、小海町から全国の過疎地域に希望を発信するくらいの、これが私の描く明確な将来像でございます。</p> <p>また、この具体例といたしまして、先ほど、小池喜昭議員から質問がございました中に、高齢者・障がい者等支援施策の住いの整備というものがございました。駅から500メートルほど北側となりますけれども、ただいま造成を行っておりますけれども、そういったものを起点に、とにかく挑戦し、このフレッシュさで実行してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。</p>
6番議員	<p>小さくても誰もが安心して暮らせる町と、希望を持って駅を中心にとという話でありましたが、全町民が暮らしやすく、とにかく挑戦するんだということをお聞きしました。</p> <p>チラシの中では、20年後、50年後、100年後も元気に輝いている町とということで、これからは未来を見据えたまちづくりが求められています。そんな小海町を実現する一步を一緒に歩みましょうと、町民にも呼びかけられているわけですが、では、町民のご意見をどのように、これからお聞きし、反映させていくのかが、私は大事になってくるんじゃないかと思っていま</p>

	<p>す。地区懇談会も2年に1度開催されているわけですがけれども、役員を中心とする顔ぶれだと思います。女性が少ないとか、若い世代が少ないかなと、そういうことも感じています。これからのまちづくりを担う人たちの声をどうやって拾っていくか、議会としても今課題としているところで、今、委員会を中心に進めていこうとしているところですがけれども、町としては、今後町民の広い意見をどのように集約していくのか、お考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>的埜議員おっしゃるように、地区の懇談会とか審議会等々を開いても、やはり、あまり積極的ではないというものを私も実感いたします。そうした中での意見ということで、しかし、参加していただいている皆さんは、それぞれの興味を持ち、そして、調査もしておいでというふうに感じております。そこで発せられた意見というものは非常に大切なものであるというふうに感じております。</p> <p>それから、若年層の意見ということですが、近頃では、SNSとか、様々な訴える方法はございます。そして、先ほど、小池議員のほうから、町のホームページの充実というものを問われましたけれども、そうしたものの発信には必ず返事があったりします。そうしたものを大切にしていきたいというふうに思っておりますが、やはり、ここに一番早いといいますか、生で感じるといいますか、それは、私であり、職員である者が、町民との対話を持つということではないかというふうに思います。</p> <p>それには、やはり、町民の皆様の希望、ご意見というものが必ずやございます。そういうものを真摯に受け止める、そして、いつぞやの議会でも、私、言わせてもらったんですが、いろんな悩み、考えがあるものを、相談に役場へ来やすい窓口、そして、聞く耳を持つ行政、それが大切ではないかというふうに考えております。</p>
6番議員	<p>今、各種審議会のことについても、町長、触れられたわけですが、参加している皆さんはもちろん積極的に参加されているということなんですけれども、やはり、私も見ていて、参加もさせていただいている中で、町からの諮問機関ですので、もう少し、やはり専門的なご意見を伺うような、そういう委員会構成にすべきではないかというふうに感じています。いろいろな役の充て職ではなくて、継続して審議ができるように、専門性を、やはり持たせ、内容を深めるような審議会、そういった審議会にするべきではないかと思いますが、もう一度、お願いします。</p>
町長	<p>まさに、そのとおりでございます。しかし、人口減少している中で、的埜</p>

	<p>議員おっしゃるように、充て職というような感じも否めないところでございます。しかし、私、審議会、33ある中、全部出ております。しかし、そういう中で、ご意見を聞かせていただきますと、無関心というか、そういう方はほとんどおられないというふうに感じます。その審議会の内容が、もう少し濃いものであるというものを望むわけなんですけれども、やはり、専門性のものを持った方々と絞られてしまうと、一般町民の皆さんのご意見、大切でございますので、諮問させていただく中には、最初は、どういう会に来ているのかも、ちょっと自分自身が不明であるというような感じも受けないわけではないんですけれども、そういった中で、丁寧に説明をし、その審議会の意味の説明から始まりまして、そして、議会へ上げていく重要な機関でございますので、そういった機構といたしますか、そういうものはある程度お任せ願ってという形になってしまいますけれども、その中にも、自ら手を挙げて来ていただける皆さんもおりますので、そういった皆さんを大切にしながら進めていきたいと思っておりますけれども、やはり、内容の充実は、これは町にとっても大変重要な問題でありますので、例えば、審議会前の資料とか、それから、係のほうから、いわゆる、その要点、そういうものを、審議していただく要点を、事前の説明というようなものが必要かなというふうに感じております。そういったことで進めていきたいというふうに思っています。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>町の主要事業が関わってくる審議会ですので、やはり、中身の濃い議論がしっかりとでき、町への提言も、そういったものも出るような、そういう審議会の在り方に、私はすべきじゃないかなというふうに思います。今のやり方では、先ほども町長のほうからもありましたけれども、やはり、意見が言いづらいというところもあると思います。諮問されたことに対して、やはり町の協議事項の内容説明を聞いて承認されましたということが、言い方は悪いですが、アリバイづくりのような、そういうふうにとれるような一面もあると思います。</p> <p>逆に言えば、意見を述べる者に対して煙たがる、難しいことを言うなとか、そういうこともありました。率直な意見を出せる場なのだろうか、ということも思うことがあります。本当に町民とまちづくりを一緒に進めていきたいと思っているのであれば、やはり、ざくばらん意見交換できる場と専門的なご意見を求める場をしっかりと分けて、もちろん、どちらも屈託のないご意見を出し合える、そういった意見を出していただいて、謙虚に受け止める、そういうことが大事になってくるのではないでしょう</p>

	<p>か。私は、審議会の在り方を見直す必要があるのではないかと感じています。</p> <p>あさっての全員協議会の中での議題にもありますが、過疎地域持続的発展計画の中に、知恵と夢、心が通う結のまちづくり、住民との協働とあり、まちづくりの主役である住民の積極的な参加により、自助・共助・公助のバランスが取れた協働のまちづくり活動を推進します。町民の声が反映されやすい仕組みづくりを構築し、十分な情報公開による透明性のある町政運営を目指しますというふうにあります。住民の積極的な参加をどう促すか、審議会とは別に、私は、町民誰でも会議みたいなものを開いてはどうかと考えています。ざっくばらんにまちづくりについて話し合える場、公平公正に、町長3期目の新鮮にはよいのではないかと思います、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>町に対してのご意見というものは、言っていただければ十分に聞く姿勢でございます。そして、包み隠さずといいますか、おるものは一つもございません。そう断言できます。そういった中で、町民の皆様はどうやって興味を持っていただくかということになるかと思えますけれども、やはり、施策が魅力のあるものであれば、町民の皆様が、興味を持っていただけるというふうに思えますけれども、先ほど、議員おっしゃったように、ちょっと、ややこしいなと、うざいなというようなことをと言いましたけれども、そういうことを言っていただくのが、会ではないかというふうに思います。そして、区長さんはじめ、充て職というような、皆さんがいないのは否めないところなんですけれども、それぞれの立場で、その立場をちゃんと理解していただくということが、非常に大切ではないかというふうに思います。どういったポジションの方でも、その会の重要性を認識していただければ、おのずと意見は出てくるんじゃないかというふうに思います。無理やりの意見というようなものには本当に無理があると思いますので、自然体で向き合ってください、そして、町政とすれば、包み隠すところはなく、そして、一緒に進めて話をしていくと、会を進めていくということが必須のことであるというふうに認識しております。</p>
6番議員	<p>もう一点ですが、先般、まちづくりアンケートの実施がありました。小海町では、現在、小海駅を中心とした町の活性化に向け取り組んでいます。今回、これまで実施してきた施策、小海町まち・ひと・しごと創生総合戦略の再検証と、新たな町民の皆様の声を反映させるため、お考えをお聞かせいただくアンケート調査を実施することにいたしましたと、小海町長、</p>

	<p>黒澤弘ということで配布されたわけですが、前回の実施が令和5年12月から令和6年1月にかけて行われたアンケートですので、2年ちょっとしか経過していないわけですが、前回の結果を受けて、どうだったのか、長期振興計画の後期計画に反映されたのか、そういった報告がされていません。このまちづくりアンケートの意味はどういったことなのか、どういった目的で行われたのか、お答えください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>アンケートにつきましてお答えいたします。</p> <p>まず、令和5年に行われたものですが、こちらにつきましては、第6次長期振興計画の後期計画にタイミングを合わせたアンケートということで、その先5年間の策定のために、どのようなご意見を、前期の評価という意味もありますけれども、後期に向けた意見の集約ということで実施したものであります。小海町におきまして、これまでも、長期振興計画の策定や地方創生の総合戦略、こういったものの推進に当たりまして、町民の皆様のご意見を広くお聞きするためにアンケートを実施しています。</p> <p>アンケートの意義、これは、先ほど来も話に出てまいりますけれども、意義でございます、第1に、これまでの施策の再検証ということでございます。長期振興計画や小海町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、こういうものもございまして、これに基づきまして様々な事業を実施してまいりました。憩うまちこうみ事業や子育て支援策の充実、定住促進の住宅の建設、駅の再整備など、多岐にわたる取組を進めてまいりましたが、これらの施策が、町民の皆さんがどう感じているのか、ニーズに合っているのか、期待される効果を上げているのかということを検証するためのものと考えております。</p> <p>第2に、K P Iと呼んでいますけれども、重要業績の評価の指標の検証ということです。先ほどのまち・ひと・しごと創生総合戦略、こういったところには、目標値を数字で定めまして、それを達成されたかどうかを評価する、こういったものがK P Iということでございます。この数値目標だけでは測れないもの、満足度、幸福度、そんなものも把握することも重要でございます。アンケートでは現れない町民の皆様の声を聞きまして、施策の効果を多角的に評価する、そういうものが第2点。</p> <p>第3点目としましては、新たな町民の皆様の声を反映させることということで、令和7年度からは、6次長期振興計画の後期計画がスタートしております。6次の長期振興計画の後期計画に合わせて新たな戦略を策定しております。これまで、前期の5年間、そして、合わせた10年間の中で、町</p>

	<p>の状況も変化し、町民の皆様のニーズも変化していると思います。移住者も増えつつあり、若い世代の考え方も変わってきております。新たな町民の皆様の声をしっかりと聞き、これからのまちづくりに反映させる、ということが不可欠ということで、あらゆる場面でのアンケートなどを中心にした町民の皆様の意見を拝聴していく、そういうふうを考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>ただいま、3点ほどの、意味というか目的をお答えいただいたんですが、私が、なぜこういうことを聞くかという、今回、前回と同じような質問事項が、2ページから4ページのほうまで、生活環境満足度についてお尋ねしますと、12項全く同じ質問です。そして、小海町の住みやすさについての質問も同じで、町が小海駅を運営し、3年が経過したところで、小海駅及び駅周辺の利用などについてお尋ねしますという欄もあるんですけども、ほぼ同じかなというふうに見てとれるんですけども、今、新たな町民がどれだけいるのか分かりませんが、新たなというふうな話がありましたけれども、前回の実施の令和5年の全町民アンケートからの示唆、まとめというものが、ホームページというか、まとめもされています。</p> <p>長期振興計画における小海町の将来像の方針のうち、町民が重要と考えるもの、投資すべきものとするものは、上から、健康、医療、福祉、子育て、教育、移住定住の促進となっていると、子育て世帯において、町内にニーズが多いものとしては屋内施設となっている、また、駅に必要な機能として、物販、商業施設のニーズは大きい、特定の用途、用途のスペースというよりも、気軽に誰でも立ち寄ることができるスペースのニーズがあると考えられると、そういうふうにもまとめられています。これらを方向づけすべきではないか、まず、そっちが先なんじゃないかなというふうに思うわけですが、その点はどのように考えますか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>議員おっしゃられますように、やはり、その検証をして、次の目標を立てる、そういったことが大事で、まさに、そのためのものということですけども、アンケートの中で同じようなことが出ているといいますのは、この数値目標等、例えば、今後も小海町内に住み続けたいかとか、福祉政策に満足しているか、同じ質問に対して回答いただいて、その割合が増えたとか減ったかという検証をすることが、先ほど、KPI、第2番目のアンケートの目的ということでお話しさせていただきましたけれども、そうい</p>

	<p>ったことが数値に反映してくるために、同じ質問で、ちょっと抽象的ではあると思うんですけども、そういった内容を含めないと具体的な数値としての実績が現われないということで、こんなやり方もしておるところです。健康政策どうか、移住定住どうか、それぞれの項目については、やはり審議会等の中で、これがよかった、これが悪かった、そういった評価を個別にしていく必要はあると思います。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>アンケートからは、目標値を達成したかと、そういうようなところが大きいのかなと、なので、やっぱり具体的ではないと、今、総務課長おっしゃられましたけれども、まさに、私は、このアンケート、具体的ではないというふうに思います。やはり、先ほど、町長のほうからもありましたけれども、町長3期目、町民の声をしっかりとお聞きして政策づくりに反映させていただきたいなと思います。</p> <p>続きまして、2番目、スケートセンターの今後についてお伺いします。町長は、都市公園整備事業の一つであるスケートセンターの再整備を行っていく考えを新年の挨拶の中で述べられました。長期振興計画では、令和10年度に冷凍機設備、太陽光発電で3億3,000万円の数字が出ています。屋根をつけるとか、年中使えるようにするだとか、いろいろな話が出ているわけですが、どういう構想を描いておられるか、まず、そこをお尋ねしたいと思います。</p>
町長	<p>スケートセンターにつきましては、この地域の伝統を守るということを、途絶えてはならないという考えでございます。そして、オリンピック選手も輩出しております我がリンクでございます。近隣の町村とも協力しながら進めていくつもりでございますが、設備の老朽化ということで、まず、テントハウスの修繕工事が令和8年度をもって完成いたしました。また、老朽化に伴う冷凍機の更新が計画されておりますが、内容としましては、エンジン式の冷凍機が、いまや改修、それから新設が不可能となっております。また、CO₂も考慮した中で、電気式の更新を3年間で行う予定でございます。そうした中にはありますが、併せて維持管理にも関わってきますが、太陽光電池設備と蓄電池を整備し、増加が見込まれる管理費の削減を図る予定です。</p> <p>なお、完成した暁には、近隣2町4村、佐久穂、小海、あと、両相木、南牧、川上をお願いをしております。そして、内諾といたしますか、返事をいただいておりますので、その辺を、割り振りは皆ですということ、</p>

	<p>この維持管理に努めていきたいというところであります。先般も、最終戦のときに、南牧、川上、相木の、いわゆるおじいさんたちが、事務所までわざわざ来ていただいて、この存続を切に願うということを書いて帰られました。私も、そういう考えのある、希望のあることには、やはり、小海町が率先してやっていくということが大切ではないかというふうに思われます。</p> <p>また、更新には大変なお金がかかるわけですが、第2世代交付金等の補助金を活用し、補助裏についても、過疎債等の有利な起債を財源とし有効な整備を図ってまいります。スケートセンターは、平成6年度に建設され、30年が経過し、リンクや外構等においても経年劣化が進んでおります。必要な老朽箇所の適切な修繕を進め、また、通年利用を見据えた中で運営を工夫し、経費削減を図りながら運営してまいりたいというふうに思っております。町のスケート文化は、単なるスポーツ活動にとどまらず、地域の歴史や文化、誇り、交流の象徴であり、これを深める大切な要素として位置づけられており、今後も、その価値を再認識し、伝統のスケート文化の火を消すことのないように守っていきたくて考えております。</p>
<p>6番議員</p>	<p>スケートの利用者が本当に年々と減少して、令和6年度の赤字はついに5,000万円を超えました。伝統のスケートの火を絶やさしたくない、そういう思いはもちろん分かりますが、今後もスケート人口はもちろん減りますし、そんな中で、先ほど、私、長振の数字を3億3,000万円というふうに申し上げましたが、これだけの大金をかけていく、そういった利用者の見込みだとか、その辺はどのように考えているか、お願いいたします。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>ご苦労さまでございます。</p> <p>一般の利用される皆さんに関しましては、おっしゃられるとおり、増加はあまり見込めないというところでございますが、スケートクラブ員、小学校、中学校、若干増える要素もございますので、そういった皆さんを大事にしながら、底辺の拡大の普及、そういったものを中心にしまして、利用者の拡大を図っていきたくて考えております。</p>
<p>6番議員</p>	<p>若干のという話ですが、やはり、10年後、20年後と見たときにどうなのかなというふうなことも感じられるわけです。南佐久地域に根づいた文化で、町長、チラシの中では魂というふうに書いてありますが、佐久穂も含めた南佐久5町村のご負担ということも話では出ていて、お願いしてあると、そういうことも今お聞きしました。私、子供さんがスケートをやっている親御さんにお聞きしたんです。屋根があるスケート場のリンクは全然</p>

	<p>違うと、そういったところで、スケート場で練習ができるようになれば、本当にうれしいと思うけれども、今後、子供が減っていく中で、現役世代も減っていく中で、維持費などを考えると本当に賛成とは言い切れないと、そういうようなことをお聞きしました。一体維持費はどのように考えているか、お願いします。</p>
生涯学習課長	<p>維持管理につきましては、先ほど、町長からもありましたとおり、太陽光と蓄電池、そういったものも整備しながら、経費の節減を図っていくところもありますし、まずは、運営の方法といったところの工夫を徹底的に行いまして、運営費の削減を図っていくところが目標でございます。</p>
6番議員	<p>今回のオリンピックで、地球温暖化の影響でウィンタースポーツ自体が危ぶまれるというか、だんだんとできなくなってしまうのではないかと、そういう懸念をされていることも、かなり話題になったと思います。逆に言えば、屋内のリンクのほうがよいという、そういう見方もあると思います。20年後、30年後を見据えた施設の在り方を町の公園計画の一環としてだけでなく、南佐久としてしっかりとしたビジョンを示していただきたいと思います。先ほども、あさつての話で、過疎地域持続的発展計画の話をしました。ここにもスケートセンターのことは書かれています。今、生涯学習課長が言われたように、競技人口、底辺拡大、利用者増加に努め、効率的な運営を進めますと、冷凍機をはじめ重要設備の改修を計画的に進めますとあります。そして、公共施設等の管理に関する基本的な方針、スポーツ施設、これ64ページのほうですが、点検、診断及び耐震化の実施方法、今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録を蓄積することで施設の長寿命化、コスト削減に生かしていきます。</p> <p>そして、維持管理、修繕、更新等の実施方針としては、今後、建て替え等の更新負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。そして、長寿命化の実施方法として、点検や診断結果に基づき、予防、保全型の維持管理、修繕を行うことで施設の長寿命化に取り組みます。そして、統合や廃止の推進方針、利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な利用ができるよう、ただいま言われたように、運営方針も含めて施設の在り方を検討することも考えられますというふうに書かれています。こういう考えでよろしいでしょうか。</p>

生涯学習 課長	はい、そのとおりでございます。よろしくお願いいたします。
6番議員	<p>子供たちに20年、30年先に負の遺産を残すことにならないよう、しっかりと調査していただき、そして、先ほどから出ています町民のご意見、しっかりとお聞きした中で、しっかりとした計画を立てていただき、その後で、私は財源確保かなというふうに思いますので、その辺よろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>次、最後の質問です。</p> <p>八峰温泉の運営についてということで、これもまた、赤字が膨れ上がっている施設の一つで、今後の事業の在り方を真剣に考える時期ではないかと改めて議論したいと思います。令和7年度から温泉の運営委員にも、私、拝命されましたので、私自身も運営に関わる委員の一人として、改めて数字も見直し、考えさせられているわけです。今日出していただいた資料がそうですが、令和7年度決算見込みでも分かるように、今年度は4,600万円を超える赤字となっています。今年度は、過去最高の入場者数ということで、19万人近づきそうな、そういった数字になっており、これには営業努力など、本当に力を入れていることもあるわけですが、通告にも書きまされたように、入場者数が増えれば赤字も増えてしまうという、そういう構造になっており、令和8年度予算、この資料を見ますと7,000万円近い赤字の予算編成となっています。一体何が問題なのかということですが、この構造的な問題をどのように考えておられるか、まず、そのあたりをお聞きしたいと思います。</p>
産業建設 課長	<p>ご苦労さまでございます。</p> <p>的埜議員におかれましては、運営委員のほうで力強いお言葉等いただきまして、ありがとうございます。八峰の運営については、町長以下、職員ともども、このマイナスのところ、支出のほうの減少に日夜努力しているところでございます。平成17年、18年に新装したわけですが、そのときにはもう、客数を増やせ、そして、何しろ交流人口を増やすということ、それから、町民の福祉に充てるということで、支出のことというのは、私もやってみて考えていなかったような気がします。そして、赤字で、プラスになったことはないんですけども、町民福祉と、そういうことを考えると、この施設、あってよかったのではないかと考えております。ただ、今の時代、それで許されるというふうには考えておりません。確かに、ご指摘のとおり、この赤字幅が、予算ベースで6,000万円とかこういうふうになる</p>

と、町長以下、ちょっとこれは何かを考えなければいけないというふうに指示をいただいているところでございます。

そして、じゃ、この赤字、それから、構造的な問題ということで、私どもとすれば、3つ考えております。まず、昨今の光熱費、電力関係、特に多いんですが、令和7年度の決算見込みでは、その電気・ガス諸々で、光熱水費4,500万円計上するに至ります。これにつきましては、燃料費の高騰、それから、入り込みもそうなんですけれども、お客様が入って、こういうものが増えたというよりは、実質的に燃料費、電気代、こういうものがかかり上がってしまった、2倍近くになっているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それともう一つ、赤字が増える構造の言葉を借りますと、確かに、レストラン営業をすると、仕入れもしなければならぬということになりますと、その仕入れについては、これも食材、かなり物価高騰のあおりを受けております。料理長以下、工夫をして、経費をなるべく単価を落とすために頑張っているんですが、なかなか、町内の皆さんの利用をしたり、ないものは町外からも仕入れるんですが、こういうところのバランス、そういうもので、ちょっとうまくいっていないところがあります。

それから、これは温泉運営の中で、人材、担い手不足ということの中で、職員、町から3名派遣しております。やはり、人が集まらない、これがどういう構造的に集まってこないのかということもあるんですが、いずれにしろ、今、おもてなしの心でやっている、こういうところをだんだん考えていかなければいけないのかなということで、かつて、的埜議員からのほうも、オーダーシステムを入れるのは人材切りではないかということをおっしゃったんですが、そういうこともなく、職員の方、気持ちよく働いていただくような形をとっております。そういう中で、やはり、人材的に人件費のコスト、これについても、人件費の改定が、ここ一、二年でございまして、かなりのウェートを占めているという、この3つの理由から、温泉運営を圧迫しているかというふうに考えておりました。それで、今後の考え方として、まず、この決算書、予算書につきましては、会計監査委員の方にも、お願いしまして、長期的な支出、ポンプの故障ですとか、そういうものについては、この会計のシステムから一応減価償却をさせてくれということで了解を得まして、このような形になっております。ということは、施設、設備につきましては、いつ壊れるか分からないと、そして、汲み上げ式のポンプにつきましては、ちょっとしたごみというか、砂が詰まった

	<p>だけでも壊れてしまうということで、今、2年おきに壊れていると。こういうものを、その単年度で算入してくると、赤字幅はずっと増えてくるということで、これが、よしか悪しかなんですけれども、ポンプがそんなに壊れるんなら運営をやめたほうがいいんじゃないかという意見もいただくんですが、町民の皆様の福祉を考えると、こういうものはずっと継続できるように考えていきたいなということで、原因は、その3点ぐらいということで承知しております。</p> <p>以上でございます。</p>
6番議員	<p>構造的な問題は3点あるというような、今お話をいただきました。運営委員会のほうでは、食堂の、今、課長もおっしゃられましたが、原材料費、原価率が48%とは高過ぎるんじゃないかというような、そういう意見が、私も含めですが、何人かの委員から出されました。在庫整理をして、たな卸をして、仕入原価を見直して、前期は原価率33%と、そういうふうに報告されたわけですが、半年でまた48%に戻ってしまうという説明、今の説明もありましたけれども、物価高騰の影響と、説明の中では町内産、地元産にこだわった仕入れをしているという、そういうことも説明されたわけですが、半年でまた急に原価率が上がるという、そういう理由には、ちょっとならないかなというふうに思います。</p> <p>課長、以前の答弁では、原価率40%を目安にすると、そういうようなこともおっしゃられていました。運営委員会では、そのような話はなかったわけですが、45%から46%で落ち着くのではないかというような、そういう説明がなされたわけですが、課長、改めて、原価率についての見解を聞きたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>最初に、原価率33%というふうにおっしゃったんですけれども、これは、私言いましたか。</p>
6番議員	<p>前半の報告ではそういうふうに。</p>
産業建設課長	<p>それちょっとあり得ないかなと。43%じゃない。かつて、30何%になったというのは、ちょっとなく、ガトウキンダムさんのほうでやる、通常のホテルのコストは30%台というふうにお話をお聞きしているんですが、八峰の湯に関しましては、やはり、40を切ることは、ちょっとお客様のサービスとしてということで、それで、今、1つ指摘があったことに限りましては、これ、都会から来るお客さんに対してのことなんですけれども、安いと。ということは、逆に返すと、私たちのほうが、飲食の提供メニューに</p>

	<p>関して、原価率が43%、40%になるような価格設定がまだできていないのではないかというふうに考えております。ただ、それをやりますと、今度は、八峰の湯、高いねとかという話になりまして、そこら辺のバランスを考えていかなければいけないと、そういうふうに考えております。</p>
6番議員	<p>40%を切ることはないということですが、やはり、40%に向かう、そういう努力は必要かと思えます。それと、皆さんが口にされることは、今、人材不足の話もありましたけれども、温泉に町の正職員が3人も行っています。令和8年度の予算を見ましても変わっていません。その辺は今後どのように考えているか、町長のお考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>私の考えといたしましては、3人は要らないというのが結論でございます。と申しますのは、事務のほうも移行ができる状況になりました。したがって、最低1人はあけるといふ、来春といふか、年度をまたいだ中で、1人をあけるといふ。3名は必要ないというふうに私も認識しております。</p>
6番議員	<p>やはり、八峰の運営、経営状況の改善、この職員3人というところも、やはり見直すということなので、それも経営改善の一つかなというふうに思えます。運営委員会のほうで、この3つの構造的な問題もあるのか、料金の見直しの案が出されて、今後の検討事項になっているわけですが、利用者の皆さんからすれば、できるものなら上げてほしくはないと、それはそうだと思います。安いから気軽に利用できる、高くなれば、家で沸かしたほうがいいじゃないかというふうに、そういったことにもなると思えます。利用料を上げたほうがいいのか、この構造的な問題を解決するためなのか、その辺の理由といふか、をお聞かせください。</p>
町長	<p>いずれにいたしましても、サービスにも限界がございます。先日の入湯料の値上げ、100円ということになりますと、18万人が全部入っていただければ100円上げれば1,800万円上がるわけです、単純計算で。そういったことから、多少の値上げは致し方ないなと。それから、ここが、私と課長、現場と戦っているところなんですけれども、食に関しても、安いという話であるからということを含めた中で、これからの多少の値上げはしようがないんじゃないかというふうに考えております。現場のほうでは、どうしても値上げをしたくないというような考えが根強くあるんですけれども、これも、経営していくには致し方ないのではないかというふうに思えます。されど、サービスに欠くようなことは、これは絶対駄目ですので、そういうものを含んだ中での努力ということになろうかというふうに思い</p>

	ます。
6番議員	値上げは致し方ないのじゃないかという、そういう見解をお聞きしました。私、この構造的な問題、3点ほど挙げられましたが、やはり、民間の経営ノウハウというものが必要なんじゃないかなというふうに思います。指定管理なり、やはり民間に任せていくという考え、ないのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。
町長	かつて、名乗りを上げた会社は数社ありました。しかし、そこで、お断りしたわけなんです、その理由といたしましては、目に見えるサービスの低下が考えられたからでございます。サービスを維持し、そして、職員の雇用といいますか、人材が足りないという中で、雇用の問題という、ちょっと矛盾した問題にもなるかと思うんですけれども、そういう現場を若いうちによく知るといことも職員教育の一つでございますので、そうした場をつくっていくということで、外部の委託というものは考えなかったんですけれども、やはり、赤字幅の原因ということになれば、その辺も視野に入れた中で検討はしていきたいというふうに思っています。
6番議員	今後検討ということですので、サービスの低下に本当につながるということにはなってはいけないと思いますが、やはり、民間のノウハウが、私は必要かなというふうに思うところであります。 それと、運営委員会で出された意見として、この予算表とか予算書から、赤字の原因がどこにあるのかというのが見えないという、そういうご意見がありました。そこで私も、一般会計から特別会計に戻したほうがいいんじゃないかという提案をしましたが、課長から、最初から一般会計だと、うそを町民に広めないでほしいと、そういうようなことをご答弁されました。その後、お調べいただきましたでしょうか。お願いします。
産業建設課長	調べてはおりませんが、特別会計でやったというふうには記憶にございません。
6番議員	あの後、私、調べたところ、やはり、温泉ができた2007年、平成19年と20年の2年間、特別会計でした。平成21年から一般会計になっています。特別会計の予算書や決算書を確認しましたが、一般会計で見るより、一目瞭然で、ずっと見やすいし分かりやすい、そういったことも分かったわけです。改めて、今後も町が運営していくということであれば、やはり、特別会計に戻し、分かりやすくすべきではないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。
産業建設	私が行く前の当初のやつなんですけれども、消費税等の関係で、特会では

課長	なく一般会計に戻したということであれば、私は一般会計のほうでやっている意味はあるというふうに考える。すみません、私、当初のやつを承知しておりませんでした。
6番議員	町長、どうでしょうか。一般会計より特別会計のほうが分かりやすいと思うんですが、そのあたり、どうでしょうか。
町長	そうですね、ちょっと、私自身も、瞬時に持ってこられてどうだと言われても、原因がどこにあるか、ちょっと分からないのが実情であります。分かりやすくするというのは、これ必須の問題でありますので、ちょっと検討させてください。
6番議員	<p>私、これ以上、赤字経営の悪化、本当に困ると思うんです。町民にとっても、よくないことかなと思います。やはり、この悪化を防ぐために、私はちゃんと調べたんです。それで、分かりやすいと思ったから、今、提案したわけで、もう一度、課長のほうも見ていただきたいなと思います。</p> <p>全体を通して、小海町過疎地域発展計画の中から見ましても、公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況を踏まえ、積極的に既存施設の有効利用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や、国・県及び民間施設の利用、構築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指しますとあります。そして、総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針、小海町長期振興計画の実施計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして、企画・財政・予算等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全町横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどし、公共施設等のマネジメントの在り方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきますとあります。計画の実施は、まちづくりの在り方に関わることから、町民、有識者、議会との情報化により意見の反映を図りますと、そういうふうとうたわれています。</p> <p>全体を通して、この3月議会は骨格予算という中ですので、新規事業については具体的な政策は6月議会や今後示されてくるということになるわけですが、継続事業についても新規事業についても、町民の意見をよく聞いてから、100年後とは言いません、本当に、20年後、30年後を見据えた計画となるように進めていただきたいと思います。</p> <p>以上で、私の一般質問を終わります。</p>

議 長	<p>以上で第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。 これより2時20分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時07分)</p>
<p><u>第12番 渡辺 均 議員</u></p>	
議 長	<p style="text-align: right;">(ときに14時20分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、第12番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。</p>
12番議員	<p>12番、渡辺均でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、町長、無投票、これから私、3年間後で替わりますけれども、ぜひ、是々非々で、緊張感を持ったまちづくりに切磋琢磨したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それで、私はあるフリーペーパーに町政8年間をどう総括するかという原稿を頼まれまして、そのときに書いた一つのちょっと否定的な町長に対する見解なんですけれども、相変わらず子供の行政に軸足を置いた事業になっているのではないかと。長期振興計画を見ても、やはり予算の配分というものを見ると、箱物中心になっていくと。箱物を必要ないとは申しませんが、必要なのは造った暁にそれがどのように町民生活に寄与するのか。寄与させるためには、それを仲介する運営のスタッフ、そういった方々の介在が必要不可欠で、施設を造ることは必要ですけれども、それで必要十分とは言えない。そういうことを、そのフリーペーパーでは述べておりまして、今日の質問の大綱にもそういった考え方を踏まえて、私は質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、私、昨年の6月、9月、12月と3回の一般質問で小海分院の支援をお願いしてきたわけですが、今日の資料、分院補助に対する4村との協議経過というのを見ますと、おおむねその増額のほうは決まったというふうに記されておりまして若干安心しつつも、1点町長にお聞きしますけれども、4町についてはどういった大義で増額を要請したのか、そこをまず明らかにしていただきたい。</p>
町 長	<p>これは事務レベル、課長の会議でございます。私は出席しておりませんが、ちょっと報告をさせていただきます。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。 こちらの資料の3ページに出ている協議経過、これがございますが、本当</p>

	<p>にこのとおりということで、町民課長と私と、小海からは出ています。ほかの町村では、住民課サイドの方も出る場合もありますし、総務課長のみの場合もありますけれども、いずれ分院側からの要請がありまして、それについて回答すべく内容について協議したというものでございます。</p>
12番議員	<p>増額とありますが、幾らになって、その内訳みたいなものはもう分かっているんでしょうか。</p>
総務課長	<p>この経過でも分かるんですけども、まだ数字的なもの、こういったものは全く、全くと申しますか、これは会議の中ではいろいろ資料を集めているわけですけども、まだとてもこういう場で発表するようなものには至っておりません。</p>
12番議員	<p>補助額増額について合意とあるじゃないですか。何を合意されたんですか。</p>
総務課長	<p>現在の補助している額を増額することでございます。</p>
12番議員	<p>答弁になっているのか分からないんですけども、要はまだ金額が決まっていないうことですね。大義はどういう大義なんですか。増額の大義、どういう理由で上げるのか、聞かせてください。</p>
総務課長	<p>金額についてもどういった大義、今おっしゃられる大義ということでしょうけれども、それは察するに病院経営が円滑に行われるという大義なのか、それとも現在ある赤字を補填するという大義なのか、そういう部分はこれから詰めて、いずれ大義、意味のある数字にはしなければいけないんですけども、そのあたりについても議論中でございます。</p>
12番議員	<p>小海としては、他の4村に対してどういう金額なり、どういった理由で増額ということを提案して、4村の合意を得ようと図られているかお聞かせください。</p>
総務課長	<p>小海は南部地区の中心ということで、こちらが小海で主導して会議は招集するわけですけども、内容につきましては、原案を作って出すというようなことはしてございませんで、意見の集約を図るといふ、そういうことに徹して行っております。</p>
12番議員	<p>分かりました。 意見の集約ですけども、今どのような意見が出ているんですか。</p>
町民課長	<p>お答えいたします。 意見につきましては、おおむね増額という部分では皆さん合意してございます。その中で、では、その増額の額についてどのくらいにするのかというところが、町村の中で協議している部分、あとは一番下にございます各</p>

	<p>町村の補助率というものでございます。現在は小海町半分、残りを4村で分けているというような形ですが、その部分についても小海町のほうの割合を多くして、他町村のほうを少なくするというような案が協議がされているというところでは、独自で診療所を持っているという部分の負担も、佐久病院にしておるとい部分がありますので、そこら辺の部分をやはり金額的なものをまた各村での資料を持ち寄りまして、またその中で詳しくその金額の割り振りというものも検討していかなきやいけないというところで、今その段階に入っているところでございます。</p>
12番議員	<p>町長にお聞きしますけれども、町はどのくらいの算段を4町に提案しようと思っているか、総勢で結構ですからお答えください。</p>
町長	<p>渡辺議員にぜひご理解いただきたいのは、経営にならない、いわゆるお金ですね。黒字の場合には全部お金を引き上げるんですね。赤字の場合にはお金を出せという、こういう会でございます。例えば1億やるよと。1億円黒字になったら、みんな持っていっちゃうんですね。ご存知だと思いますけれども、そういった会でございますので、十分慎重にかからないと、無駄な応援にならないように、係が今検討しているところでございます。</p>
12番議員	<p>そうしますと、要は厚生連の運営の仕方についても問題提起をしているということですね。</p> <p>それから、その問題提起に当たって、私はフリーペーパーで書いたことは、経営の母体がどのようなものであれ、小海分院は町民にとって必要不可欠な貴重な財産であると、あるいは社会を担う貴重なリソースであるということをお願いしまして、補助を上げるということと同時に、3回の議会では、町独自で分院を軸としたまちづくりを手がけたらどうかという提案をしましてまいりましたけれども、その点についてはどのように検討されたか、町長、お答えください。</p>
町長	<p>個人的な由井院長との話だけですけれども、会議では話ししてございませぬ。しかし、病院のほうも手がいっぱいという返事でございます。ですから常々連絡を取ったり、いいポジションであることは確かですけれども、運営についてのことは、やはり我々はそう口を出すというか、経営、それはお任せになってしまうのが現状でございます。</p>
12番議員	<p>経営体が違うからというレベルではなくて今申し上げたわけですね。要は1事業体として今7割以上の病院経営が厳しいという中で、国もいわば地域社会の構造的な問題として、病院経営の非常事態を苦慮しているわけで</p>

	<p>す。そういう中で、病院経営単体で考えてくれというのは、そういった構造的な問題があるということの認識を非常に欠いている認識なんです。構造的な認識というのはどういうことかという、過疎や高齢化という、こういう問題に対して、単に医療機関だけで対処できる問題ですかということの問題提起しているわけです。</p> <p>その認識を持たないと、行政が病院経営は単体経営だからというんで、放置するとは言いませんけれども、今後はそういったところに踏み込んでいくのが、新しい地域経営なんです。そこは町長、どう考えますか。</p>
町長	<p>渡辺議員の理屈ばかり言われても、さっぱり分かりません。経営は経営なんです。したがって、どういう部分がどう苦しいか、どうだかというようなことを議論しないうちに、金出せ金出せって言ったって、これは出せませんよ。そうでしょう。そのことを何回も何回もおっしゃっていますけれども、やはり中身の精査というものは、絶対何の会議でも必要だと思います。そうしたものをしっかりやった後ということになるかと思いません。</p>
12番議員	<p>意図がちょっと通じていないようなので、会の方から何も金出せ金出せと二言目に言っているわけじゃなくて、だからお金を出すためには大義が必要ですよと言ったでしょう。大義は何ですかと言ったら、まだ見えていないわけです。そういう状態でいいんですかということを行っているわけです。</p> <p>それで、ちょっとこの問題にあまり時間をかけたくないんですけども、要は増額は決定したけれども中身が見えていないと。</p> <p>最後にこの件で一言。</p> <p>いつ、これは決まるんでしょうか。</p>
総務課長	<p>これからの会議を進める上で、合意ができる地点、着地点があるかどうか、そこによって変わってきますので、今は何も言えないところです。</p>
12番議員	<p>分からないことを質問してもしょうがないので。</p> <p>続いて、先ほども申しましたけれども、病院の補助以外に、まちづくりとして分院を生かす手だては考えられないのかということについて、1月24日ですか、佐久広域で開催した広域観光の可能性を探るというイベントがありましたね。町長も出席されておられました。我々も議員研修で参加して、そこで柳田市長が最後に、地域振興には内発性が欠かせないと。佐久病院の活動が佐久広域連合の設立の経緯になったということと、要は広域で取り組むことの成果のほうが大きいと。もう一点は、佐久地域は県内で</p>

	<p>最も移住・定住者に人気の高いまちであると、それを支えたのは医療であると、佐久病院の力であるということを申し上げまして、内発性と医療サービスの充実ということの成果が、30年後の今大きく花開いているんだという話をしました。</p> <p>町長にお聞きしますけれども、内発性というのはどういうことか、町長、どういうご理解をしているか、お聞かせいただきます。</p>
町 長	中身の充実だと思います。それがなければ内発もくそもないです。
12番議員	もう少し具体的に、中身の充実というのはどういうことですか。
町 長	中身の充実は中身の充実だと思いますが、それ以上どうお答えすればいいか分かりませんので。
12番議員	<p>では、申し上げますけれども、中身の充実というのは、本来佐久地域に還元している歴史的、文化的、あるいは自然資源的な、そういう諸々の資質を生かすということです。その上で、例えば佐久の医療が世界に羽ばたいた、これは若月先生の功績ですよ。それが佐久広域で大きな花開いたわけです。</p> <p>私は小海の内発力をもった内発性の高い産業というのは、一つは森林を資源にした地域振興と、それから医療だと思っているわけです。</p> <p>森林につきましては、総務産業常任委員会で私もメンバーの一人として懸案を作っておりますので、細かな施策は見させていただきたいと思っておりますけれども、内発性のもう一つの要素というのは、例えば極端な話、補助がなくてもその事業が運営されていると、人々の暮らしの中に息づいていると、そういうものを内発性と呼びます。</p> <p>例えば医療も森林もオーナーも非常に多くいまして、町でもかつて40年ぐらい前に分収育林のようなもので大変にぎわったと。森林を生かした事業あるいは分院を生かした新しい高齢者の福祉医療、そういった新しい先進的な事業に取り組むことで、町を支える産業になるのではないかという絵柄を、私は描いております。それをぜひ町長にも何らかの形で取り入れていただきたいと。</p> <p>極論をしますと、補助があるから立ち上がっている事業、これは内発性とは呼びません。人々の暮らしの中から必要不可欠な状態が出てきて、それを行政がバックアップすると、これが内発性です。もちろん外発性でもいいんです。予算を用意して、さあやれと、それでもいいんです。けれども、佐久市長は内発性が大事だと言っている。そのことをしっかり理解していただきたいと思っています。</p>

	<p>私は、そうであれば、先ほど分院の支援事業は金額が決まっていない、それから中身もはっきりしていないという状態で、長振に毎年5年間で1,500万円ずつ寄付されていますけれども、少なからず早晚これが1,500万円から2,000万円になるのか3,000万円になるのか分かりませんが、増やしていただきたいと、それが計画です。</p> <p>町長、前の議員の皆さんに説明した計画が必要だと、そうしたら増額の合意ができたなら、町としてはこういう金額で、こういう方法で医療を支えたいので、例えば今300万円負担しているものを1,000万円にしますとか、そういう絵柄を描いて町民に示して理解を得る、これが一つの私の提案でございます。</p> <p>次に、都市公園事業に移りますけれども、私はこの事業を本当に町民が求めているのか、それこそ内発力、内発性があるのか、この点について町長の見解をお聞かせください。</p>
町長	<p>社会福祉協議会をご存知だと思いますが、あそこでやっている事業は多岐にわたっております。そして、関わっていただいている皆さんにも、本当に頭が下がる思いでございます。お金が少々足りないわけですが、これは本当に福祉の最たるものだと思っておりますので、これは町がやはりある程度責任を持っていくということが必要ではないかというふうに思います。</p> <p>内発、外発と申しますけれども、そういった部門の問題ではない必要不可欠な問題だと私は思っております。</p>
12番議員	<p>私は今、都市公園事業の中で、どこがどういうふうに内発性があるのか、内発性がないんじゃないかと私は聞いているので、そのことにお答えいただけますか。</p>
町長	<p>今、総務課長のほうから、質疑に予定されていないものをずっと聞いているんじゃないかという提案がございましたが、書いてあるのを見れば、そのとおりなんですよね。予定どおりやってください。</p>
議長	<p>ちょっと待って。</p> <p>公園事業についての今、町長の見解をとということだから、ちょっと答えてください。</p>
12番議員	<p>ちょっと何か滞っているみたいですが、私は公園事業が町民の本当に求めるものであって、それは町民の内発性というものに基づくものですか、どうお考えですかというのを町長にお聞きしたわけです。</p>
町長	<p>はい、求められるものだというふうに認識しております。</p>

12番議員	その求められているものの幾つかには、多分アンケートとかがあるんでしょうけれども、アンケートの結果をどう読むかいろいろありますけれども、私は必ずしも求めているものではなくて、果たしてこの事業が本当に町民にとって福利厚生に役立つのかというのに疑問がありますけれども、1点、次の段階で、この建設費について、全体事業としては、どのくらいの事業規模を想定して、その中でとりわけ大きい事業になりそうなイメージを持っているのが、私はスケートセンターなんですけれども、それはどのくらいのものになっていくか、全体の事業費とスケートセンターにどれくらい予算を想定しているのかお聞かせください。
議 長	産業課長でいいかい。
12番議員	これは町長に。
町 長	大まかなところは把握してございますが、細部にわたっては課長のほうから。まずいですか。
12番議員	大まかで結構です。
町 長	先ほどの議員のときにお答えした数字でありますけれども、もう一度ですか。
12番議員	はい。
町 長	冷凍機等々太陽光を含めた中で、3億3,000万円です。
12番議員	都市公園事業です。
町 長	計画段階ですけれども、公園事業全部含めて25億円。それでスケートセンターは3億3,300万円。
12番議員	25億円のうちの3億5,000万円が……
町 長	3億3,000万円。
議 長	3億3,000万円がスケートセンターということでいいですか。
町 長	はい。
12番議員	25億円ということと、3億3,000万円。 もう一点、私はこれができた暁に、維持管理費が非常に町の財政を圧迫するんじゃないかということで懸念しておりまして、これについて維持管理費はどのくらい発生するというふうにお考えでしょうか。
議 長	課長でいいですか。
12番議員	はい、どちらでも。
産業建設 課 長	ご苦労さまでございます。 先ほど町長が申した3億円というのは、今先ほどから言っている蓄電池だとか、そういう設備でありまして、総トータルで25億円を予定していると

ということをご理解をお願いしたいと思います。

維持管理なんです、小海町は今まで都市公園という形ではなく、普通の広場という形でやってきたんですが、都市公園というふうになると、施設の整備だとか、そういうものというのをちょっと前段で申し訳ないんですが、補助金をいただいて施設整備をするという中で、このシステムは都市計画公園、これにつきましては都市計画決定をしていないと採択の要件になりません。ということで、渡辺議員にもご理解いただきたいんですが、事業費の2分の1については国庫補助でございます。そして、小さな町です、その裏補助については、過疎債等を充てていくと。過疎債については、最も有利な、小海町にとっては有利な起債事業でございます、充当率100%の交付税率が70%ということで、全体を見ていくと、こんなにお金をかけてというふうになるんですが、町の持ち出しについては15%というふうに考えております。これが基本で進めていく事業でございます。そして事業費については、都市計画公園、先ほどの話でもありましたが、地方創生第2世代交付金、それから社会福祉施設整備交付金という2本立ての補助事業、メニューがあるんですが、これについて都市公園の決定をされていないと、補助金はゼロですということをおっしゃっております。

ということで、補助事業、お金が大事だということで、補助金をいただくために、申し訳ございません、本当に変な言い方なんですけれども、都市決定をさせていただきたいということでございます。

そして、事業費については先ほど言ったとおり、そして維持管理費については、この手の公園、近隣公園が土村公園でございます、そして八峰公園については総合公園、この2つの公園、ちょっと趣旨が違いますが、近隣公園については近隣の周辺の皆さんの公園、町民の皆さんが使うんですけれども、そして八峰公園については、町全体の公園ということでございます。

この維持管理費については、既存ではなく全てを新築で造るとしたら60億円から80億円という形になってくるかと思われま。ただ、事情がありまして、うちの場合には先輩方が過去から造ってきたものを都市公園に変えるという形で、維持管理費についても現状の維持管理費を維持していきながら考えていきたいと思っております。

ただ、土村の公園については、新規にあそこについて2ヘクタール以上の整備が必要だと、そして事業費については2.5億円以上、八峰公園もそうなんですけれども、2ヘクタール以上の2.5億円以上という整備費の制約

	<p>がある中で、その費用をかけて土村公園については整備していくと。そうすると新たに施設だとかそういうものを、大型遊具ですとか園路、それから展望台というものを造っていくと、新規にそういう施設ができるわけですので、そういうものについての維持管理費というのは、このくらいの小規模公園だと200万円から800万円というふうに言われております。</p>
12番議員	<p>町民の方々に判断を仰ぐときに、こういう整備をして、こういう成果が得られますと、その代わりに新たに皆さんの負担はこれだけ増えますということをつわりやすく開示しないと、町民の方々は評価しようがないんです。</p> <p>それで、私は事業の立ち上げの事業資金というのは、国からいろいろ出るだろうけれども、造った後の維持管理には国はほとんど出てこない。その負担が、それから5年先、10年先、さっき言っていた20年先、ずっと町民の負担になるわけですね。その負担がどのくらいになるんですかと聞いたわけです。そうしたら、都市計画が決まっていなくて出せない。でも都市計画を決めるには、町民の意見が必要で、その意見を決めるのには、どんなリスクが伴うのかを開示されないと、判断できないでしょう。どういうふうにお考えですか。</p>
産業建設課長	<p>ですから、今年度5月から説明会を三度やって、しかも一つは、夜やっても子供たちなんか出てこれないからということの指示をいただきまして、昼間やったところ、雨の降る日だったんですが、現場でもやらさせていただきました。それから地権者様、そして地元地区の皆様の説明会等をして、ご意見をいただいている。その中で言われたことは、私が解釈している中では、こういう公園は大切だよ、必要だよという意見をお聞きしております。</p> <p>それから何かちょっと変な方向なんですけれども、スケートセンターに屋根をつけるとかいう話があって、今の計画の中には、そんなことは毛頭なく、それを意見の中では、屋根をつけてほしいという意見もありました。ただ、町の財政状況を言うと、そこまで背伸びしてやるということは考えておりません。</p> <p>それから地区懇談会、11か所回ったんですが、全てのところで説明をさせていただいて、ご意見をいただく中では、比較的公園というのを整備してほしいという意見をお聞きしました。</p>
12番議員	<p>質問に的確に答えて、余計なこと言わないでいいです。</p> <p>地区懇談会で説明するといったときに、さっき私言いましたでしょう。こ</p>

	<p>ういう便益がある代わりに、こういう負担が生じますと、そういう説明をして、町民の皆さん、いかがでしょうかとやらなかったら、町民は判断できないでしょうと言っているんです。</p> <p>負担のほうは一切言っていない。ただ絵を描きますと。ないよりあったほうがいいですよ、それは。そういう町民への開示の仕方はおかしいんじゃないのかなと思って、でも、いいです、ちょっと時間がないから。</p> <p>それで、なぜ維持管理費にこだわるかという、公民館報の565号、この役場からのお知らせのところに、公園整備の維持管理費について高くなるんじゃないかという質問が出ていまして、それに対して、今と比べると一定程度増加しますがという、今と比べるとという今の公園管理費はどのくらいで、一定程度というのは、どのくらいを根拠に言っているのか、町民課長教えてください。</p>
議 長	町民課長……
12番議員	じゃ、町長でいいです。いやいや、産業課長じゃ駄目、町長お願いします。
議 長	産業課長は嫌かい。はっきりしてください。産業課長でいいの。 じゃ、産業課長。
産業建設課 長	<p>担当しない課長が何で答えなきゃいけないんですか。</p> <p>何だったですっけ、質問は。この辺は忘れちゃった。</p> <p>地区懇談会では、現状のというのは、申し訳ございません、パターゴルフ場ですとか、開発公社が管理運営しているところについては、開発公社の管理費、そしてスケートセンター、町営グラウンドについては、教育委員会のほうで、先ほどの議員からもございましたが、スケートセンターの維持管理費、今予算でいくと5,000万円という形、そういうものを現状維持、しかもできることならそういう維持経費を少なくしていきたいと。</p> <p>公園の維持管理費については、想定されるものが主なものは草刈り、それから園路の清掃ですとかトイレの清掃、そういうものが出てきますので、そういうものをやるという中で、先ほども申したとおり、土村公園については新しく造るものですから、そういうものに維持管理費が出てくる。そういうものを雇用の拡大とスイッチに向けて、町民の皆様には維持管理を委託するという方法もありますし、そういうことについては今後考えていきたいと思っております。</p> <p>それから、松原高原につきましては……</p>
12番議員	いいよ、そんな答弁は。聞いてないじゃない、そんな答弁。
産業建設	いや、維持管理についてお聞きされたので。

課 長	
12番議員	維持管理費を聞いているんだよ。
産業建設 課 長	はい、だから今答えている。
議 長	待って。 ちゃんとこっちの許可を得てからしゃべってください。
12番議員	維持管理費について聞いているので、そのことについて、今公園整備に該当する施設の維持管理に例えば1,000万円かかっています。これを拡充整備すると1,200万円ぐらいになりそうですと、でも200万円の負担であれば、町民の方々の便益上、生活を豊かにする上、メリットがあるから、公園整備事業をやりましょうと、そういう説明をしてほしいと僕は言っているんで、この問題については、もういいです。 それで、次に、小海版の福祉住宅の件に移らせていただきます。 初めに、この事業はどのような経緯で発案されたのか、発案の経緯を教えてください。 町長、お願いします。
町 長	一番元といいますか、初めはグループホームから出発しております。そして、私、端的に申しますと、財源確保ということを先ほど小池議員の質問の中でお答えしました。それを円滑に持っていくということの中で、様々な壁があり、そして国・県のご指導もあり、そういったことで現状に至っております。
12番議員	私は、なぜ老人福祉住宅、小海版福祉住宅と書いてありますけれども、これが立ち上がってきたのかというので、ちょっといろいろ資料を調べましたけれども、例えば第9期介護保険事業計画や老人保健福祉計画、それから第7期障害者、第3期障害児福祉計画、こういったものを見ましたけれども、住宅に対する記述は一切ありません。 どこから出てきたのか、現場からやはり住宅が必要だよねと、グループホームの必要性は、今、町長言いましたように聞きました。 いろいろ調べたら、町長はこのチラシの中で、日本版のCCRC、小海版のCIMC、これをやりたいと書いてある。 これをちょっと説明していただけますか。
町 長	福祉に対することの究極の考えでございまして、やはり人がみんな平等にしっかり生きていくにはどうするかというものが根源にございます。そうしたものを集約していくと、そういう形になるのかなと思いますが、分かり

	づらい言い方で申し訳ございません。
12番議員	CCRCはネットで調べたんですけれども、CIMCというのは何のことだかよく分からないんですけれども、もう少し日本語的に説明していただけますか。
町長	私のこの冊子のほうに書いてあるとおりでございまして、この見本になるものをつくるのに、こういう表現をしているわけでございます。これからつくるといふものの中の、そういったものの一部でございまして。
12番議員	このCIMCという言葉の中に、イニシアチブという言葉があるんですね。町長、これはどういう意味で解釈されますか。
町長	ほかの見本になり、そして先人を切っていくというイニシアチブですね。ということだと思いますが。
12番議員	イニシアチブというのを日本語に訳すと、先導するとか牽引するという意味ですね。要は世間に先駆けてつくっていきこうと、この心がけは非常にすばらしいんですけれども、それでは、この先導して先駆けになるような小海版の福祉住宅建設に、町長の思想がどれだけ反映されているのか。まず、小海版と称する他にない特徴というのは、町長、どこに求められているんでしょうか。
町長	場所をご存知だと思いますが、いわゆる小海駅から徒歩で移動できる、そして小海の一等地であると、山の中に造るのではなくて、自分の足で、あるいは自分の力で利用できるというものをまず核に置きまして、そのすばらしい土地が取得できるという形になりましたので、そういったところは、よそにはなかなかないんじゃないかというふうに思います。商業地域だとか飲食だとか、そういうものにと取られてしまいがちなところを、福祉で使うということでございます。
12番議員	分かりました。 それで、駅の近くにあるということが、今説明がありましたが、具体的に入居予定する人たちの小海版的な特異なサービス、あるいは住宅の構造、そういったものについての小海版たるゆえんというのは、どこかにありますか。
町長	まずは木造でございます。そして、居住空間がそう広くございませぬ。大きく造って使い勝手が悪いというものではなくて、コンパクトに造って、みんなで利用するというような形のものを目指しております。そして、やはり徒歩でございますので、その見張り役といひますか、広い範囲での居住の皆さんを求めた中で、それぞれが支え合い助け合って生きていくとい

	う根源でございますので、その辺から進めていきたいというふうに思っています。
12番議員	<p>今1点、木造ということを言われましたけれども、実は総務産業常任委員会で、林業振興のために地域内の木材需要を高めようという提案があって、森林組合長から立科町の町営住宅がいい例だと言われまして、私、調べに行ってみりました。</p> <p>この立科町の計画では、非常に立上げからしっかりつくってありまして、移住・定住政策の一環として令和5年から3年計画で取り組むと。今入居者を募集中。造成は農政課で、需要調査は企画で、森林伐採は林務で、製材や加工建築は建築課でと、町を一体としてプロジェクトをつくって取り組んできた。事業費は5億円、それからここで使っている立木、町有林400ヘクタールの立木を使っていると。使用木材の7割を町有林から出た材木で充当して、残り3割も県産材を活用していると。これを長和町の製材所に加工委託し、設計は企画コンペ方式で6社に応募委託で、設計仕様は長野県木材協同組合に相談、木造建築に詳しい建築士を紹介してもらい、プロポーザルの仕様を検討と。特徴は材料と工事の分離発注方式を取った。評価された建築で芯去材というのを使っていると。要は芯を外して材を取る仕組みらしいんですが、構造材などに応用できる、ねじりや強度がずっと高まり半永久的に耐久性が上がるというような、一つの町営住宅を設計するのに、これは移住者・定住者向けの住宅ですけれども、こういう手順、段取りが町のいろいろなところで波及効果を及ぼすように仕組まれている。</p> <p>しかるに、小海版の町営住宅は、そういった配慮は、ほとんど私は見られないんですけれども、その辺、町長、どんなようにお考えですか。</p>
町長	配慮がないという言い方をされると心外でございます。配慮のあるようにやっていきますので、見ていてください。
12番議員	何がない。
町長	私どもは町民の皆さんに配慮がないという意味に取られましたが、そんなことは絶対ないですから。
12番議員	今私が立科町の例を言いましたけれども、こういった配慮はなかったんですかと聞いている。
町長	これから計画を立てていくのに、何を配慮すればいいんですかね。その渡辺さんのおっしゃっていることが、どうしてもちぐはぐといたしますか、立科のやってきたものを羅列しただけであって、じゃ、どうしろというか、

	どうやったらいいか、そういうことではないんですね。
12番議員	先ほど社協の取組で、小諸の例が出ましたよね。私は、ああいう例を参考にしながら小海町でもどうかといったことの別の例えで、これを申し上げている。よろしかったら、こういう私はいいと思うんですけども、こういった点を考慮した町営住宅を建設したらどうですかということを申し上げているんです。
町長	そう言えばいいじゃないですか。 配慮がないって、どういうことなんですか。
12番議員	それで、先ほど私はイニシアチブの話をしましたけれども、もう一つ、今日の資料に取り上げておりますけれども、世代共生型の可能性と、児童と高齢者が共に暮らす居住、ケアの第三の場所を夢見てという資料、資料に上げておりますけれども、例えば東京都北区では、特別養護老人ホームと保育所の合築施設を運営、世代間交流を日常的に取り入れていると。江戸川区江東園では、高齢、障害、児童、在宅支援などを一体的に運営し、敷地内で多様な世代が交流する先進的モデルとして、この先進的モデルというのがイニシアチブの意味です、注目されていると。 町長は先ほどCIMCでまちづくりをと、Iが入っています。イニシアチブと。駅前ということ以上に、もう少し中身のレベルで先進性を取り込んだような企画検討、先ほど町長は計画が大事だと言いましたけれども、計画にこういう中身を織り込んで積み上げていっていただきたい。 それから、もう一つ資料として上げていますけれども、私は障害者住宅を造る上で、県に補助がないかって頼みに行きましたら、地域有料賃貸住宅制度というのを紹介されまして、施設を造る前に、まずこうしたことで地元の需要をしっかりと把握して、悩み事を酌み上げる事業をやったらどうですかと。地元のアパート経営者あるいは空き家対策、そういったことのリフォームを町内の業者さんに頼んでリフォームして、住み慣れた場所で高齢者を支えるスタッフが常時デイサービスなんかに行き交うと、こういうことをやりながら、どうしても住宅に不十分の方には……
議長	ちょっと渡辺さん、放して。原稿が当たっていて、ちょっとマイクに。
12番議員	すみません。 そういう中から、建物需要というものが新たに出てくるんじゃないですかということを言われまして、そのとおりだなと思って帰ってきた次第です。 そういうプロセスが、この計画立案にあったのかないのか。今聞いている

	<p>と、どうもあまり精緻には調査されていないというふうに感じまして、手順がいささか前後しているんじゃないかなと。このタイプについては、軽度の知的障がい者、ひきこもりの人、孤立しがちな老人、共に暮らしたいと考える子育て世代という4タイプが想定されていますけれども、前3タイプについては、何らかの支援が必要とされています。これらの支援する人たちの体制整備、制度設計は出来上がっているのでしょうか、町民課長、お答えください。</p>
町民課長	<p>こういうひきこもり、高齢者等体制整備ということではありますが、現在、ひきこもり等につきましても、町内どの程度おるかというようなことも調査を進めております。また、障がい者等につきましても、やはりこの地域でどれだけの人が、こういうような住宅で住めるのかということも、この住宅を造る中では調査をしてございます。また、その中で、やはり今現在ですと、この住宅に住める方というのが3名から4名程度の部分では、今のところいける。今後、こういう方々がやはり親なき時代になった場合には増えてくるのではないかという推測はしてございます。ですので、こういう今、渡辺議員申されたような、こういう補助を使った住宅整備というのにも確かに一つの案ではないかというふうには思いますので、またこういうのも参考にさせていただければというふうには思っております。</p>
12番議員	<p>入居者の想定と同時に、入居した方々を誰がどのようにケアするのかと、そのケアの体制はどのように用意されているのか、その点は、町民課長、いかがですか。</p>
町民課長	<p>やはりこの住宅に入った方ということになりますと、地元のやはり福祉事業者というものに委託をして、訪問介護を支援してもらうというような形で考えてございます。日常的な生活支援や身体的な介助、大きく言えば医療的なサポートというものを、地元の福祉事業者に委託するというような形、これによって地元の業者というか、福祉を担っている施設業者についても、やはり仕事のなものも多くなるというふうにも考えてございます。また、これによりまして、継続的な支援をこの入居者に対して行っていくというふうに考えておりますので、今のところこのような体制を取って行っていきたいというふうに考えてございます。</p>
12番議員	<p>理想は語っても人材不足は否めないわけですね。それで、さっきの児童館の建設でも、設計竣工の暁にどうするんですかと聞いたら、教育長は現行の人材をやりくりしながら対応しますということで、相変わらず人手不足は生じているわけです。そういう中で、今の町民課長の話で、やります、</p>

	<p>こういうふうにしますと言ったところで、実効性を担保できる答弁に私はなっていないと思うんです。もう一步掘り下げて計画をつくっていただきたいと。</p> <p>例えば今月でしまうような話を聞いておりますねむの木の取材に行ってみいました。事業を継続できない理由はいろいろあるけれども、一つは人材不足ですと。ああいう15年ぐらい頑張って志の高い事業をやっている方が、そういう方々をこそきっちり支援して、こういった方々、入居予定者をサポートすると、そういう社会システムをつくらなくちゃいけない。過日の質疑で、制度設計が必要じゃないかと私は町民課長に言いました。そうしたら、制度設計じゃなくて取りあえずの補助ですというような返事があったんだけど、私は社会システム、社会制度をつくり変えていかないと対応できないんだと。それはすごく難しいです。難しいけれども、やらなくちゃ。ただ手をこまねいているだけでは駄目なんですね。そこに一步踏み込んで、私は、私なども提案したのは、支障木の除去に伴う林業整備に絡んで人手を確保する、若者が定住できるような条件設定がそこに書いてありますので、また見てください。</p> <p>それから、4つ目のタイプで、子育て中の若者夫婦が、この住宅にも入るといふふうに書いてありましたけれども、その方には前三者の支援とか見守りを入居の条件にされる予定ですか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>条件、確かに条件ということですが、その見守り方によります。支援をする、中まで入って何か手伝う、日常生活の活動を支援する、そういう意味ではございませんで、同じ敷地内のコミュニティーの一つ程度で、この方は夜電気がついている、在宅している、それからポストに何か投函物がたまっていないかというような、そういうコミュニティーの一つとしての見守りというような形であり、事業者が支援する、そういったこととはまた別の考え方でございます。</p>
<p>12番議員</p>	<p>要は入居条件にはしないということですね。</p> <p>それで、もう一点、子育て中の若者夫婦にしても、例えば40平米というのはいかにも狭いんじゃないかと、これで子育ての十分の広さが確保できるのかと若干疑問がありますけれども、時間が押していますので、これは疑問として後日何らかの形で回答をお願いしたいと思います。</p> <p>それから最後に、社協の赤字対策について、町長に一応会長ですので、この赤字対策をどのように克服するのか、町長の考え方をお聞かせください</p>

	い。
町 長	<p>私、一応じゃなくて会長ですから。いいですか。</p> <p>会長として、昨年6月に就任しました。それまで10年間やっていただいた嶋田一正さんという立派な会長がおりましたが、私も中へ入りまして、赤字問題に関しましては、現状の福祉事業の運営状況を慎重に分析してきました。そうしたところ、社協が直面している最も大きな課題は、介護保険事業の構造変化です。特に居宅サービスから施設サービスへの移行が進んでおり、通所介護や訪問介護を主力とする社協にとっては、この変化が経営面で大変負担となっております。さらに、福祉分野全般での人手不足や経費の増加が影響しており、これが赤字の原因と考えられます。</p> <p>その一方で、社協は地域福祉や障がい者福祉、特に障がい者の就労B型や放課後デイサービスなどで収益を上げております。今後、各事業の収益のバランスをうまく整えていくことが大切であるというふうに考えております。</p>
12番議員	<p>分かりました。</p> <p>在宅から施設へ、それから介護サービスの構造的な欠陥、欠陥というか時流に合わなくなったという意味だろうと思うんですけども、まさにこのことにどういうふうに時流に合わせて、かつ5年先、10年先の見通しをベースにして、社協のサービスの在り方を考えていくのかということが緊急の課題であると思います。それについて、先ほども何かと社協にという、さっき言いましたよね、何だっけ、ちょっと時間がないかた飛ばしますけれども、そうじゃなくて、社協の抜本的な改革に取り組んでいただきたいと思っております。</p> <p>最後に公民館報の561号に、このやすらぎ園だよりが出ておりまして、ある町民から、サービス事業の活動支出とサービス事業の活動収入、これが合っていないと、約1,200万円ぐらい支出が多くて収入が少ないと。これ、決算ってこれでいいのかと私は聞かれまして、あれ、おかしいなと思いつつ疑問を感じたままになっているんですけども、ちょっとこれはどういうことでしょうか。</p>
町 長	この計算が違っているということですか。
12番議員	いや。
町 長	今単純に引き算すると、1,190万何がしになると思うんですけども、それが違っているということでしょうか。
議 長	ちょっと町長、いいですか。

<p>やすらぎ 園 所 長</p>	<p>お疲れさまです。 社会福祉協議会事務局長でございます。 令和6年度の決算報告につきまして、公民館報においてお知らせしているところでございますけれども、この差額が赤字ということでございます。</p>
<p>12番議員</p>	<p>もし赤字であれば、この右の表の中に赤字補填の何らかの形で、最終の数字は同じにしておかなくちゃおかしいんじゃないかという指摘なんです、表現として。 もう後ないんで、その指摘だけして、ちょっと聞き苦しい点がありましたけれども、勘弁してください。 以上で、私の質疑を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、第12番 渡辺均議員の質問を終わります。 これより3時35分まで休憩とします。 <p style="text-align: right;">(ときに15時22分)</p></p>
<p><u>第5番 渡 邊 晃 子 議 員</u></p>	
<p>議 長</p>	<p style="text-align: right;">(ときに15時35分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。</p>
<p>5番議員</p>	<p>第5番、渡邊晃子です。質問の最後ということで、トリを務めさせていただきますけれども、よろしくお願ひします。 まず私からも、町長、無投票ではありましたがけれども、3期目ということで、おめでとうござひます。無投票で論戦を戦わせてよりよいものにといいふうにならなくて、大変残念だったんですけれども、いずれ私もあと任期中、黒澤弘町長と一緒によりよいまちづくりをといいふうということで、引き続き私も頑張つてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。 では、通告に従ひまして質問させていただきます。 小海町過疎地域持続的発展計画についてといいふうということで、先ほどの的埜議員の質問の中にも出てまいりました今回の全協の協議事項でありますけれども、また、先般、長期振興計画の審議会でも審議事項とされました。とはいへ、中身はほぼ長期振興計画、つまりは町の基本方針だといいいふう認識で、その観点で、今日は議論させていただきたいと思ひます。 全協の資料ではあるんですけれども、抜粋したものを資料つづりを出していただきました11ページからになります。お願ひします。</p>

	<p>まずは計画冒頭の基本的な事項からの最後の部分、今後の見通しについてです。最後の4段落目の部分が、非常に大事な核心部分がかかれているのではないかと思います。ちょっと読むと、「明確な行政目標の下、事業の見直し」だとか「新たな設備投資や造成を抑制し」云々書いてありまして、また「指定管理者制度の導入や医療状況等を踏まえた施設の統廃合の検討」「地方債残高」「職員数等の適正化など行政改革を一層推進し、中長期的な観点に立ち」と、本当に大事なことが書かれているかと思います。この部分、改めまして町長に、もう少し具体的にお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
町長	<p>ここにありますとおり、物事を慎重かつ真意を究めた中で、町民の皆様のご意見をよく拝聴し、そして有効的なお金の使い方をするというのが書いてありますが、まさにそのとおりではないかというふうに思います。</p> <p>また、サービスの向上というものは、随所にうたわれておりますけれども、まさにそのとおりで、町民の皆様がこの役場のサービスを受けられるようにというのが基本でありますので、そういったところ、きめ細やかなものはできるように推進していきたいというふうに思います。</p>
5番議員	<p>具体的にとお聞きしたんですけれども、また追ってちゃんと聞いていきたいと思ひます。例えば明確な行政目標は何ぞやとか、職員については後でお聞きしていきたいと思ひます。</p> <p>これまでのほかの議員さんとの議論でも、町長の方向性といひますか、はお聞きしたので、皆さんもその方向でご理解されているのかなと思ひます。</p> <p>2番目の外国人住民との共生についてです。</p> <p>この点については、第6次長期振興計画の後期計画には触れられていないかと思ひます。なので、新しいポイントになる非常に重要なテーマだと捉えております。町では多文化共生担当の地域おこし協力隊を置かれて、昨年はアンケートなども実施されている。また、この間研修会などがあって、私も参加させていただきましたが、そういったこれまでの取組とこれまでを受けての今後について合わせて、簡潔で結構ですのでお願ひします。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>現状認識としまして、今資料に出ております資料13ページですが、本町の外国人の人数、この文面では101人と記載がありますが、これは国勢調査ベースということで、その次の資料には人数はないですけれども、住民基本台帳上の外国人、令和7年ですと160人、ちょっと開きがございませう</p>

	<p>れども、今外国人がいるということで、その方々、主に農業者である方が多いということでございます。95%が生産年齢人口であるということ、野菜やシャトレゼや建設業、そういった企業において働いていらっしゃるということです。この地域社会の維持発展には欠かせない存在となっていると認識しております。</p> <p>これまでの町の取組ということですが、多文化共生に関する専門的な知識を有する職員はおりませんで、外国人住民への支援、環境整備、これを本腰を入れて取り組むことはできていなかったということが実情でございます。小海のみならず、小規模な自治体の場合には、どうしてもそういうことが課題になるということでございます。</p> <p>今現在は窓口ですと長野県の相談窓口というのがあります。そういうところに助言を求める、また対応を依頼したりするなど、外部機関の支援に頼っているということです。</p> <p>今後についてということですが、今後、先ほども議員さんのほうから紹介がありました今地域おこし協力隊が1名、この多文化共生の活動をしております。この隊員には、まず一番、初歩的な段階として、外国人住民が多く就労されている事業所、あと農家等の現場に入り込んだアンケート調査や地域のルール、生活情報の共有、並びに彼らの置かれている状況の把握というものに努めてもらっております。</p> <p>ちょうど今現在ですが、窓口にもいて、今からだと転入してくる方々が多いので、そういった手続上の問題はないかとか不安はないか、そういうことを確認をしているということです。</p> <p>もう一つに言葉の壁というものがあると思います。それを低くするために、外国人住民への日本語支援だけでなく、受け入れる側の日本人や職員に対しても、分かりやすく伝えるための易しい日本語の普及啓発に取り組んでいるところであります。今後といいますか令和8年の活動の中には、そういったものも計画をしていくという予定でございます。</p> <p>また、専門家を招いた学習会や研修会、こういったものも計画していきたいということでございます。地域おこし協力隊の活動が主ということになりますけれども、外国人住民と地域住民がお互いに交流できる、そんな社会ができればいいということで、取組を進めていきたいと考えております。</p>
5番議員	<p>多文化共生については、本当に町として強力で推進していくというお考えということで、私も強く賛同して、できることをやっていきたいなど、や</p>

らせていただきたいなと思っています。

これのアンケート、50ページにも上るもので、いただいたんですけども、ホームページでも出ていますよね。というのは私からあれですけども。これによると、ちなみに外国人の方は昨年10月1日現在、193名というふうに書かれておりました。

それで、確認したいのは、この多文化共生というのは国も強く、県も強く推進していっている中ですけども、差別は絶対に許さないという町の姿勢を確認させていただきたい。特に昨年の参院選において、排外主義を公然と主張する勢力が大きくなり、それを政治が利用するという大変深刻な問題が起きている。一部の外国人観光客のマナー違反だとか不動産価格の高騰が、あたかも外国人だけの投機的売買の拡大が原因だというようなことを理由として、それを難民認定申請者や外国人労働者に意図的に結びつけ、強制送還を加速するゼロプランというものを策定し、日本で育った子供も含めた送還まで、どんどんと高市政権も進めているという、先日の研修会でお話しいただいた講師の方が、やはりこういった政治の在り方が、その方は排外主義者なんていう言い方はされませんでしたけれども、そういう考えの人たちを自分たちが正しいと思わせてしまっていると、ご自分の経験も、京都の方でしたが、お話しくささいました。

私も実際ある町民の方とお話ししたときに、若い外国人労働者の方が暗い所で何人かで集まっている、それがすごく怖いなんていうことをおっしゃっていたんですけども。逆にほかの方は、ぎおん祭のときにフレンドリーに声をかけたつもりだったのに、何かとがめられたような気がして、次のとき、ちょっとたったらいなくなってしまうなんていうお話も出ました。講師の方もおっしゃっていたんですが、この200人近くも今いらっしゃる外国人の皆さんと、普段から私たちが顔を合わせられる機会、交流する機会、先ほど課長もおっしゃっていましたが、そういった機会を増やしていく、そういった必要をこの間の研修会では共有できたと思いますし、改めて私も協力していきたいと思います。

それで、先ほどの町の姿勢の確認ですが、小海は小海町差別撤廃人権擁護に関する条例というものを持っています。目的、第1条、日本国憲法と世界人権宣言を基本理念として、あらゆる差別の撤廃と自由人権思想の普及高揚を図り、もって平和で明るい小海町の実現に寄与することを目的とすると書いてあります。今はまだまだという言い方を研修会でもされました。まだ外国人の方と日本人の分断というものは起きていない状態だが、

	<p>その前に分断が起きないようにしていこうということでした。</p> <p>町長、こういう条例を持つ町の長として、明確な差別は許さないという強いメッセージをいただきたいんですが、お願いします。</p>
町長	<p>もちろん、その差別的な問題はあってはならないと、私も認識しております。一番身近といいますか、同和の皆さんと会議をすることが多々ありますけれども、そういった中でも、やはり非常にデリケートな問題と、それから私たちの今の常識でいう問題ではなくなっているようなところがあって、ちょっと勉強が必要かなというような部分があるかと思えますけれども、基本的には差別はあってはならないという、それは基本的なものではありますけれども、それは我が町でも宣言をしてあるものですから、それはそういうふうに進めていくつもりでございます。</p>
5番議員	<p>絶対にあってはいけないということで、お言葉をいただきました。</p> <p>ちょっと時間もあれなので、3番にいきます。</p> <p>計画的な職員採用や能力開発、職場の活性化などについてということで、これは資料つづりの14ページの上のほうになります。</p> <p>先ほど小池喜昭議員の質問でもありましたけれども、去年、12月の定例会において職員定数条例が改正されました。そういった中で、計画的な職員採用ということが書いてありますけれども、それはどういうことかちょっと具体的に何かあるか、また能力開発や職場の活性化について、これも具体的な取組状況をお願いします。</p>
総務課長	<p>計画的な職員採用ということですが、本当に言葉のとおりで、年度間のむらが出ないように、本当は一定数の採用ができれば一番いいわけですが、現状は退職する人数を補充するという方法で採用計画は立ててございます。新規事業による人員配置などの場合には、これはまた別途ですが、そういう場合には関係課にて協議して、どのような業務がどのくらいの期間継続するのかを話し合っ、実情に合った採用を行っていくということです。業務が長期的か短期的なのか、その場合、正規職員か会計年度職員かということも協議して決定していくというものでございます。</p> <p>また、次の行に、職員の能力開発、勤労意欲を高め職場の活性化という文言が出ています。ちょっと難しそうなものですが、ただこういうものについては職員の異動、数年に1回は異動をしていくということですが、いろいろな業務を担当する、これが基本的に職員はいろいろなものに当たってもらうということです。その場合に、いろいろな業務に就く</p>

	<p>ことで、接する町民が替わるですとか、例えば県の申告の窓口が替わるとか、そういうことを経験することで、蓄積されるものが多くなると思います。その中で、職員のスキルを生かした事務処理を次々と新しい先で行っていきける、また工夫することで、勤労意欲が高まったり、職場が活性化されるという考えでおります。</p> <p>また、あと研修会の関係ですけれども、初級者、中級者の研修など、研修センターが開催するもの、また、町独自で開催する研修会などもありますので、職員のスキルアップの機会を確保する、これに重きを置いて勤労意欲が高まるよう進めていくということで実施をしております。</p>
5 番議員	<p>今ありましたけれども、今年度で結構定年を迎えられる職員もおられると。この間も、これからという残念ながら中堅の職員の皆さんの退職が相次いでいるというのは、非常に残念なことです。町長、この間も、こういった質問の中で、7月に全職員と町長面談を30分だとかやられているということもおっしゃっておられましたけれども、しかし、そういうことを、コミュニケーションはお上手だと思うんですけれども、こういうことを続けても、やはりこうやって力のある中堅の職員が退職されていってしまうという、こういう事態なんですけれども、そしてバランスが今、職員の中の年齢層のバランスもちょっと大変かなというふうに思いますが、改めてこういった状況をどう捉えて、これからどういう対策をされていくか、町長としてのお考えをお願いします。</p>
町 長	<p>今、渡邊議員のおっしゃる力のある職員が退職していったと、これは事実でございます。そして、一人一人としっかり十分な話をしたつもりでございます。人生100年、この30有余年のこの転機に、私はこれをしたんだという強い意思がございました。そういったことで、逆に辞めると言ったものはしょうがないんですから、後押しするという覚悟で送り出してやりました。多分後悔していると思います。そういった自信はございます。何で俺を裏切って出ていっちゃったんだよと、その部分ですね。仕事云々ではないと思います。この人情といいますか、付き合いの問題で、そういったことをちょっと感じるころもございます。</p> <p>しかし、現在どういった考えを持っているかというものを、しょっちゅう付き合っている、何かの拍子に、そっちの考えがあると、あるいは自分の本当の考えの中に、そういうものがあつたという話になると、なかなかちょっと厳しい部分がございます。ただし、私は7月、8月ぐらいかかりますかね、個人面談80人全部やっておりますけれども、なかなか情報が漏</p>

	<p>れないという形になっておりますので、結構言いたいことを言ってくれるもので、私の参考にはうんとなっておられますけれども、現在のこの様変わりというものを、私自身が全部感じ取るということはできません。したがって、個人の考えを尊重するという部分になりますと、そういったことも生じてしまうという形ではあります、魅力のある職場づくりというものに、私自身が邁進していかなきゃいけないなということを感じているところでございます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>これから魅力ある職場づくりということをおっしゃいました。以前もですし、ほかの議員さんからもありましたけれども、町長の機動力5か条ですね、ちょっと改めて。言い訳をするな。できない説明よりはやる方法に労力を注げ。心配の先取りをするな、すぐにやる。困らなければ知恵は湧かない、パーフェクトを望むな、70点でよい、とにかく進めと、ちょっとかなり強いんですけれども、どこへ向かうのか基本的なしっかりとした町としての指針がなければ、とにかくやれと言われてもというところで、まず職員の皆さん、困るんじゃないかなと、これは私の見解ですけれども、そういうふうに思います。とにかくやって、今どうなのかなというのも、ちょっと思うところであります。</p> <p>それから、ちょっと言わせていただくと、これも私の私見ですが、課長会議というものはどうなのかと、皆さん率直に議論をし合っているのかなと思います。駅に関するプロジェクト会議も、係も入っているということですが、機能しているのかなと、ちょっと疑問です。それよりも若手、中堅職員の皆さんに、縦横にしっかりと率直に議論をしてもらって、それを柱に町民と、先ほども町民とごつくばらんにという的埒議員からの提案もありましたけれども、同じですが、議会としても悩みどころですけれども、そういった若い職員や若い町民というか、これからの担う町民主体で、一緒にまちづくりをしていける方法というものを、私もちょっと考えていきたいと思っています。</p> <p>進みますが、関連して、こども課設置の意義とはということを質問させていただきます。</p> <p>今年度から子育て支援課、教育委員会の下に、こども課と変わりました。当初、こども課長はそれまで保育所の園長室にいらっしゃったところから、北牧楽集館に一度は異動されたわけですが、また元の保育所に戻っておられます。令和7年、去年の1月、2月の全員協議会で、こども課設置の説明がありました。資料を改めて見返すと、教育委員会の現状として就</p>

	<p>学相談支援該当児童・生徒増加による事務膨大化、構想としてこども課長、係長、2人体制による事務処理強化、障がい児の相談支援、また町義務教育関係と中学校組合との事務整理、不登校支援、協議場所づくりの具体化ということが書いてありました。こども家庭センター設置に向けての組織再編だと理解していますけれども、この今挙げた構想に対して、1年たちますが、町としてどう評価をされているのでしょうか。</p>
教育長	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>まず、こども課の設置の意義でございます。</p> <p>幼児期から学齢期、一体的な連携支援、これを強化をしていきたい、そして先ほど議員さん申し上げましたとおりの説明をしてみました。そして、子育て支援施策、相談支援をより一層充実をしてみたい、そして教育委員会、学校、保育所、保健福祉分野が連携をしまして、子供たちが生き生きと育つ環境、このような環境整備にも努めてみたい、こんな思いでございます。最終的には、子供さんと子供さんを育てる家庭への行政サービスの向上、充実でございます。</p> <p>約1年が経過をしたところでございますが、この間、いろいろな問題や課題、それぞれの案件に対して柔軟に対応ができてまいったのではないかと、組織を見直し体制強化を図ったこの効果が、だんだん出ているのではないかと総括をしております。</p> <p>そして、先ほどもございましたが、こども家庭センター、前回、令和7年第4回定例会におきまして、町民課へ設置をする条例案を可決いただきました。立上げに際しまして、学校を巻き込みあるべき姿を現在検討しているところでございます。学校と行政、幼児保育、児童館、このものがより一層強くつながりまして、相談支援、心の安心、このようなサービスの提供を充実してみたい、こんな姿勢でございます。</p>
5番議員	<p>理想、理念などは前から伺っているし、分かっているんですけども、柔軟な対応ができてきた、効果が出てきているのではという自己評価でありましたけれども、ちょっと見ていて、結局のところ、こども課長は児童館増築の事務などに追われていたり、義務教育系の負担が果たして軽減されているのかということも、そうではないのかと。条例改正で職員定数を増やしましたがけれども、このあたりの体制強化ではないのかということも、ちょっとお聞きしたいと思います。</p>
教育長	<p>具体的にどうかというお話でございます。</p> <p>一つの例であります。先ほどありました特性をお持ちになっている子供</p>

	<p>さんの教育支援、どのような学びの場を提供するか、どれが最適か検討する会議であります。その子に実際に関わっている、小海保育園に通園されている子供さんの場合ですが、直接関わっている園長、そういう者が出席をする、そういう方向に具体的に動いてまいっております。</p> <p>そして、さきの一般質問だったような気がします、育児休暇中の保育、これについても適切な対応ができています。特に断られたとか、そういうことがあるような雰囲気一般質問をいただきましたが、現在、教育委員会こども課には、そのような問合せというか、苦情は特にございません。</p> <p>そして、保育園の通園バス、令和7年第2回の定例会におきまして、追加議案で予算をお認めいただきました。そして、10月には運行ができた。この運行に対しまして、子育て推進委員会、このような席上で、委員の皆様から早く対応ができてよかった、こんな良い評価をいただいたところあります。</p> <p>そのほか、議員さんも何となくご承知だとは思いますが、長時間保育の標準認定をされた子供さんの扱い、非常に不安定な部分がありましたが、現在は整理ができていないかということでございます。</p> <p>まだそのほか、議員さんのほうにはいろいろと情報の提供というか、議員さん活動において意見の集約ができていますと思いますので、何かございましたら、また情報提供、このような形でよろしくお願ひしたい、こんなことでございます。</p>
<p>5番議員</p>	<p>ちょっと質問の答えかなとは思いましたが、時間もあれですので、結構です。</p> <p>それで、これは全協でまた詳しくお願ひしたいと思ひますけれども、結局組織の在り方、管理チェックする立場である課長が事務を一手に担って、児童館の問題も起きてしまったのかと思ひています。これまた全協でと思ひます。もうちょっと詳しく、また委員会などでやらせていただけたらと思ひます。</p> <p>それから、④町民のニーズに合わせた保育所の受入れ体制、今保育所の話も出てきましたけれども、資料つづりの16ページをお願ひします。</p> <p>これについて、町民のニーズとは、どういったものとお考えか、率直というか、お願ひします。</p>
<p>こども課長</p>	<p>お疲れさまです。</p> <p>共働き世帯の増加、それから就労形態の多様化、未満児保育希望の高まりなどを踏まえ、延長保育また一時預かりの充実を行っております。毎月、</p>

	<p>臨床心理士が来園し、子供たちの様子を見てもらい、アドバイスをいただき、保護者それから保育士の相談に対応していただいております。必要に応じて連絡を取り合い、相談対応していただいております。</p> <p>それに伴い、発達に配慮を必要とする児童へ加配対応など、実情に応じた受入れを行っております。</p> <p>また、昨年から園専用の、先ほど教育長も申されましたが、通園バスの運行を行い、毎日登降園の利用また園外保育に利用しております。</p> <p>これからも継続して受入れ体制の整備、今後も進めてまいります。</p>
5番議員	<p>町民のニーズについてお答えいただきました。</p> <p>それで、前回は質問させていただきましたけれども、未満児の部分です、と保育料の件。在宅育児世帯応援事業が始まりました。未満児さんはまず令和7年度の単純に当初で41人から、今度令和8年度は33人になっていると。保育料は令和8年度が408万円、一時保育とかなしですね。在宅育児のほうが長期振興計画でも毎年これから10人に240万円、月2万円のものですが、そういうのがついていますが、今年度は9月の補正で該当者が増えたということで、870万円にまで増額されていると。</p> <p>それからもう一点、町長は新年の挨拶で、この件で親子の愛着形成の構築が大切だと考えておりますとおっしゃっています。親子の愛着形成構築大切って当然なんですけれども、前回は言いましたけれども、それが難しいから苦しんでいる、それが難しいから保育園にお願いしたいという方もいると。こういう言葉において傷ついている親がいるということも、ぜひご認識をいただきたいと思います。</p> <p>それで、在宅で見る人に対しては、そこに見てくれるおじいちゃん、おばあちゃんがいても、1人2万円ということで、一方で働きたい、働かざるを得ない親は保育料を負担しなければいけないという、これはやはり不平等ではないでしょうか。どんな家庭環境であっても、等しく支援をされるべきです。町長、常々公平、公正とおっしゃっています。なので、この観点で、やはり保育料も完全無償化にすべきと考えますが、いかがでしょうか、町長。</p>
町長	<p>完全無償化というのは、方向的にはそっちに向かっているのではないかというふうに思います。そして、財源等々十分に考慮した中で進めていきたいというふうに思っておりますが、先ほどの親子の関係というものは、やはり親子さんでなければ分からない部分が多々あるかと思っておりますので、そういったデリケートな部分、慎重に見極めながら支援をしていきたいと</p>

	<p>いうふうに思っております。</p>
5番議員	<p>小海町は先行して3歳以上の保育料無償化を実施していましたが、これが令和元年10月から国で実施、2歳児までも住民税非課税世帯無償になっていると。その分、余裕財源を何かに充てたというわけでもないかと思えます。率先して子育て支援をやってきた小海なので、ぜひ完全に保育料無償化にしていきたい。在宅育児も取り入れて、公平という面でも非常に重要な課題となっていると思えます。ぜひしっかり検討をお願いしたいと思えます。</p> <p>5番目、再生可能エネルギーの利用の推進についてです。これは資料つづりの16ページの下の方にもありますし、17ページにもあります。これについて、これもこれまでの取組と今後について、簡潔にお願いします。</p>
総務課長	<p>小海町もゼロカーボン促進補助金のそういう制度を通じまして、積極的に支援を行ってきました。具体的には、二酸化炭素を排出しないクリーンな電力を作る太陽光発電関係、それから低地用のリチウムイオンの蓄電池や電気自動車でございます。これらの支援により、エネルギーの地産地消並びに災害に強いまちづくりを目指してきたということです。</p> <p>今後についてですけれども、またこういうことを継続するということが基本なんですけれども、ゼロカーボンの補助金制度の継続、それから町民の皆様へのより周知をすること、それからこれまでの取組によりまして引き続き住宅への設置補助等を行っていくということでございます。</p> <p>地域資源を有効に活用した多様なエネルギーの利活用について、調査研究を行いながら、脱炭素社会の実現と持続可能な地域づくりの推進、こういうことを目指していきたいということでございます。</p>
5番議員	<p>今、今後について、より周知をすることというのをおっしゃっていましたが、地産地消、災害に強いまちづくりとおっしゃいましたけれども、町は令和4年3月にゼロカーボンシティー宣言というものをされていますよね。こういうことをしているというのも、やはり町民は知らない。その中で補助金はあってありがたいところで、補助金のほうも当初が300万円、長振でもずっと1年300万円ついていますけれども、今年度は増えて、増やして増やして、今回少し減がなくて660万円、当初300万円から660万円になっています。</p> <p>まず、ちょっとこれについても長振でずっと300万円ですけれども、このままでいいのか、やる気どうなのかなという印象なんですけれども、いかがでしょうか。</p>

<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>だんだん価格の問題で、利用される方が多くなってきたのか、意識が高まってきたのか、そういったことまでは研究はしていないわけですが、いずれ利用者は多くなってきているということは事実でございます。予算の増というのは、そういったことでございます。長振につきましても、またローリングがございますので、実情に合わせ、またプラスアルファの部分を含めた予算づけ、そういったことをした計画に変えていきたいと思っております。</p>
<p>5番議員</p>	<p>何というか印象といいますか、こういう大きな町の基本政策を見て、今地球沸騰化という中で、ゼロカーボンシティ宣言はしているけれども、印象的にこれだけなのかなということなんです。県のほうでも積極的にやられているし、県内では小諸市と飯田市が環境省で実施する脱炭素先行地域に選定をされている。小諸市では市民とシンポジウムを開いたり、親子のワークショップを開催していたり、飯田市はゼロカーボンシティ推進課、規模が大きいので、課があると、で、ゼロカーボン特設サイトもつくっている。どこも見てみると、やはりしっかりとこれに対して計画を立てて、宣言するだけではない、計画を立てて、まちづくりとして根幹に位置づけて、町民と一緒に取り組んでいるというところですね。</p> <p>憩うまちで提携しているアスエネさんのサイトを見て、町の当時の職員がそのインタビューに答えているのを読んだんですけども、その中でも、小さい自治体ではやはり課題を認識しつつも、目の前の住民サービスで手いっぱいなかなか手が回らないと、だからということも言っている、だからアスエネさんが非常に有効だと言っているんですけども、その有効活用しているものも全く町民に見えていない。これからだとは思いますが、やはり本当に地球が悲鳴を上げていると思うので、そういう中で小海として何ができるのか、もっと積極的に取り組んでいきたいと。</p> <p>やはり職員、本当に大変だと思うんです。だからこそ、町民の力ではないかと。多文化共生でもいろいろ講演会とかこれからの取組の方向性がちょっと見えた気もしましたが、こういうことでもしっかりと町の基本政策に位置づけをして、町民主体のそういった対策会議なんかをやったらいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>事業を推進するに当たりましては、今、渡邊議員さんおっしゃられたような、そういう周知をするためというか、活動を推進するための会、または</p>

	<p>会議、集会、そういったものも有効だと思います。やはり小海町においては、それほどそこに予算それから人手がかけられないのも現状でありますので、いずれ国・県挙げて推進は、大きな流れはつくっていただいているということですので、末端の小海町とすれば、そこにこういった補助金、大変高価なものですので、補助をして導入をしてもらう、そういったことが一番有効なのかなということをおもいますので、いずれ広報は強化して、それで意識を高めていただく、そういうことを行っていきたいとおもいます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>1 点、このエネルギー問題では強調しておきたい。今朝の信濃毎日新聞をご覧になった方も多いとおもいますが、3 面で特集されておりました福島原発の事故から15年たっても変革できないエネルギー政策、再エネの遅れが明白である、他国に比べてですね。あの事故を起こした日本が遅れているという。あの事故を経て、今なお約2万4,000人の方が避難をされている、関連死を含めて直接死の方も含めて4,000人以上の犠牲者を出している、そういった原発事故がまだ終わっていない、現在進行形ですがけれども、そういうものを最大限活用とする政府の方針に、私は非常に憤りを覚えています。</p> <p>環境省自身が、日本には現在の電力供給量の最大2倍の再エネポテンシャルが存在すると言っています。また、スタンフォード大学の研究では、理論的には世界の139か国が2050年までに再エネ100%にすることができる。2025年の国の第7次エネルギー基本計画では、2024年度の電源構成目標再エネ40から50%に引き上げましたけれども、原発は20%を維持するという方向です。こういうことには町としても、原発立地帯ではないですがけれども、どこにいても、世界中どこにいても関わることでありますので、原発推進の勢力というか、そういう会社との関係もしっかりと考えていただきたいなということも、この問題では最後に言わせていただきたいとおもいます。</p> <p>では、最後に、大きな2番目、国の給食費無償化について、町としてのお考えをということでお願いします。</p> <p>まず、制度の内容を確認させていただきたい。今回の無償化は、個人ではなく自治体向けの支援策としているため、公立小学校が対象で、私立、国立の小学校は対象外だと、また、様々な理由で給食を食べられない児童の取扱いは設置者に委ねるとなっています。また、フリースクール等に通っている児童についても、基本的には設置者判断と文科省では聞き取りでは</p>

	<p>述べているということです。</p> <p>現在、小海小に食べられない児童がいるのかどうか、いないにしても、それとフリースクール等、小海小以外に通う児童についての対応を、現状を含め、今後の対応をどのようにお考えかお願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>国の施策によりまして、給食費公立の小学校は無償化になるということでございます。そして、給食を食べられない子供さんへの支援というか、そういうものの考えというご質問と承りましたが、そういうことでよろしいでしょうか。</p> <p>まず、今回の国の無償化、これについては、まず町では令和4年に無償化をしております。その時点において、このような食べられない子供さんをどのような支援というか、そういうことをという議論があったかどうかは、ちょっと不明でございます。そして、その当ても、無償化については個人への支援ではなく、学校運営の一つとして実施したものではないかと、そしてアレルギー反応、こういうことが多くというか複雑というか、そういう形で給食を食べられない子供さんがお弁当を持ってきた場合、お弁当を持ってくる子がいるかどうか。</p> <p>現在は小海小学校には、おりません。過去にいたかどうかであります、決算書から見ますと、あまり読み取れません。そういうことで、いなかったのではないかなということを感じております。</p> <p>そして今回、国の無償化に伴います交付金は、給食を食べられない子供さんの児童の数も児童数として含めて算定をしております。ですから、子供さんの数というか、その量が補助金交付金でまいると。そしてこれは、それぞれの自治体への取りあえずの支援であると。取りあえずは失礼ですが、支援であるということが示されております。そして、資料の同じ資料でしたら後段であります、先ほど議員さん言われましたとおり、食べられない子供さんには各自治体設置者が判断してくれという記載もございます。</p> <p>そういう中でありますが、過去の経過また近隣の町村の動向、そのようなものをしっかりと注視しまして対応していく必要があるのではないかと。これは、インターネットなどご覧になりますと、都市部、そういうところでは何らかの形で支援をしているような学校も見受けられます。県内におきましては、現在そのような学校はございませんので、またいろいろな会議がございますから、そのようなときに情報交換をしてみたい。そして少なくとも国の施策で行われているものでありますから、ある程度は</p>

	<p>近隣の町村と学校と足並みをそろえた対応が大切ではないかなと、こんなことを感じております。</p>
5番議員	<p>近隣の町村と足並みそろえてということですが、必ずどの子にも恩恵というか、支援が行くように、そういう方向でぜひお願いしたいと、強く要望いたします。</p> <p>それで、学校給食費負担金ですが、国と県から420万4,000円ずつということで、この分、先般の質疑でもちょっと話しましたが、原材料費を賄えるわけではないですが、とにかくこの分が財源が浮くというわけで、この部分でさらに教育分野で何か支援を広げるだとか、今回骨格予算ではありますけれども、そういったお考えはないかお願いします。</p>
教育長	<p>特定財源として歳入をしております。そして、給食云々かんぬんということになりますと、小海小学校、これは小海中学校もそうありますが、4月に人事異動で赴任をされた先生方、給食がおいしい、子供たちがこんなおいしい給食が食べられて幸せだね、こんな感想が寄せられております。</p> <p>そして、令和6年ではありますが、全国学校給食甲子園というようなコンテストがございました。小海小学校がたまたまその全国の23校の中に選ばれた、非常に充実した給食であるという評価をいただいたということでもあります。特に現在の給食で不足をしている、そのようなことは改まってはないのではないかと、ただ給食運営委員会、いろいろな面で給食現場からの要望、そういうものはございます。そういうことについては、給食は無償化になるならないでなく、補助金があるないでなく、しっかりと対応してまいっているということでもあります。</p> <p>いずれ今まで町村で一般財源で全て無償化をしておりましたものに、特定な財源がついてくるということで、一般財源が多少浮くのではないかとということでもあります。これは教育行政全般にわたりまして、予算措置をさせていただいております。例えば施設の修繕、講師、教員、支援員の配置、いろいろな部分を総括しまして、充実した予算立てにしていきたいと、このように考えておりますから、議員の皆様もどうぞご理解をお願いしたい、こんなことでもあります。</p>
5番議員	<p>今出た給食運営委員会など、そこでだったか、先生がデザートが減らして切り詰めているようなお話もされておりました。そういう話でも栄養士の先生からございましたし、昨年6年生がここに来たとき、デザートの日というのが議題だったと思います。デザートの日はあるよなどは思ったんです</p>

	<p>が、とにかくそれを充実させてほしいということが、子供たちの願いだったかと思います。そういった子供たちの思い、デザートを増やすかどうか、きちんと聞き取って、充実させていくということも一つだと思いますし、また、以前も言いましたけれども、教職員の負担が、負担金172万円だと、これもちよっと質疑で触れましたけれども、その中で、先生方は小海に来られたら給食費の負担が増えたなどということがあってはという話もありましたけれども、そのお考えなら、逆に負担をゼロにすれば魅力になるのではないのでしょうかと思います。小海の給食はとてもおいしいということで、私も親として食べさせていただいて、本当にバランス取れているしおいしい、本当にありがたいと思います。先生の給食費も、単純計算で1人年間5万9,400円の負担が軽減される、非常に大きいと思います。</p> <p>また、以前の一般質問、的埜議員の一般質問で、米価高騰対策の質問の中で、学校給食にも地元のお米をとということが提案でありました。毎年小海の5年生が田植えと草刈りをしていると、食育の一環でということなんですけれども、もっとそういうところの支援にも、子供や親たちも連携して一緒にそういうことを作る取組だとか、そういう手もあるのではないかと思います。</p> <p>もっと積極的にいろいろとご検討をお願いしたいと思います。</p> <p>保育の無償化にしろそうです、進んでいた小海に、どんどんと国が追いついてくるというか、周りも追いついてきていると。このほど南牧村は医療費の窓口負担もゼロに踏み切ったと伺いました。町長、これで3期目で、子育て支援を積極的にやられてきたと思いますけれども、さらなる子育て支援の在り方をさらに研究、検討していただきたいと思います。</p> <p>ちょっと最後に、意気込みをお願いします。</p>
町長	<p>るるご意見を伺っているわけですが、やはり現場のことをよく精査するということが大変大切なことだと思います。よそもやっているからどうだ、何だこうだというのではなくて、やはり一番のニーズは何かということをよく調べて、そこにお応えするというのが大切ではないかというふうに思います。</p> <p>渡邊議員も母親でありますので、ぜひリクエストを出していただければというふうに思います。</p>
5番議員	<p>ちょっと時間を余らせてもったいないですが、本当に今後、町長3期目ということで、よりよい町にしていくために、議会のほうも頑張ってもらいますので、よろしくをお願いしたいと思います。</p>

	これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議長	以上で、第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議長	<p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、11日午前10時から全員協議会を行います。</p> <p>これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに16時31分)</p>

令和 8 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 15 日」	
*	開会年月日時 令和8年3月18日 午後2時00分
*	閉会年月日時 令和8年3月18日 午後4時02分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、こんにちは。令和8年第1回定例会最終日にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>昨日は小海小学校卒業式、本日は小海中学校の卒業式が行われ、それぞれ中学校、高等学校へと進級されて、こども達が巣立ってまいりました。</p> <p>本定例会は、町長選挙のため、骨格予算ではありましたが、議員の皆様におかれましては、会期中、連日にわたり議案審議並びに一般質問と活発な議論をいただき、ありがとうございました。</p> <p>本日は最終日となります。慎重に審議されてきました数々の議案について、最終的採決を行う予定となっております。また、追加議案として、人事案を含め4件が上程されます。本日の会議が円滑かつ厳正な運営にご協力をお願い申し上げますとともに、開会にあたっての挨拶といたします。</p> <p>ただいま出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、議会のICT化推進の目的から、議場へのタブレットの持ち込みを許可します。黒澤町長より発言を求められております。黒澤町長</p>
町 長	<p>議会最終日冒頭に、謝罪の申し出をいたしましたところ、お認めいただきましたことに感謝申し上げます。</p> <p>児童館の補助金の事務処理につきましては、議会の皆様に対し、全員協議会などにおきまして時間をとらせてしまったこと、大変深くお詫びを申し上げます。再発防止策につきましては、日頃から仕事に対して緊張感を持ち、特に国・県補助金の申請に当たっては、気を引き締めて行ってまいります。具体的には、申請前の要望段階において、金額等の内容確認や、補助金要綱の確認を十分に行うこと。また、事務処理規則等に従い、決裁を</p>

	<p>受けることで複数の職員により内容を確認し、チェック機能を強化してまいります。今回、国、県のご理解によりまして、繰り越しの手続きが完了し、補助金の受け入れができるようになったわけですが、今後このような事態に至らぬよう、万全を期してまいります。</p> <p>どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上、謝罪とさせていただきます。</p>
議 長	<p>本日の議事日程は、掲載したとおりであります。</p>
<p><u>日程第1 「諸般の報告」</u></p>	
議 長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いいたします。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
<p><u>日程第2 「行政報告」</u></p>	
議 長	<p>日程第2、行政報告を行います。</p> <p>町長から報告がありましたらお願いいたします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>皆さん、こんにちは。今月4日に開会しました令和8年第1回定例会は、本日が最終日となりました。議案質疑、一般質問、全員協議会、各常任委員会において、慎重なご審議をいただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。</p> <p>火災につきまして、2件報告いたします。1件目は3月12日午後3時半、溝の原の旧リサイクルセンターでの火災です。事務所周辺の枯れ草や廃材が燃えたものです。南部消防署のタンク車で消火により、約40分で鎮火となりました。けが人はありませんでした。</p> <p>2件目は3月14日午後1時半ごろ、小海原で発生した農業用倉庫の火災です。</p> <p>農業用倉庫1棟で、約3時間後に鎮火いたしました。原因は、充電中の電動工具用バッテリーの過充電によるもので、約300平方メートルの小屋は全焼となり、トラクターやトラックなどが焼失してしまいました。なお、けが人はありませんでした。</p> <p>本日は追加議案として、過疎地域持続的発展計画、児童館の工期変更契約</p>

	の議決、副町長の選任同意等提案させていただきます。全ての議案に対しまして、可決、決定、同意賜りますよう、よろしくお願いをいたします。
議長	ほかに行政報告がありましたらお願いいたします。 宮澤産業建設課長。
産業建設課長	【都市計画審議会の報告】
議長	以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・教育長・各課長・所長であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議長	それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。小平 議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの4ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員 を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)	
議長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの4ページに記載のと おり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 「議案第3号」</u>	
議長	日程第4、議案第3号、「小海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長よ り審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長、渡邊晃子君。
(委員長報告—可決と決定)	

議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第3号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第3号を委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求め ます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第3号は、委員長報告のとおり可決 することに決定いたしました。
<u>日程第5 「議案第4号」</u>	
議 長	日程第5、議案第4号、「小海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する 基準を定める条例の制定について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長よ り審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長、渡邊晃子君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第4号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第4号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求 めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第4号は、委員長報告のとおり可決 することに決定いたしました。

日程第6 「議案第5号」

議	長	日程第6、議案第5号、「小海町生涯学習センター「北牧楽集館」条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長、渡邊晃子君。
---	---	--

(委員長報告－可決と決定)

議	長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
---	---	---

(質疑なし)

議	長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
---	---	---

(討論なし)

議	長	これで討論を終わります。 これから議案第5号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第5号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
---	---	---

(挙手全員)

議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第5号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
---	---	---

日程第7 「議案第6号」

議	長	日程第7、議案第6号、「小海町図書館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 渡邊晃子 君。
---	---	---

(委員長報告－可決と決定)

議	長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
---	---	---

(質疑なし)

議	長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)		
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第6号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第6号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)		
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第6号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第8 「議案第7号」</u>		
議	長	日程第8、議案第7号、「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長、渡邊晃子君。
(委員長報告—可決と決定)		
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)		
議	長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)		
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第7号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第7号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)		
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第7号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第9 「議案第8号」</u>		

議 長	<p>日程第9、議案第8号、「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長、渡邊晃子君。</p>
(委員長報告－可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第8号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第8号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第8号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第10～17 「議案第9号～議案第16号」</u>	
議 長	<p>日程第10、議案第9号から日程第17、議案第16号については一括して議題といたします。</p> <p>本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>予算決算常任委員長、古谷恒晴君。</p>
(委員長報告－全て可決と決定)	
(委員会からの要望事項－2件)	
<p>〈委員会からの要望〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の予算説明資料について、新規事業の説明が不足しているのではありませんかと説明標記とされたい。 ・新規制度の導入や施設整備に当たっては、目的達成に向け適切な人的配置に 	

配慮されたい。	
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。 これにご意義ございませんか。
(「異議なし」の声)	
議 長	ただいまの予算決算常任委員会からの要望事項に対する、町長の答弁を求めます。黒澤町長。
町 長	ご回答いたします。 1つ目の予算説明資料につきましては、わかりやすい資料の作成に努め、特に新規事業につきましては、その内容の詳細説明を加えてまいります。 2つ目の新規制度の導入や施設整備につきましては、実際の運営が安全かつ円滑に行われるよう、適切な人的配置について十分配慮してまいります。様々な状況に応じた丁寧な対応が求められますので、現場の実情も踏まえた体制作りを努めてまいります。以上でございます。
議 長	これより、議案第9号、「令和8年度小海町一般会計予算について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。12番、渡辺均君。
12番議員	12番、渡辺でございます。議案第9号、令和8年度一般会計予算について反対の立場で討論を行います。 冒頭で議長おっしゃられましたように、今回、骨格予算ということで、まちづくりの柱となる事業予算は別途に提案されるようですが、しかしながらその上で、果たしてこれでいいのかと疑問を感じる、抱かせられる予算であり、反対する次第でございます。 まず第1に、ワインの特産化事業があります。事業の多くを地域づくり協力隊や一部の事業者へ委託という形で進めようとしている事業で、これが本当に地域農業の振興に波及効果を及ぼすのかと、生み出せるのかと、その具体的なイメージが全く描けません。外部に委託する事業の進め方は、例えば憩うまちこうみでも採用され、特定業者に何年も委託を続けたが、果たして成果はどのような形で現れたのか。目に見えるものはありません。提携企業が多くなったことは確かですが、それが例えば、信濃毎日新聞にも指摘されていますが、駅前商店街の声として波及効果が及んでいるのかどうか疑問だという声が載せられております。ワインも事業の進め方としては、これと似た形で町内の担い手を活かし、地域文化を活かすといった内発性を引き出すような地域づくりの考え方が全く反映されており

ません。今回予算計上されているワイン造りで、例えば営業戦略販路拡大に311万、ブランド形成マーケティング活動に818万、事業展開戦略計画策定委託費165万円等等、ワイン関係の農業振興費に全体で3000万円以上は計上されておりますが、誰がどんな活動を行い、どんな事業成果を導くのか。町民わかりやすく理解を得られるような説明が私にはできません。そもそもの話として、ワインが町を支える基幹的な産業に育つのか。そして、その志を現状の担い手がどこまで意識して、覚悟を決めて取り組んでいるのか。甚だ疑問であります。予算ありきの事業では、自立はできないと思います。これが1点目です。

次に、児童館の改修事業があります。県負担金が8000万から173万に減額。その理由を巡って、県と町の見解が食い違い、最終的には220、230万に落ち着きましたが、この間の答弁の編成は議会軽視も甚だしいと思います。工期延長問題を含めて、既に着工済みで、いかんともしがたい状態ですが、既成事実を作ってしまうと、議会は迫認するだろう。こういった行政運営に対し、議会を構成する一員として予算を不採択に判断し、毅然とした態度で示したいと思います。議会軽視は担当職員の事務引き継ぎのミスといったレベルの問題ではないと私は考えております。町長、教育長はこの議会軽視の行政執行に対して、先ほど冒頭で謝罪をしましたが、私はこれで済む問題ではないとはっきり申し上げます。

3番目に、小海分院への支援の増額が見えておりません。1年前、ちょうど3月の今頃です。多くの町民の前に支援を約束しましたが、それが本予算に反映されておりません。4村の意向を受け止め、医療機関の充実を目標にした地域づくりの予算は、ここには示されておらないのです。

4番目に町が抱える喫緊の課題として、医療や介護、福祉、教育、子育て支援、そういう多方面にわたって人材不足が懸念されております。これをいかに克服するのか。その対策を検討する予算が見えません。例えば、児童館の建設にあたって、人員増加がまだ見込まれておりません。社会福祉協議会の人材不足も喫緊の課題として出ているように聞いております。人手不足をどうするか。根本対策を検討し、本予算に反映することが私は必要だと思っております。

以上4点ほど事例を挙げましたが、全体的に予算編成に厳しさが欠けるといふ感が否めません。したがって、本予算に私は反対の立場で討論を行います。

あわせて、議員各位にお願いです。議会は、行政をチェックする機関です。

	<p>それは予算を検証することで、果たせると私は思います。そこに議会の存在意義があると思います。3期目を迎える町長に対して、議会軽視がスタートとなっております。この偽の答弁を、事件を重く受け止め、2度と繰り返さないために何が必要か。それは議会がこれはいかなるものかという態度を示すことで、議会の役割が果たせるのではないかと思います。議員の皆さん、よろしくお願いします。</p> <p>以上で渡辺の反対討論を終わります。</p>
議長	6番、的埜美香子君。
6番議員	<p>6番、的埜美香子です。議案第9号、令和8年度一般会計予算に私は賛成の立場で討論いたしますが、ですが指摘しておきたい点、今後見直していただきたい点が何点かあります。</p> <p>一点目は、財政調整基金の繰入のあり方の問題です。税込変動に対する調整的にとの考えだとは思いますが、本来は年度間の財政不均衡を調整し、緊急時の財政を安定させるものであるはずで、当初から恒常的な事業への繰入は控えるべきであり、このような繰入が常態化すると、放漫財政にもなります。物価高騰対策などの緊急時に瞬時に対応することができなくなります。現にこれまでも国の対策待ちという怠慢が続いています。改めて、財政調整基金繰入のあり方について見直ししていただきたいと思えます。</p> <p>2点目、地域おこし協力隊について、協力隊卒業後に自活をし、小海に残ってさらに地域を盛り上げていただく。そういった本来の目的から逸脱している部分が目立ちます。土台ができていないところへの事業の丸投げや、人材不足への穴埋め対応が、気概を持って町へ来てくれた方たちを幻滅させ、不信感を抱かせるような由々しき事態を招いています。今回新たにサポート体制も考えているようなので、彼らが町のために小海に続けて住んでいただき、しっかりと自活できるような本来の目的に沿った形で地域おこし協力隊の募集をしていただきたいと思えます。それとあわせて、彼らが町民の中に溶け込めるよう、何をやっているのかわかるよう、年に一度は報告会を開催していただくことも要望いたします。</p> <p>3点目です。今回直営事業の赤字経営についてかなり議論をいたしました。</p> <p>今後、指定管理も含めた民間への移行も検討しながら、直営事業でやっている以上は、収入の方を増やす努力を積極的にしていただきたいと思えます。</p>

	最後に、8年度こども家庭センター新設という中で、心配される職員体制です。先ほどもありましたが、町民へのサービス低下に繋がらないよう、しっかりとした体制作りを作っていただくよう要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。以上です。
議 長	ほかに討論のある方はございますか。
	(なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第9号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第9号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) 反対：12番
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第9号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	続いて、議案第10号「令和8年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第10号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第10号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第10号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	続いて、議案第11号「令和8年度小海町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第11号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第11号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第11号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	続いて、議案第12号「令和8年度小海町後期高齢者医療事業特別会計予算

	について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。 これから議案第12号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第12号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第12号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議長	続いて、議案第13号「令和8年度小海町簡易水道事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。 これから議案第13号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第13号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第13号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議長	続いて、議案第14号「令和7年度小海町一般会計補正予算(第9号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。6番、的埜美香子君。
6番議員	6番、的埜美香子です。議案第14号、令和7年度一般会計補正予算第9号に私は反対の立場で討論をいたします。私は、今回の補正が予算計上に至るまでの過程の問題を物語っていると思います。児童館の増設に当たっての二転三転の一連の動きは、今の町政運営のあり方そのものが表れる形となりました。立案の前段階で必要性の議論や中身の議論を抜きにし、精査しないまま、建設ありきで進めた結果だと思います。私達議員も含め、多くの町民の意見をしっかりと聞く姿勢や、立ち止まって見直す姿勢が欠けていて、実需が期待できません。このことは、開墾ドリームやJ-クレジットの皆減でも同じことが言えると思います。そして今進められようとしている障がい者高齢者福祉住宅や都市公園計画においても同様に進められようとしており、同じ失敗が繰り返されることが十分に考えられます。今回の児童館の議論の中で、そもそも町の規模に見合わない大型すぎる事業

	<p>の中身であったことや、にも関わらず、さらに事業費が膨れ上がったこと。議会への虚偽やごまかしも許しがたい行為であり、到底看過できることではありません。ましてや、議会側から説明を求めなければ、3月議会でどうにかしようとする姿勢は、反省が見られません。こういった姿勢そのものを見直さなければ、再発防止には繋がらないと思います。それと、この誤りがこども課新設直後のことであり、これからこども家庭センター新設という中でも心配されます。</p> <p>役場のチェック体制機能が働いていなかった問題は、町民サービス低下にも繋がる問題です。しっかりとした体制作りを構築していただきたいと思っています。惨憺たるありさまを繰り返さないためにも、厳しい判断ですが議案第14号には反対の立場をとらせていただきます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>12番、渡辺均君。</p>
<p>12番議員</p>	<p>12番、渡辺です。私も反対の立場で討論を行います。</p> <p>理由は今的埜議員と重なった部分がありますので省略しますが、私の一つの反対理由として、補正の回数の多さです。今回も9号となっております。議員必携には予算は年間予算として編成し、計画的かつ効果的に執行すべきであり、何となく使って何となく予算不足を生み、安易に次から次へと追加する。これを年に7、8回も行っているケースもあると厳しく警鐘を鳴らしています。7、8回もという議員必携に書いてあるのを9回で上回っているわけです。いろんな事情があるにしろです。当初予算の、先ほども申しあげましたけど、きっちりした計画ができていないがゆえに、補正が多くなるんじゃないかということで、この点について、以前にも私は警鐘ならしましたが、いたずらに補正を組むべきじゃないと。安易な補正を慎むべきであると考えているところで、反対の意見を差し上げます。</p> <p>次に、この今回の補正には上程しておいてしかしながら、皆減、要は0という事実が入っております。補正の意味は何か。例えば、農林水産費の農業費。新規就農や最適土地利用事業、これは未消化で、その総額が800万を超えておるわけです。逆に言うと、過剰に見積もって、補正に計上したのかと。その辺はわかりませんが、補正たる所以がここには全く顧みることができません。補正予算は政治経済社会情勢の変化により、追加したり変更を加える必要があったときに編成する予算です。その本旨を逸脱している予算が含まれている。安易な補正予算を組むことに対し、議員としてこれを容認することはできません。安易なという言葉の例えとして、</p>

	<p>例えば、今回の定例会の一般質問で菊池議員が小諸の終活制度を紹介し、小海でも導入したらどうかという適切な政策を提案し、行政側もやりましようという返事をいただきました。しかし、この答弁に対して、6月の補正で社協にやってもらうという返事が具体的になされました。一般予算がまだ未確定な状態で、補正を6月の補正でという答弁。これがいかに補正を安易に取り上げているかという反証ではないかと私は思うわけです。何かあったら補正でやればいいんだという予算編成の立ち位置がここに明確に示されているわけです。このような予算執行を議会として容認するのか、してよいのか。それで、議会の役割は全うできるのか。議員各位にも、適正な判断をお願いしたいと思います。</p> <p>先ほどの埜議員が計画作りのプロセスで虚偽の答弁があったり、工期問題、後ほど出てくるかもしれませんが、わずか1ヶ月か2ヶ月後に当初の予定が大きく変更されるようなことが示されました。今予算とは関係ないんですけども、審査とするというのは、議会の最大の責務であります。このことを肝に銘じて、私は議員各位に勇気を持って再編、再検討を求める採択に賛同いただきたいと思います。以上です。</p>
議長	2番、小池喜昭君。
2番議員	<p>2番、小池です。私は賛成の立場で討論させていただきます。</p> <p>まず、補正予算については職員の方々とお話をしていれば、補正していかなければやっていけない。要は、その時々に応じて、次の目標に向かってやっていくために補正を組んだり、できなくなったんで補正を落としたり。これについては、職員の皆様が一生懸命やっているのは我々は無視してはいけません。皆さんによく聞いていただいて、職員の方々とも話をさせていただいて、私もここは補正組んでも仕方がないと。国、県でも補正予算というのは当然ありきのものでありますから、ぜひこれまで以上に仕事に、皆さん芯を持って立ち向かっていると。物価高だとか、そういったこともあって、補正を組まなきゃいけないときもあります。そういった意味では、ぜひこの補正は私は賛成でございますので、私の方の言葉とさせていただきます。以上です。</p>
議長	他に討論のある方はございますか。
	(なし)
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第14号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第14号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求</p>

	めます。
	(挙手多数) 反対：5番、6番、12番
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第14号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	続いて、議案第15号「令和7年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第15号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第15号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第15号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	続いて、議案第16号「令和7年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第16号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第16号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第16号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。 ここで3時10分まで休憩といたします。 (ときに14時58分)
<u>日程第18「議案第17号」</u>	
議 長	(ときに15時10分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第18、議案第17号、「小海町過疎地域持続的発展計画の策定につい

	て」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 17 号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 19「議案第 18 号」</u>	
議 長	日程第 19、議案第 18 号、「建設工事請負契約の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。小池こども課長。
(こども課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。5 番、渡邊晃子君。
5 番議員	5 番です。お願いします。 まず、工期の遵守についてということでお聞きしたいと思います。工期今回 7 月 31 日まで延期をとということになりました。あの前回、この元である工事請負契約議決の際、10 月の際、私達散々質疑で契約違反等あった場合規定はどうかと質疑でお聞きしましたがけれども、はっきりと明確に

	<p>お答えがなかった。町長は罰則等等必ずございます、ございますけれどもそれを使わないようにみんなで応援していこうじゃないですか。そういうことを強くおっしゃった。今回はしっかりとその罰則がどうなのか、明確に契約、これ違反した場合のどうなるのか、罰則について明確にお答えください。</p>
町長	<p>罰則を科す場合には、一方的に相手を見捨てるといいますか、勝手に相談もなく決めたことに対する罰則がございます。しかし今回は、相談をした上での我々と協議した上での数字でございますので、罰則は考えておりません。</p>
5番議員	<p>7月、これが守れなかった場合にどうするかということをお聞きしているんですけれども、その辺りお願いします。町の責任の方についてもお願いします。</p>
町長	<p>今のところ守れなかったことについては、考えておりません。</p>
5番議員	<p>前回もですね、もちろん信じて、町長本当に強く信じて応援していこうじゃないかと、町民あげて応援していこうと言ってこの結果になったわけです。そういう規定がないというのは、それは協議の上ということですが、でもおかしいと思います。また、町に対しても、町の方の責任というのでも問わなければいけないと思います。これだけの多額の公金を使っている。そして工期が遅れている。実害が子供たちにも出ているわけです。請負業者へのペナルティも課すべきですし、町の一番のこういった強い答弁をした町長の責任も強く問われていると思います。</p> <p>もう一点、既に繰り越しも行われ、1億円以上支払っているわけですが、1月の臨時議会の際の全員協議会の資料によりますと、新津組の12月25日付けの工程表だと、3月には56.8%の出来高の予定になりますけれども、現在の進捗状況がどうなっているかお願いします。</p>
こども課長	<p>現在のところですが、%的には5割から6割で、実際にその%というもの、物、材料だとかそういったものの発注から含めてということになります。現在現場の方では基礎が終わりまして、それを埋め戻しにして、今月もしくは来月頭ぐらいから実際に柱が立ち上がってきて、屋根が乗せられてくるという状態で、工事自体は順調に進んでおります。</p>
議長	<p>6番、的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>6番、的埜です。</p> <p>ただいまの答弁で責任が誰にも生じないということは、やはり信じがたいと思います。我々10月の議会の中で、工期もそうですし、契約解除、工期</p>

	<p>遵守、そういうことが守れなかったらどうする。規定はどうなってるっていうことを散々繰り返して、町長は間に合わないということを前提に疑っているような感じを伺えると、そういうようなことを答弁されました。そして町中を挙げてこういう素晴らしい計画でありますので、ぜひ応援をしていただいて工期内に仕上げるということを目指していきたいと思っております。そういうようにお答えしたわけです。そして、罰則等等は必ずございます。ございますけれども、それを使わないようにみんなで応援していかうと、今晃子議員からありましたが、そういうようにお答えがあったわけです。またこれ以上の工期延長と、これ以上の工事費の増額は本当に許されないと思います。7月31日に必ず出来上がり、これ以上の増額はなしと約束できますか。お願いします。</p>
教 育 長	<p>お疲れ様でございます。まず工期についてであります。これにつきましては、契約約款の第22条に示されてございます。先ほど町長が答弁をした通りでございます。そして7月末に完成をということであります。これにつきましては変更、にこの変更協議の中で7月末議決をいただきますと、現在も当然それに合わせた工程表、そういうものが提示をされております。そういう中でしっかりと工期の遅れ、そういうものが生じた場合には、そういうものを回避する。そういう現場管理、監督をしていくということであります。現在、現場協議を2週間に1回、そして、大まかな工程の確認を1週間に1回行っております。従いまして、何かの弾みで遅延をした場合は、そのときそのときに対応するという現段階の姿勢でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
6 番 議 員	<p>子供たちや未満児親子が少しでも早く使えるようにと、そういう理由づけで問題を隠し続けた上で強引に事業を進めた結果、私達が懸念した工期の遅れとなりました。これが初めてではないわけです。だから懸念したわけでこういうことが繰り返される問題はどういうことなのか。問題は一体どこにあるのか、その辺どう総括されてますか。お願いします。</p>
教 育 長	<p>ちょっと隠すとかそういうことちょっとよくわからないんですが、まず子供たちのためにというご発言でございます。これは我々も全ての業務というか、子育て部分について子供たちのために、これを第1に考えております。そして、現在例えば小学生、そういう子供が1日も早く使えるようにという気持ちの中で、このような工事の進め具合だということでもあります。ですから、もしこれがなかなか着工にできない。ですから今小学生はこのまま使わないで我慢してくれ。そういうことでなく、1日も早く使え</p>

	るような形で物事を進めてまいりたいという状況でございます。
6 番 議 員	子供たちを第1に考えているというご答弁でしたが、このことによって児童館リニューアルオープンも遅れるわけです。町長、新年の挨拶の中でも、7年度の最も大きな事業であります。児童館の増設を行っております。充実した空間を広々と利用していただけるよう整備を進めてまいります。あたかも7年度事業として扱った発言です。この顛末を町民にどのように、どの形でどのような形で開示されるのか、お答えください。
町 長	請負側と協議を続けた結果、そして細部にわたり話し合いを続けた結果がこれでございますので、そういったことを公表するというか、誰々が悪い、誰々を犯人にしたいという意味はございません。もちろん、結果的にどこかにあって、そういうものができたという形にはなっただろうかと思えますけれども、初めから犯人を作るための話し合い。そういうものはする気はございません。したがって1日も早く、7月31日までにはしっかり完成していきたいというふうに思っております。
議 長	12 番、渡辺均君。
12 番 議 員	渡辺です。今の町長の答弁に対して、非常にこれでいいのかと。この問題を不可抗力というふうに処理したら、反省の意味ないんです。やむを得なかったんだ。やむを得なかったんだから謝罪する必要ないんですよ。やむを得ないんだから。でも、ここにね、何らかの事業を進める手順、諸々が瑕疵があったから、例えば10月の契約で、12月には既に4ヶ月の工期延長が申請されると。でも、その申請される工程表を見たら12月の25日になってます。町の説明は12月の頭の議会であった。どこでどういうふうに協議したのか。大きな疑問が残ります。そもそも10月の段階で工期は、十分に協議しなかったのか。そこに責任が生じる余地があると思うんですね。それに対して今、町長は不可抗力だという言い方をした。全く責任感がない。私はここまで事業は進んでやってるものに対して、非常に忸怩たる思いがあるんですけども、今回進めるにあたって、3つの点をぜひはっきりさせていただきたいと。1つは、酷な言い方をしますけども、職員の処分をするのかしないのか。その処分に当たって、
議 長	ちょっと待ってください。この内容からちょっとずれてるでしょ、職員の処分だなんていうのは。あれとはちょっとかけ離れているので、ちょっとその辺の趣旨をちゃんと。
12 番 議 員	きちっと責任の所在を確認する。誰に責任があるのか。それを今問っているわけです。その責任が職員にあれば、職員の処分になります。責任果

	<p>たしてないんですから。その絡みで今質問、議長よろしいですか。すみません。</p> <p>次にですね、今的埜議員も言いましたけど、そのどういう形で町民に開示するのか。小海館報なんかではつきり事実経過を説明し、どういう形で謝罪するのか。3点目はですね、今後の再発防止策、先ほど口頭では言いましたけれども、今まではこうやってきた。しかしながら、ここに齟齬があったんで今回の問題が起きた。だからこう直します。いう話がないんです。抽象的に緊密に意見を交換し合います。これは再発防止になんない。3点お答えください。1つは、ご自身の、あるいは教育長も含めた自らの謝罪とペナルティを科すのか科さないのか。それから広報をどうするのか。それから再発防止をどうするのか。3点お答えください。</p>
総務課長	<p>職員の処分についてというようなことが、一番最初にございました。職員の処分、これは懲罰委員会等、内部的にはそういうところで審議をするものですが、処分に値する結果が出た場合ということでございまして、冒頭に町長からも発言があった通り、この問題についてはこの年度の予算の中でまた受けられることになった補助金の話ですが、そういうことですので、結果が、これが入らなかったっていうことになればその対象になろうかと思えますけれども、そういったことは今、今後考えるに値しない段階だという判断をしております。以上です。</p> <p>お知らせということですが、これについては進捗状況、今広報等がございまして、どういった進捗状況だということで、オープンに向けての話題もあるとありますので、そういったところでこれから何度かそういったお知らせはできると思えます。</p> <p>そして3点目の今後についてということも、冒頭、町長発言があった通りでございます。いずれ職員の気持ちを引き締めて行うということでもありますので、こういうきっかけがあったときに、もう一度見直す。そういうようなことを考え直して、引き締めて行っていくというようなことを今後の対応として、また課長等会議の中でもお話をしていきたいと思えます。以上です。</p>
12 番議員	<p>今進捗状況を見ながらっておっしゃいましたけども、9月から3月までに虚偽の答弁というのが事実として生じているわけですね。で、まずはこのことを早急にね。次の館報等でつまびらかに開示するということは絶対すべきだと。そういう理解で私はいますが、それでよろしいでしょうか。</p>
総務課長	<p>これに関しては虚偽であるのか否かということは、判断はわかれると思</p>

	ますので、こちら側の対応、それも検討させていただきたいと思います。以上です。
12 番議員	判断がわかれるというのは非常に心外な言葉。ちゃんと虚偽の答弁をしたって言ってるじゃないですか。だったら、だから謝罪してるわけでしょ。もう3回だから、もうあまり言いませんけども、繰り越しが安易に行われてるんじゃないかという懸念があって、それは先ほど言いましたように、10月の契約で12月の頭にも4ヶ月繰り延べている。しかもそれが業者の方の工程表では12月の末の日付で工程表が出されている。ここに大きな齟齬があって、結局、先ほどの反対討論でも言いましたけど、既成事実を作ってあとは押し切るという行政執行の態度があるわけですから、私はもうこれ最後ですけども、しっかりしたけじめをつける。とそのためには、信賞必罰で自らの処分も含めて決断させていただきたいと思うんですが、町長いかがですか。
町 長	先ほどから虚偽虚偽と言いますけれども、虚偽の答弁をしたことはないです。したがって、罰則を加えるというようなものには当たらないと思いますので、ただ、その中にですね、やはり例えば業者との打ち合わせ等々は綿密にしてきたわけです。そういう中で生じたということで、ご理解を願いたいと思います。
議 長	他に質疑のある方はございますか。
	(なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。5番、渡邊晃子君。
5 番議員	5番、渡邊です。私は、議案第18号、建設工事請負契約の変更について、本当に誠に遺憾ながら反対の立場で討論いたします。改めて振り返ります。先ほど質疑の中でも紹介のようにしましたが、10月の臨時議会の元の契約議決の審議の際、再三質疑で工期が守れなかった際の措置規定は、罰則はどうか。お聞きしましたが、町長は先ほども言いました。疑っているような感じを伺いますと。とにかくみんなで応援しましょうと豪語されました。様々理由は述べられながらも、とにかく結果、その後答弁から2ヶ月で間に合わないとなった事実があります。そしてこれは今正式に契約議決を議会に諮っている今、改めてこのようなご答弁しっかりと重く受け止めるべきです。当初、工事費2億8000万円が増額となり、3億1680万円もの事業。国と県からの補助が改めてついたということですが、結果的にはこの2割にしかありません。子ども子育て事業債9960万円、過

	<p>疎債 930 万円差し引いて残り 1 億 4500 万円、これも含めて、町民が払っていくことになります。これにさらに昨年 7 月現在は参考価格だったとはいえ、3400 万円だった外構工事が半年余りで 5447 万円、1.6 倍にも膨れ上がりました。さらに現在の中東情勢もあります。どうなるのか。前回の 10 月の再討論でも申し上げました。未就園児親子が一日中雨でも過ごせる場所は求められてきましたし、児童館が手狭だという問題は長年あり、当初私達も反対はいたしませんでしたが、当初からこの間の経過、これほどまでの増額、また 7 月までの工期延長。10 月に契約となりフェンスで児童館の園庭囲われ、子供たちは園庭で自由に遊べなくなりました。それなのに、なかなか工事が始まらない。さらに、この 4 月新学期から、広々遊べると楽しみにしていたのに、夏までこのまま。結局子供たちにしわ寄せがいつてしまっています。当初から意見を募集したり、説明会も開催されたりと、それなりのご対応努力されてきたことは理解をしています。しかし、その後の変遷ぶり、これを一体どう説明するのか。先ほどのご答弁でもしっかりとした意思が確認できたとは言えません。責任は本当に重大です。そして議会は昨年 9 月の、先ほど町長虚偽答弁なかったとおっしゃいましたけれども、虚偽、結果的に虚偽だったと、全員協議会で先日お認めになったわけです。この虚偽答弁の上に、補正予算もこの事業自体も議会は承認してきました。その虚偽答弁を議会側から指摘されるまで公にしなかったという事実を促されて謝罪をする。これだけの大きな事業を 1 人の担当職員の肩に背負わせてしまった責任管理。チェックできなかった責任。現在、どれだけの職員が、職員がどれだけの案件を 1 人で抱え込んでいるのでしょうか。きちんと報告相談ができる体制になっているのでしょうか。この組織体制のあり方が改めて深く問われています。先ほど町長から謝罪、再発防止策述べられました、本当に変わるんだという強い意志、努力がないと、また同じことの繰り返し。職員が潰れていくと強く懸念をしております。改めて先ほどこれ以上の増額延長はないということを申されましたけれども、議会側はこのご答弁、深く重く受け止めて注視してまいります。以上で反対討論といたします。</p>
議 長	12 番、渡辺均君。
12 番議員	渡辺でございます。虚偽の有無について、これは私が長野県庁行って、173 万について、県の事情で 173 万になったんですか。町は説明してるけどいかがですかって言ったら、それは町から提案された数字ですとはっきり言われたわけです。これは食い違い、これはやっぱり虚偽だったと私は

	<p>思うんですね。しかしながら、多分県も相応に事情を勘案して、予算を少し復活して、とにかく事業はやろうということで、加算がされたと思うんですけども、ここまで来た以上、今更どうしようもない。議員誰もがそう思ってるでしょう。しかし、こういう形で進んできたこと、議会に対して軽視してきたこと、これは事業をこれから進めるということと同時に、しっかりけじめをつけなければいけない。そういった意味で私は3点のけじめのつけ方、職員と町長、教育長自らにどういうペナルティを課すのか。それから、このことを町民にどういうふうに関示するのか。それからあと再発防止。それをきちんと示すことによって、ここまで来た工事をやめるわけにはいかないという判断が、そこで導かれるわけです。しかしながら今町長は、それらを一切認めておらないです。そしたら議会としてはどうい判断が残されているか。冗談じゃないという判断しかないじゃないですか。歩み寄る余地ないじゃないですかそれじゃ。私はそのきちっとした答弁、しっかりした反省、自らへのペナルティ。これを前提にしたときに、ここまでやってきたものはしょうがないなという判断を自らに科そうと思ってます。しかしながら、今の状態ではとても賛成するわけにいかないの、反対の討論にいたします。</p>
議 長	他に討論のある方はございますか。
	(なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 18 号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) 反対：5 番、6 番、12 番
議 長	挙手多数と認めます。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第20「同意第3号」</u>	
議 長	日程第 20、同意第 3 号、「副町長の選任同意について」を議題といたします。ここで吉澤総務課長の退席を求めます。
	(総務課長退席)
議 長	事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町長。

(町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから同意第3号を採決いたします。本案を原案のとおり同意する事に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意する事に決定いたしました。ここで吉澤君雄君の入室を求めます。
(吉澤君雄氏入室)	
議 長	ただいま、吉澤君雄君が副町長に同意されたことをご報告いたします。ここで、吉澤君雄君よりあいさつをお願いします。
総務課長	ただいまは、私の人事案につきまして、ご同意をいただきましてありがとうございます。大変身の引き締まる思いでいっぱいでございます。4月からですけれども、黒澤町長を補佐し、そしてまちづくりのために微力ではありますが、貢献していきたいと考えております。議会の皆様方とは、よく車の両輪に例えられる通りでございます。目指すところは一緒だと思いますので、事業の選択、それから実施の方法という手段など、そういったことを日頃から議論できればありがたいと思います。 いろいろな点でご指摘をいただくことが多いわけですが、なるべく円滑にいくように進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまはどうもありがとうございました。
<u>日程第21「議案第19号」</u>	
議 長	日程第21、議案第19号、「令和8年度小海町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。

(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。歳入、6 ページ。歳出、7 ページ。5 番、渡邊晃子君。
5 番 議 員	5 番ですお願いします。 この派遣職員というのは、期間としては、いつからいつまで予算
総 務 課 長	令和 8 年から 2 年度間になります。
議 長	補正予算給与費明細書、8 ページ。9 ページ。10 ページ。11 ページ。12 ページ。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
(なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 19 号を採決いたします。本案を原案のとおり決定する事に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 22 「議会改革特別委員会の設置について」</u>	
議 長	日程第 22、「議会改革特別委員会の設置について」を議題といたします。議会改革特別委員会については、議員報酬及び議員定数に関する事、及び開かれた議会への取り組みに関する事の調査、研究を目的に、委員 11 名で構成する特別委員会を設置し、調査研究が終了するまで、閉会中の継続審査及び調査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声)	
議 長	異議なしと認めます。よって、委員 11 名をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。 ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において掲載した名簿のとおり指名いたします。

日程第 23 「議会基本条例策定特別委員会の設置について」

議	長	日程第 23、「議会基本条例策定特別委員会の設置について」を議題といたします。 議会基本条例策定特別委員会については、議会基本条例の策定に必要な調査、研究を目的に、委員 4 名で構成する特別委員会を設置し、調査研究が終了するまで、閉会中の継続審査及び調査することにしたいと思えます。 これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声）		
議	長	異議なしと認めます。よって、委員 4 名をもって構成する議会基本条例策定特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。 ただいま設置されました議会基本条例策定特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において掲載した名簿のとおり指名いたします。
議	長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。 各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）		
議	長	「異議なし」と認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 閉 会</u>		
議	長	以上をもちまして、本定例会に提案されました議案に対する審議は、全て終了いたしました。これにて、令和 8 年第 1 回小海町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（ときに16時02分）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

2 番 議 員

3 番 議 員